# 美郷町文化財保存活用地域計画
# （案）

令和６年(2024)１月

島根県美郷町

（美郷町教育委員会）

# 目　次


序章----------1

第１節　計画作成の目的と役割……1

１　計画作成の背景……1

２　計画作成の目的と期待される効果……3

３　計画の対象……4

４　広域的及び国際（地球）的な視点……7

第２節　計画の位置づけと計画期間……9

１　計画の位置づけ……9

２　上位計画・関連計画等の概要……11

３　計画期間……14

第１章　美郷町の概要----------15

第１節　位置及び交通条件……15

第２節　自然環境……17

１　地形……17

２　地質……19

３　気候……20

４　動植物……24

第３節　社会環境……28

１　人口……28

２　産業……30

３　入込観光客数と主要観光資源……31

４　文化財の保存・活用に関係する公共施設……33

５　地域・地区区分と概況……35

第４節　歴史環境……38

１　美郷町の歴史概況……38

２　美郷町の沿革……47

第２章　美郷町の文化財の概要----------48

第１節　美郷町の文化財調査……48

１　文化財の把握調査……48

２　これまでの文化財の詳細調査……53

第２節　美郷町の文化財の概要……54

１　指定等文化財……54

２　未指定文化財……61

第３章　美郷町の歴史文化の特性----------76
第１節　美郷町の歴史文化の基軸と特性……76
第２節　美郷町の歴史文化の特性（内容）……77
１　「交流」が培った美郷の歴史文化……77
２　「川」と共生してきた美郷の歴史文化……80
３　「山」と共生してきた美郷の歴史文化……81
４　「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化……82

第４章　文化財の保存・活用の方向性と課題・方針----------89
第１節　文化財の保存・活用の方向性と将来像……89
１　目指す目標（将来像）……89
２　文化財の保存・活用の方向性……90
第２節　美郷町の文化財の保存・活用の課題……91
１　課題設定の考え方……91
２　文化財の保存・活用の現状と課題……92
第３節　文化財の保存・活用の方針……101
１　文化財の把握・調査の充実……101
２　分野別の文化財の保存・活用の充実……101
３　文化財の防災・防犯の強化……103
４　文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化……103
５　文化財の保存・活用の推進体制づくり……104

第５章　文化財の保存・活用の措置----------105
第１節「文化財の把握・調査の充実」に関する措置……107
第２節「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置……108
第３節「文化財の防災・防犯の強化」に関する措置……111
第４節「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」……113
に関する措置
第５節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置……114

第６章　関連文化財群と文化財保存活用区域----------115
第１節　美郷町における関連文化財群……115
１　美郷町における関連文化財群の考え方……115
２　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」の展開……120
第２節　美郷町における文化財保存活用区域……124
１　美郷町における文化財保存活用区域の考え方……124
２　文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」…128
の展開

第７章　文化財の保存・活用の推進体制----------132
第１節　美郷町及び関係機関・団体……132
１　美郷町（行政）の体制……132

２　町内の関係機関及び団体……133
３　町外（内外）の関係機関……134
４　文化財保存活用支援団体について……134
**第２節　地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制……135**
**第３節　計画の進行管理と体制……137**

**資料編**
**資料１　計画作成の体制……**
**資料２　計画作成の経過……**

# 序章

## 第１節　計画作成の目的と役割

### １　計画作成の背景

**■江の川の舟運と石見銀山街道に代表される交流の遺産、そして山間の多彩な文化財※1**

美郷町は、島根県のほぼ中央に位置し、中国地方において最大の河川である江の川が貫流する山間のまちである。この江の川は山地を貫いて流れる希有な河川（先行河川）で、かつては舟運による陰陽の大動脈となり、本町は江の川舟運の中継地（浜原）として栄え、各所に川舟の係留地（港）があった。

また、江戸時代には、日本最大の銀山であった「石見銀山」で採掘された銀の輸送路「石見銀山街道」が通り、江の川舟運との唯一の結節点でもあった。



銀山街道の半駄ヶ峡（はんだがかい）付近から見た江の川（浜原ダム付近）

これら舟運と石見銀山は、現代につながる本町の歴史的環境やその背景となっている。

こうした環境の中で、石見銀山街道や江の川沿いの町場、山間の集落には、民家や商家、寺社の伝統的建造物がその周辺環境（景観）と一体となって存在し、街道の道標などの石造物、絵馬・仏像・古文書等の美術工芸品も多数残されている。

また、川の恵みであるアユ、ウナギ等の漁や様々な料理が引き継がれ、山くじら（イノシシ）やお茶といった山の産物にも恵まれ、多彩な食文化が地域に息づいている。加えて、山城跡やたたら跡等の遺跡、滝や渓流等の名勝地、スギやイチョウ、サクラ等の巨木、シャクナゲの自生地などもあり、石見神楽（令和元年度に日本遺産認定）、花田植、シャギリ等の民俗芸能も受け継がれている。

まさに、川（江の川）と山と交流（街道・舟運）が培った歴史文化といえる。

以上のような文化財や周辺環境は、郷土への誇りや愛着を醸成し、心に残る風景（原風景）を形づくる重要な役割を担うとともに、学校教育・社会教育、観光や地域の活性化における拠り所となっている。

**■文化財を取り巻く厳しい状況**

一方で、本町においても、過疎化・少子高齢化が進み、伝統行事の担い手の不足、空き家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失、耕作放棄地の増加、集落や田園景観の変容など、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。

---

**※1 文化財とは**

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書　平成 19 年 10 月）。

とりわけ、未指定文化財は、部分的に把握しているものの、価値や詳細な内容が把握できていないものが大多数である。また、把握できていない未指定文化財は膨大な数にのぼると考えられ、継承が難しくなっているもの、劣化・滅失が懸念されるもの、存在が忘れられそうなものが多数あると推定される。

さらに、本町の厳しい財政状況の中で、国の様々な補助制度の活用による事業費の確保や事業の選択と集中を考えていくことが重要となっており、文化財の保存・活用についても効果的で効率的な取組が求められる。

**■文化財保護法の改正と美郷町における文化財保存活用地域計画作成の必要性**

平成 30 年(2018) 6 月 8 日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年(2019) 4 月 1 日に施行された。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定された。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る。」（文化財保護法改正の概要：文化庁平成 30 年 7 月）とされている。

この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン（行動計画）である。また、地域に所在する未指定文化財を把握するための調査に関する事項を明記するとともに、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。

本町としても、文化財行政を効果的・効率的に進めるためには、文化財保存活用地域計画を作成する意義は大きい。

なお、本計画に関しては、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（最終変更　令和５年３月　文化庁)」（以下「地域計画指針」という。）が示されている。

**■美郷町のまちづくりと文化財行政の一体化**

文化財行政は､本町のまちづくりの一翼を担うものであり､まちづくりの理念に合致し、まちの将来像の実現に寄与することが求められる。そのことは、前述の「効果的で効率的な取組」及び「文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン」とするためにも必要である。

本町のまちづくりの理念は、最上位計画である「美郷町第２次長期総合計画（後期基本計画)」において「水と緑　いきいき輝く　夢あふれる協働のまち」とし、将来像を「美しいまち・ひと・くらしがつながる　みんなの美郷」としている。

こうした理念と将来像にある「協働」や「みんな」は、文化財保護法の改正の趣旨にある「地域社会総がかり」での文化財の保存･活用と共通するものであり、これらも考慮して「美郷町文化財保存活用地域計画」）（以下「本計画」という。）を作成する。

## ２　計画作成の目的と期待される効果

### （１）計画作成の目的

美郷町の文化財行政を効果的・効率的に進めるため、文化財に関するマスタープランかつ基本的なアクションプランとして本計画を作成する。

この中では、本町の文化財の概要や特性、課題などを整理した上で、文化財の保存･活用の基本理念や方針、文化財の調査や保存・活用の措置及び推進体制などを明らかにする。

また、本計画を推進することで、多様な交流や地域のまちづくりを促進し、住民や出身者等の郷土への誇りと愛着、そして定住意識を醸成するとともに、文化財行政以外の施策・事業の実施と合わせて広く本町への関心を高め、訪れたくなるまち、更には住んでみたくなるまちに資することを目指す。

### （２）計画に期待される効果

美郷町として本計画を作成し、国の認定を受けた場合、次のような効果が期待されるとともに、その効果の発揮に向けて、文化財の所有者等（保持者・管理者等を含む。）や住民・地域団体等と連携しながら、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組む。

○本計画が認定されることで、本町の行政計画における位置づけが明確となり、財源確保を含め措置（事業）を継続性・一貫性を持って計画的に推進できる。

○本町における文化財行政の方向性や措置などを広く周知することで、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことができる。

○未指定文化財を含めた多様な文化財を、持続的かつ総合的に調査・把握し、それらの保存・活用を進めることができる。

○住民等にとっては、所有する未指定文化財、地域で行われている未指定の民俗芸能等にも光が当てられ、それらの保存（継承）･活用及び文化財を活かしたまちづくりへの支援を得やすくなる。

○文化財行政とまちづくりや観光などの行政分野が連携するとともに、住民・地域団体等とも一体となって、文化財の保存・活用を進めていくことになり、地域の活性化や魅力づくりにもつながる。

## ３　計画の対象

本計画の対象は、町内に存在する文化財であり、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動など（文化財の周辺環境）も含めることとする。なお、本計画においては、第３章において「美郷町の歴史文化の特性」を記すことになるが、ここでいう「歴史文化」とは、文化財とその周辺環境と定義する（下記の枠内を参照）。

また、文化財保護法（以下、「法」という。）が保護しようとしている対象は、文化財（６類型：法第２条）、埋蔵文化財（法第 92 条）、文化財の保存技術（法第 147 条）である（次頁を参照）。

これらに加え、文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しないが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産（広義の文化財）にも配慮する。

文化財保護法上の文化財に必ずしも該当しないと考えられる文化財としては、例えば、伝統的に継承・公開されてきた「江の川・三瓶山・石見銀山の山々が良好に眺望できる場所（視点場）…名勝地以外」、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業の音・におい・香り」、「地名」、「方言」などが想定される。これらも大切な“地域の宝”であることを、住民等に伝えていくこと、また、できる限り守り（継承し）、活かすことも意図する。

**歴史文化とは**

**〇歴史文化の概念**

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（「文化財保存活用地域計画」パンフレット　文化庁）。

**＜文化財保護法が保護しようとしている対象＞**

**文化財保護法第２条（文化財：６類型）**

**〇有形文化財**

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

**〇無形文化財**

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの。

**〇民俗文化財**

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

**〇記念物**

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの。

**〇文化的景観**

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

**〇伝統的建造物群**

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

**文化財保護法第 92 条（埋蔵文化財）**

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。

**文化財保護法第 147 条（文化財の保存技術）**

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。




※『島根県文化財保存活用大綱』の「文化財と文化財をとりまく環境」を参考に作成

図１　本計画の対象（歴史文化：文化財と文化財の周辺環境）と構成

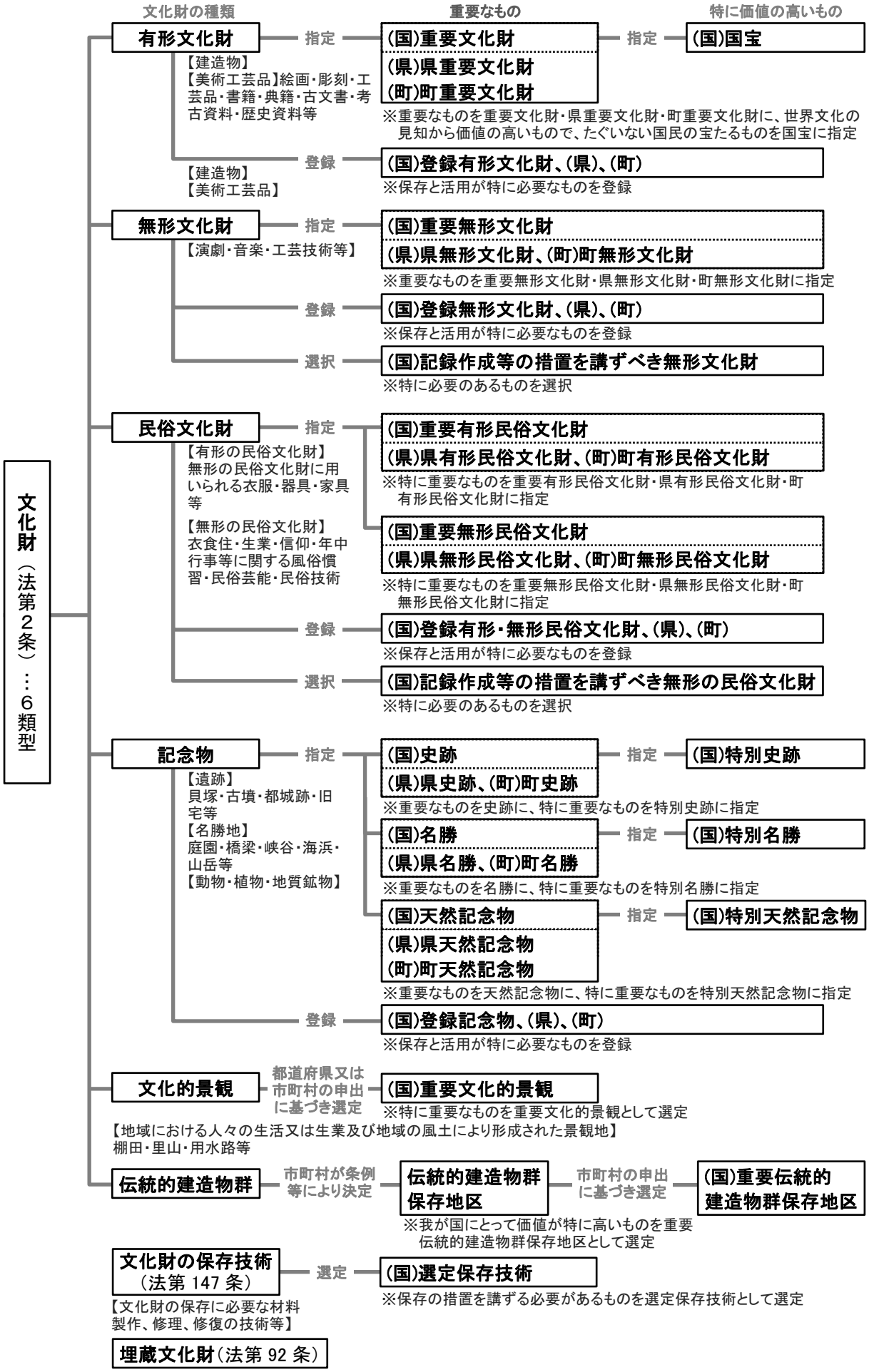



図２　文化財の体系（文化財保護法）

## ４　広域的及び国際（地球）的な視点

### （１）文化財の保存・活用における広域的な視点

美郷町の文化財及び歴史的環境のうち次の２つは、町域を越えてつながり合った歴史を有する代表的な存在である。本計画では広域的な連携の主要な資源としても捉え、措置や体制づくりに反映する。

**■石見銀山街道**

石見銀山街道は、銀を産出する石見銀山とその積み出し港のある尾道をつないでいた街道であり、美郷町ではやなしお道と森原古道が史跡となっている。なお、石見銀山（大森町）から日本海側につながる道（温泉津沖泊道、鞆ケ浦道）も石見銀山街道であり、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産となっている。

石見銀山街道に関しては、「銀山街道沿線市町等連絡協議会」を立ち上げ沿線の 10 市町等で連携して広域的な取組を行ってきている。

こうした石見銀山街道については、今後とも広域的な連携による保存･活用を進める。

**■江の川や旧三江線**

美郷町を貫流する江の川は、広島県に源流がある中国地方最大の河川であり、舟運で日本海側と三次方面をつないでいた。また、江の川沿いを中心に江津市と三次市をつないでいたのが三江線であり、平成 31 年(2019)に全線廃止となった。

こうした江の川や旧三江線を通じた広域的な連携を目指す。



石見銀山街道から見た銀山の山並み(左手が大江高山、中央右手のなだらかな稜線が仙ノ山)



江の川と山並み

## （２）ＳＤＧｓを考慮した文化財の保存・活用～国際（地球）的な視点～

平成 27 年(2015) 9 月の国連サミットで採択されたＳＤＧｓ※3（持続可能な開発目標）は国際社会共通の目標であり、達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットが示されている。我が国においては、平成 28 年(2016) 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「ＳＤＧｓ推進本部」を設置し、「ＳＤＧｓ実施指針」が決定され、令和２年(2020)12 月には『ＳＤＧｓアクションプラン 2021』が決定されている。

本計画においては、下記の８つの持続可能な開発目標を取り入れ、文化財行政の面からも達成に寄与することを目指す。



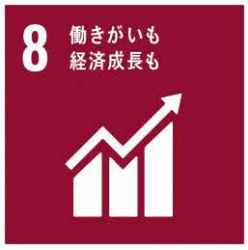

**【目標３】**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
**→文化財を住民の心と体の健康づくりに活かす。…本計画において寄与する視点（以下同様）**




**【目標４】**
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
**→学校教育に文化財を活かす。**




**【目標６】**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
**→文化財保護を通じて、水に関連する生態系の保護･回復に寄与する。**




**【目標８】**
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント･ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。
**→文化財の活用や文化振興を、地域経済の活性化や雇用の確保につなげる。**




**【目標 11】**
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
**→文化財を活かした公共スペース等の魅力づくり、防災･安全の確保に留意する。**




**【目標 13】**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
**→文化財の防災・防犯においては、気候変動がもたらす危機等を学ぶ機会を確保する。**




**【目標 15】**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
**→文化財の保存・活用においては、森林や生態系の保全に配慮する。**




**【目標 17】**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
**→文化財の保存･活用においては、住民・地域団体等とのパートナーシップを大切にする。**

資料：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」外務省

## 第２節　計画の位置づけと計画期間

### １　計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の３第１項の規定に基づき作成するものであり、内容に関しては、文化財保護法をはじめとした関係法令等に準拠し、文化財の保存・活用の措置などを明らかにしている。

また、美郷町の最上位計画である「美郷町第２次長期総合計画」と「美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び教育部門の上位計画となる「美郷町教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「島根県文化財保存活用大綱」を勘案して作成した。

なお、作成にあたっては、「美郷町過疎地域持続的発展計画」などの関連計画、及び文化財部門の個別計画（史跡石見銀山街道保存活用計画）と整合を図った。

このようにして作成した本計画は、美郷町の文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン（行動計画）となる。

---

※3 ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals の略）

2015 年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」ことを誓っている。ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。（外務省ＨＰの記載を一部要約）

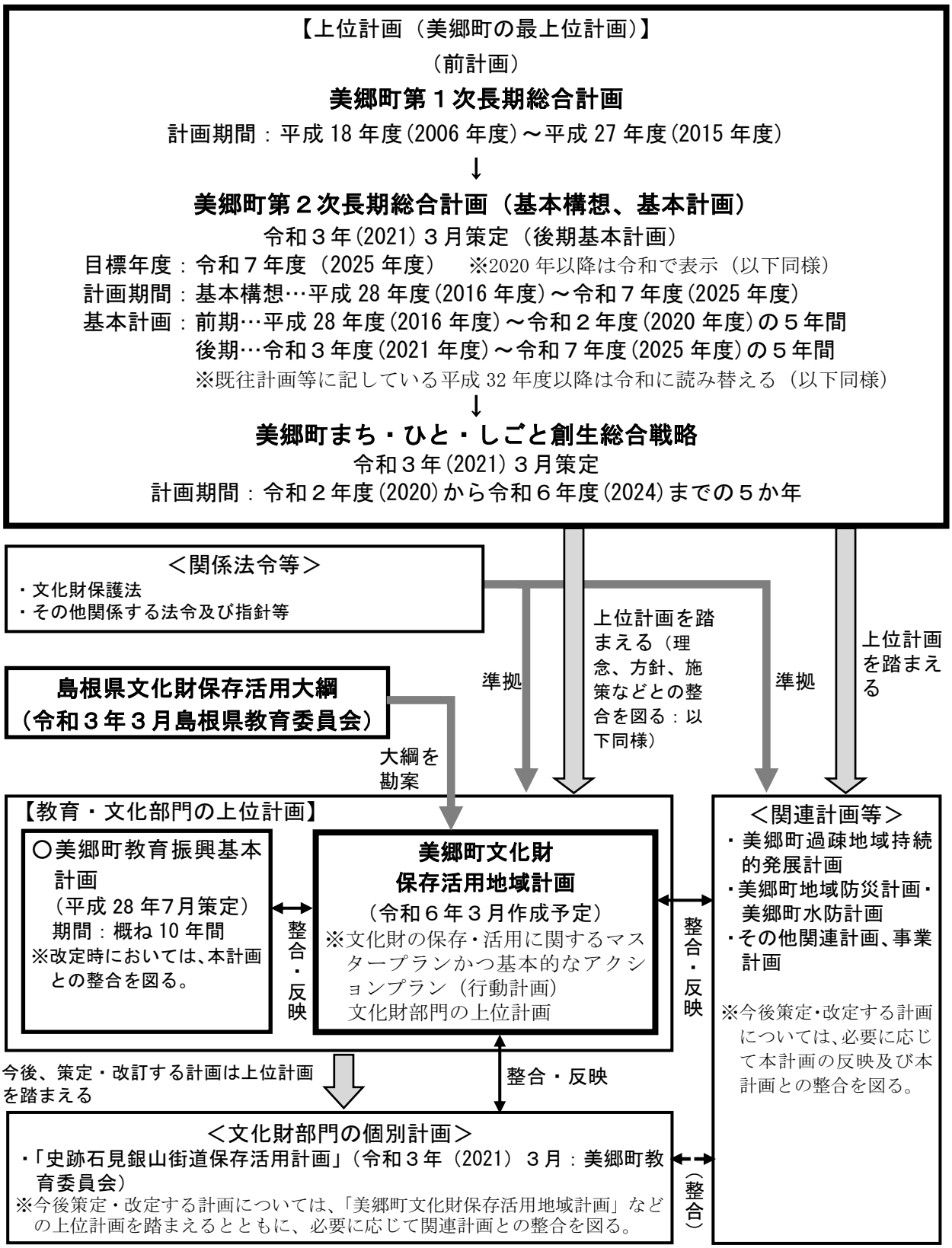



図３　計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

## ２　上位計画・関連計画等の概要

### （１）上位計画

#### ア　美郷町第２次長期総合計画（基本構想、基本計画）

美郷町第２次長期総合計画は、長期展望に立った美郷町の地域づくりの指針であり、平成 29 年(2017)３月に基本構想及び前期基本計画を、令和３年(2021)３月に後期基本計画を策定している。

本計画は、基本構想（まちづくりの将来像、基本方向［施策体系］などを示すもの)、基本計画（基本構想を実現するための、重点施策、分野別施策を体系的に示すもの)、及び実施計画（基本計画で定めた施策体系に基づいて、事業実施方策を明らかにし、実施する事業を具体的に示すもの）からなり、実施計画は別葉としている。

計画期間は、平成 28 年度(2016)から令和７年度(2025)までの 10 年間で、まちづくりの理念を「水と緑　いきいき輝く　夢あふれる協働のまち」、めざす将来像を「美しいまち・ひと・くらしがつながる　みんなの美郷」としている。

文化財や石見銀山街道に関しては、「観光・レクリエーションの振興」、「未来を担う人材の育成」及び「石見の歴史・伝統文化の振興」の中で次のように記載している。

【観光・レクリエーションの振興】

〇観光資源の活用（温泉、石見神楽、雲海等）

・多彩な観光資源を活かし、体験型観光プログラムや周辺自治体と連携した周辺観光等の広域観光連携の推進により、誘客促進を図り交流人口の拡大を目指します。

・ＨＰやＳＮＳ等の様々な情報発信ツールを活用し、魅力ある資源を積極的に発信します。

【未来を担う人材の育成】

〇美郷町への愛着と理解の醸成

・本町の美しく豊かな自然、固有の歴史や文化、学校教育に協力的な地域の人材などの恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代の人材を育成します。

【石見の歴史・伝統文化の振興】

〇石見神楽、石見銀山街道、芸術・文化の魅力発信

・日本遺産に認定された「石見神楽」をはじめ、最も原形をとどめて現存する「石見銀山街道」や郷土の画家「中原芳煙」等の芸術・文化、美郷町ならではの歴史・伝統の魅力を発信するとともに、後世に伝統を継承するため、地域で守る団体等を支援します。また、文化財の保存活用や町の歴史に関する調査研究も進めます。

#### イ　美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略

美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地域の資源を再評価し、少子高齢化の真っただ中にある地域を、持続可能なものとして美郷町の活力ある未来を創っていくための戦略であり、令和３年(2021)３月に策定している。

総合戦略では５つの基本目標を掲げ、これまでに取り組んできた定住と子育て支援の取組を着実なものとし、好きで住み続けることのできる美郷町の実現に向けて取り組むこととしている。

文化財については、「基本目標１　活力ある産業の創出と雇用を促進する」、「基本目標２　町内へ定住する人の流れを拡充する」の中に記載している次の取組が関係してくる。

基本目標１　活力ある産業の創出と雇用を促進する

（４）観光の振興

②観光資源の活用

・美郷町を体験してもらうためのプログラムを充実させ、美郷町の人と資源の魅力を発信します。

⑤石見神楽の魅力発信

・美郷町を代表する伝統芸能である「石見神楽」の魅力を発信するための取り組みを地域団体と連携して推進します。

基本目標２　町内へ定住する人の流れを拡充する

（３）ふるさと教育の推進

①美郷町への愛着と理解の醸成を深める取り組み

・美郷町の豊かな自然や地域の人材等の恵まれた教育資源に積極的に接する機会を通じて、ふるさとへの理解や関心を高め、地域を支える次世代の人材を育成します。

### ウ　美郷町教育振興基本計画

美郷町教育振興基本計画は、美郷町の教育の基本的な理念やめざす人間像、学校教育や社会教育の方向性を定め、長期的な展望を持って施策を展開していくための指針であり、平成 28 年(2016) 7 月に策定している。

計画期間は平成 28 年度(2016 年度)から令和７年度(2025 年度)までの 10 年間で、基本理念を「美郷町を担う心豊かな人づくり」とし、３つの基本方針と９つの基本目標を設定している。

文化財に関しては、「基本方針Ⅱ　未来を担う人材の育成」の「基本目標１ 美郷町への愛着と理解」に次のように記載している。

○地域の文化財の維持保存に努めながら、今まで知られていなかった価値ある文化遺産に着目し、その価値を明らかにするとともに、次世代に伝える取組を推進します。

・石見銀山街道尾道ルートについては、国史跡登録とその活用に向けた取組を進めます。

・中原芳煙をはじめとする地域の才能ある作家作品等の保存、活用に取り組みます。

・町内の文化施設の利活用を推進し、文化の振興に取り組みます。

## （２）関連計画等

### ア　美郷町過疎地域持続的発展計画

美郷町過疎地域持続的発展計画は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に、令和３年(2021) 3 月に策定している。

計画期間は令和３年度(2021 年度)から令和７年度(2025 年度)までの５年間となっている。

○地域文化の振興等

①文化遺産

・石見銀山街道や点在する遺跡などの街道全体の整備や保存を行うほか、町内に残る有形無形文化財の調査と保護を行い、住民の生涯学習への活用を図ることで、後世に伝える文化遺産を継承し、郷土意識の醸成に努めます。また、遺跡、文化財等に触れることのできる環境整備を推進します。

②芸能・芸術

・日本遺産に認定された「石見神楽」やシャギリ、楽打ち等の伝統的な郷土芸能や年中行事の保存継承活動を行う地域の団体等を支援します。また、ＩＣＴを活用した伝統文化芸能の保存・継承や、音楽、工芸などの住民の文化・芸術活動の支援を行います。郷土の画家「中原芳煙」等の芸術の歴史・魅力を発信し、保存・継承活動を通じて後世に伝えていく取り組みを進めます。

③文化施設等を拠点とした文化交流活動の推進

・齋藤茂吉鴨山記念館、カヌー博物館、ふるさとおおち伝承館等の文化施設の機能充実、学校教育や町外学習を通じた施設活用の促進を図ります。

### イ　美郷町地域防災計画・美郷町水防計画

#### １）美郷町地域防災計画

美郷町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、美郷町防災会議（担当：総務課）が作成する計画であり、令和元年(2019) 7 月に第 12 次修正を行っている。

この計画の目的は、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住民の自覚と努力を促すことによって、災害の軽減を図ることである。

#### ２）美郷町水防計画

美郷町水防計画は、水防法第４条の規定に基づき、島根県知事から指定された指定管理団体たる美郷町が、同法第 33 条第１項の規定に基づき町の地域にかかる河川の水災に対処し、被害の軽減を図るとともに、公共の安全を保持することを目的とする。

## （３）島根県文化財保存活用大綱

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県では、令和３年(2021) ３月に「島根県文化財保存活用大綱」が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足から文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」「地域社会総がかりでの文化財の継承」「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び３つの基本方針と取組が設定されている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者等への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組（文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築）が示されている。

## ３　計画期間

本計画の計画期間は、令和６年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)の 10 年間とする。

10 年間は長期にわたるため、10 年間を３期に分け、それぞれ前期（令和６～８年度）・中期（令和９～11 年度）・後期（令和 12～15 年度）として、措置（事業）の実施時期を設定する。それぞれの期間において、本計画に位置づけた措置（事業）や体制整備などの点検・検証を行うとともに、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、その結果を次期の施策・事業等の実施に役立てる。

点検･検証の結果、認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である（法第 183 条の４）。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

・計画期間の変更

・市町村（熊野町）の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また､軽微な変更を行った場合は､変更の内容について島根県及び文化庁に報告を行う。

なお、「美郷町第２次長期総合計画」の計画期間が令和７年度(2025 年度)までであることから、次期計画である「美郷町第３次長期総合計画（仮称)」への本計画の反映・整合性の確保などを図る。

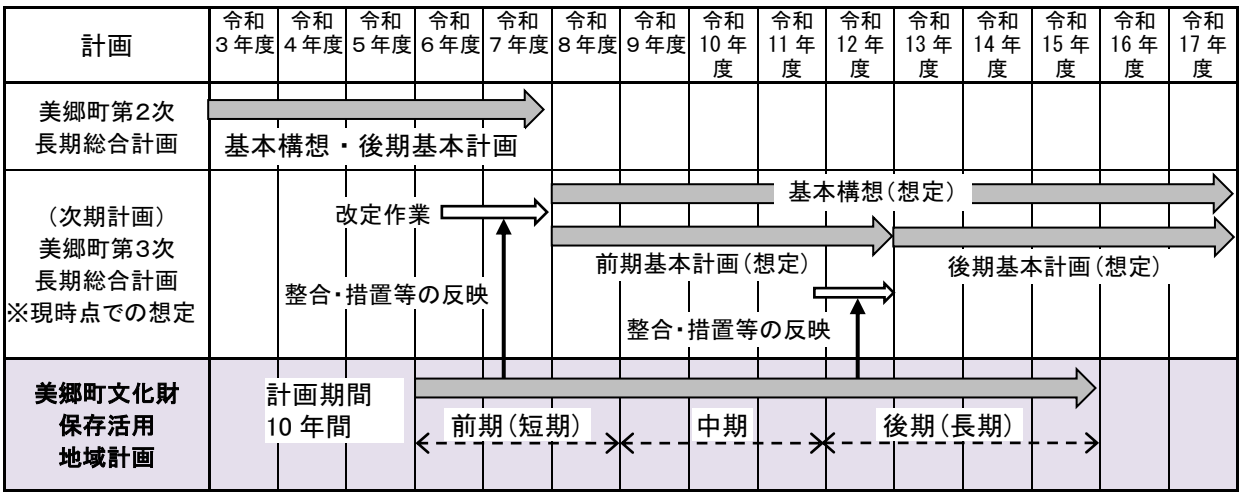



図４　本計画の計画期間（長期総合計画との関係）

# 第１章　美郷町の概要

## 第１節　位置及び交通条件

美郷町は島根県のほぼ中央の内陸部に位置し、東を飯南町、西を川本町、南を邑南町及び広島県三次市、北を大田市に接している。

総面積は 282.92 ㎢の行政区域を有している。

主要都市からの直線距離は、松江市からは約 60km、浜田市からは約 50km、広島市からは約 80km となり、松江・出雲市圏と浜田・益田市圏の中間にあたる。

飛行機によるアクセス時間は、首都圏の羽田空港から最寄りの出雲空港（出雲縁結び空港）まで約１時間 30 分、関西圏の伊丹空港から出雲空港まで１時間となる。出雲市からの自家用車でのアクセス時間は約１時間、広島市内からの自家用車でのアクセス時間は約２時間 30 分となる。



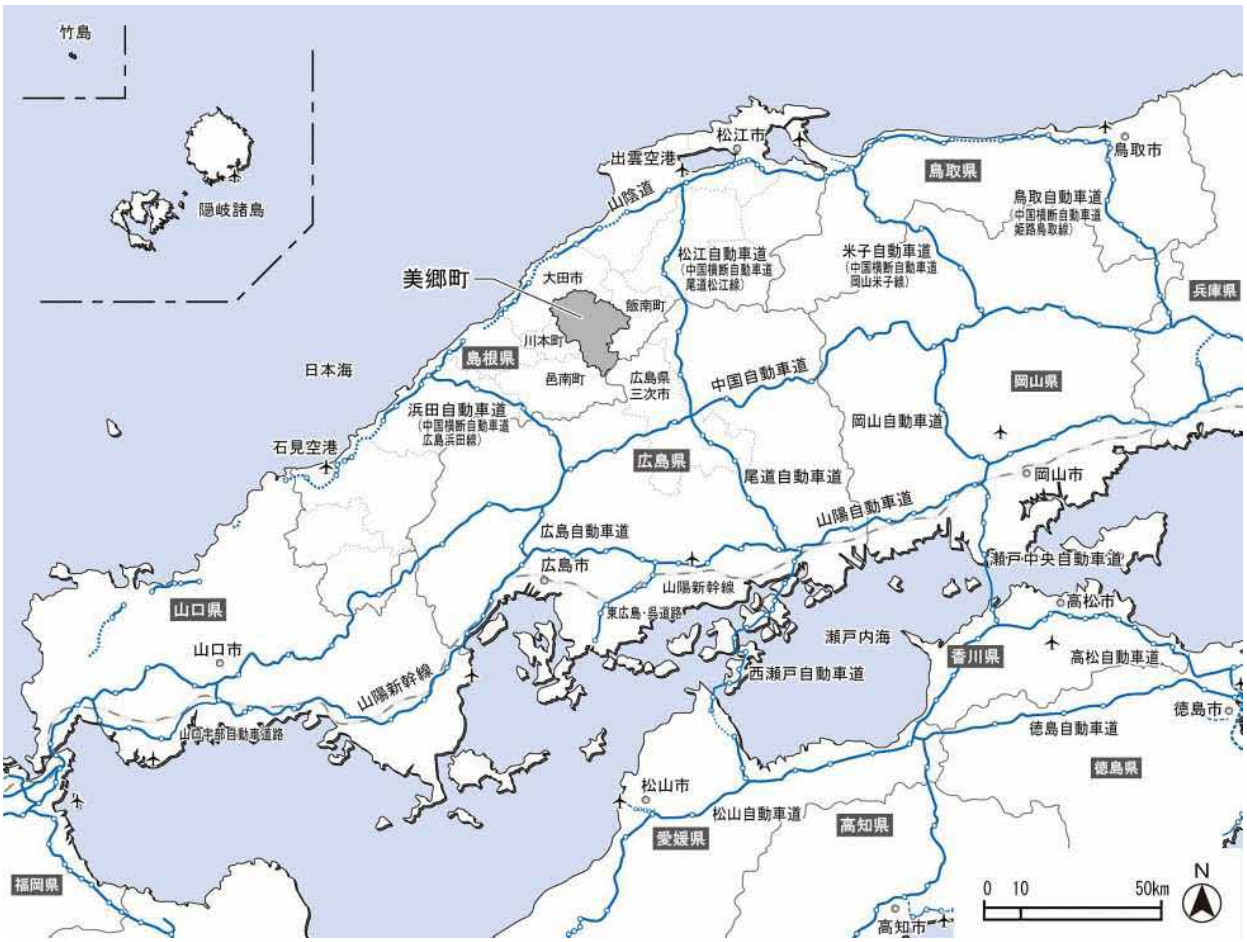




図 1-1　美郷町の位置と広域的な道路・交通

＜美郷町の道路・交通網＞

美郷町を取り巻く道路・交通網は、大田市と広島県三次市を結ぶ国道 375 号が南北に縦断しており、主要地方道２路線、一般県道５路線が通っている。

町内の公共交通としては、路線バス及びタクシーがある。このうち路線バスは、６路線で運行されており、内訳は大和観光が２路線、美郷町営バス、飯南町営バス、石見交通、備北交通が各１路線となっている。

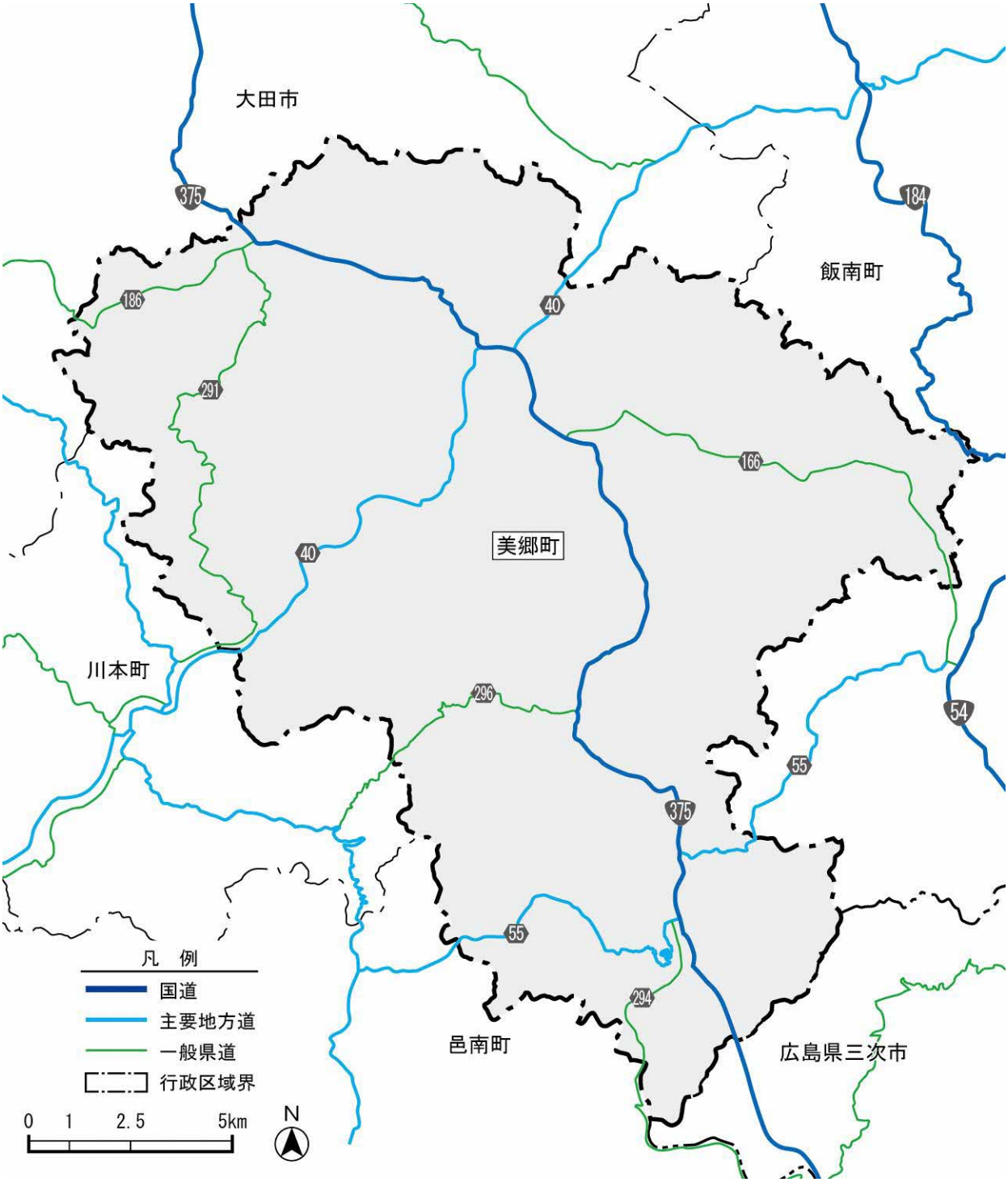



図 1-2　美郷町の道路・交通網

## 第２節　自然環境

### １　地形

美郷町の地形は山地が中心であり、江の川及びその支流沿いに平地が形成されている。町域の東側の飯南町及び広島県三次市の境界付近には新造寺山（785.7ｍ）、高甲田山（733.4m）、充満山（718.ｍ）、七ッ飼（681.7m）など標高700m前後の山が連なっており、険しい地形となっている。

江の川は中国山地を貫く先行河川であり、本町の上流部である三次市との境界付近の標高は約84m、下流部の川本町との境界付近は27mとなっており、河川一帯は渓谷ともいえる深い谷が中心で、平地は限定されている。

こうした地形条件の中で、江の川やその周辺の限られた平地、傾斜地を活かすなどして人々が暮らし、生活文化を育み、川や山地・緑、農地、集落等が絶妙に調和する固有の景観（文化的景観）を形づくってきた。また、石見銀山街道が山地・丘陵地、川沿い、谷間を通り、本町を東西方向に縦貫している。




図 1-3　美郷町の地形条件

＜先行河川としての江の川＞

江の川は、広島県北広島町阿佐山(標高 1,218m)に源を発する中国地方で最大規模（延長 194km、流域面積 3,900 ㎢）の河川である。美郷町においては南の広島県（三次市）から先行性の渓谷をつくり、蛇行を繰り返しながら北流し、粕渕付近で大きく南西に湾曲し、さらに下流の川本町で西に流路を変え、江津市で日本海に注ぐ。粕渕付近で大きく湾曲するのは、中国山地の形成に関わる断層運動によるものである。

したがって、中国山地を貫く希有な先行河川であり、周囲を含め変化に富んだ地形を形成している。

江の川中流域には、約 1600 万年前に海域で堆積した地層が分布しており、日本海側に開いた海（湾）であった。その後中国山地の形成（隆起）が始まると、海だった部分に水が集まり、川が形成され、日本海側に注いでいた。中国山地の形成がさらに進む過程では、隆起の速度よりも、河川による浸食速度が勝っていたため、渓谷を形づくり先行河川となった。

これにより、中国山地の稜線を南北にまたがる河川として、山陰・山陽に及ぶ広大な流域が形成された。

また、流域では近世を中心にたたら製鉄が盛んに行われており、その原料となる砂鉄の採取（鉄穴流し※1）も行われ、これに伴い大量の土砂が排出され、地形の変化やその跡の農地化、河川一帯への砂の堆積、河口付近などでの砂浜の形成・成長に関係した。



江の川と三瓶山（中央遠方）

※1 鉄穴流し

砂鉄を含む山を崩して土砂（山土：鉄は 0.5～10%程度）を水路に落とし、それを流下させることで比重の軽い土砂と重い砂鉄を分離し、山砂鉄を採集する方法。

山の奥まで水路をひき、さらに上流に溜池を造成することもあった。

水路は鉄穴流し（土砂）の採掘場からたたら場まで造り、その長さは 500ｍから数 ㎞ にもなったといわれる。この間、４、５か所に精洗場（せいせんば）を、たたら場近くには砂鉄洗い場を設け、そこで砂鉄混じりの土砂を撹拌（かくはん）して、軽い土砂を分離させて砂鉄の比率を 80 パーセント程度まで高めた。

鉄穴流しの跡や下流の流出した土砂が堆積した部分（平地）は、田畑として耕作された。中国山地の棚田は、鉄穴流しによって形成されたものが多くある。

引用・参考資料：岡山県古代吉備文化財センターＨＰ、和鋼博物館ＨＰ

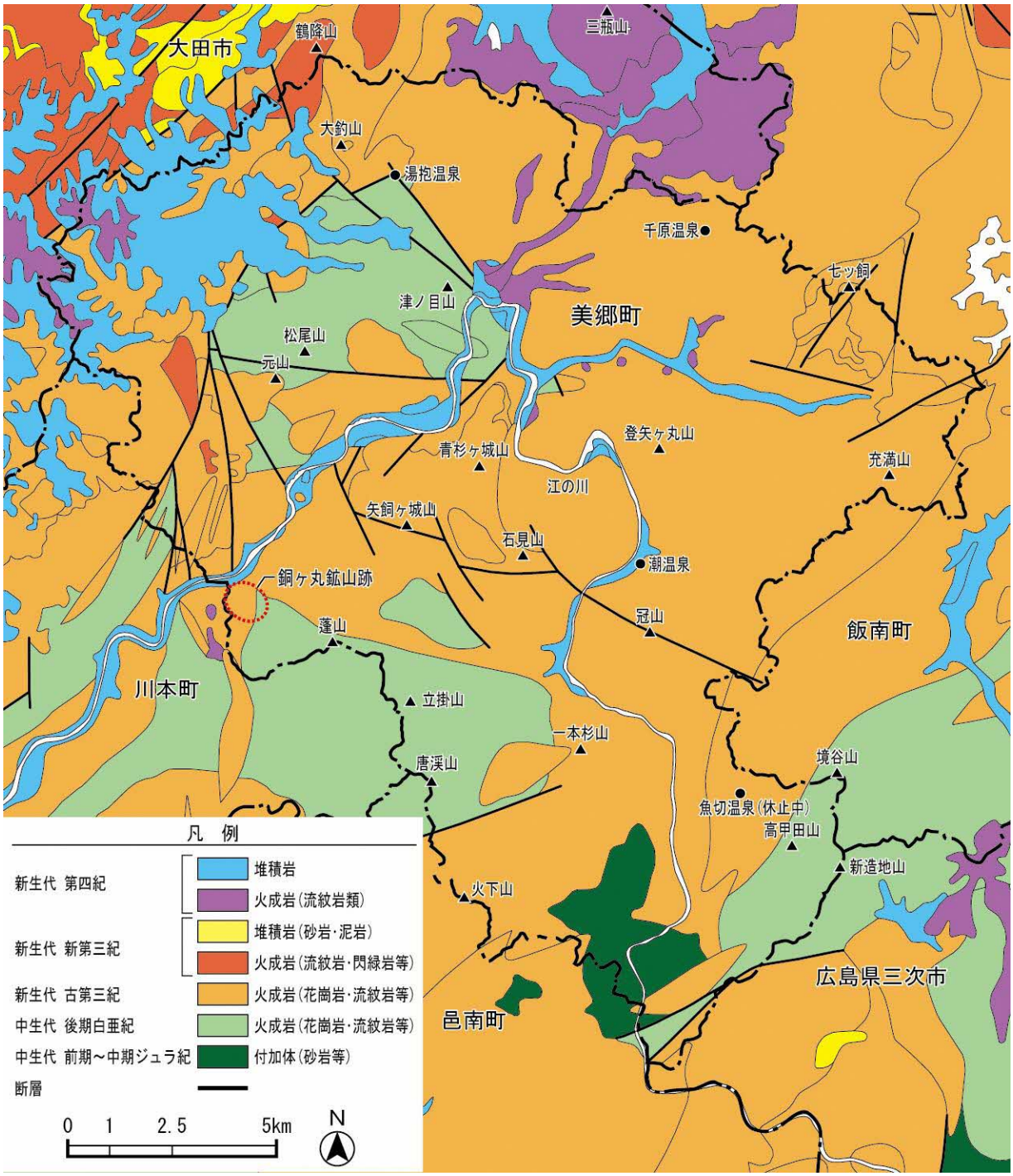
## 2　地質

美郷町は、大部分で新生代古第三紀や中生代の花崗岩、流紋岩等による火成岩が広がっており、南部の邑南町との境界部では中生代の砂岩等による付加体が分布する。

また、北部の一部では三瓶山及び大江高山の火山噴出物等による火成岩が分布している。

そのほか、江の川水系一帯において新生代第四紀の堆積岩が分布し、平地部を構成している。

地質に関係する文化財に関しては、川本町との境界付近、江の川左岸から山地部にかけて銅ヶ丸鉱山跡があり、採掘跡や製錬所跡などが残されている。加えて、町内には４か所の温泉（１か所は休止中）があり、これらのうち湯抱温泉、千原温泉は、三瓶山温泉郷（大田市、美郷町、飯南町で全 11 か所）を構成している。



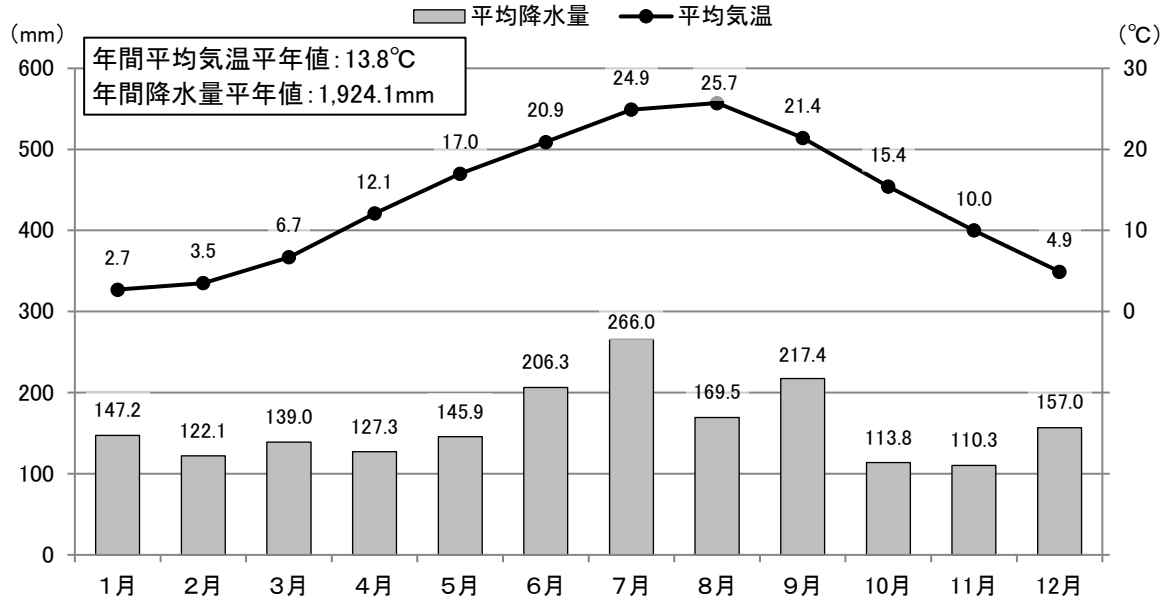

出典：20 万分の 1 日本シームレス地質図Ｖ２（産総研地質調査総合センター）を加工・編集して掲載。

**図 1-4　美郷町の地質**

## 3　気候

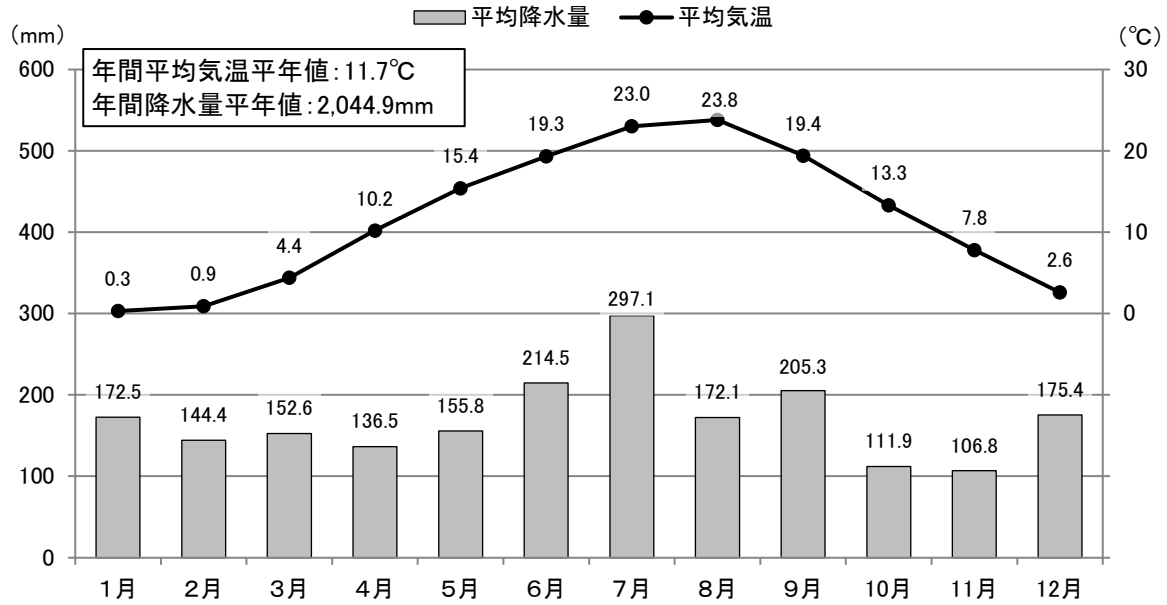
美郷町の気候は、冬は寒さが厳しく積雪があり、年間を通じて降水量が比較的多い日本海側気候であるが、町内の地域によっての違いがある。

平均気温と降水量を、気象庁の観測所のある近隣の川本（川本町）と東側の赤名（飯南町）でみると、中国山地の稜線付近の赤名が江の川の下流部の川本に比べ、年間平均気温で２℃低く、年間降水量で約 120 ㎜多くなっている。




資料：気象庁・気象データ(川本) 平成３年(1991)～令和２年(2020)平均

図 1-5　月平均気温と降水量（観測所：川本）




資料：気象庁・気象データ(赤名) 平成３年(1991)～令和２年(2020)平均

図 1-6　月平均気温と降水量（観測所：赤名）

＜美郷町における豪雨等＞

美郷町には江の川が貫流しており、これまで度々、氾濫した歴史があり、その支流や合流点を含め、浸水被害などが発生してきた。

このおよそ半世紀を振り返ってみると、昭和 47 年(1972) 7 月、昭和 58 年(1983) 7 月には、大洪水により本町を含む江の川流域で甚大な被害が発生している。

**●昭和 47 年 7 月洪水**

梅雨前線豪雨により、江の川流域において戦後最大の被害が発生した洪水。流域全体で、死者 22 名、行方不明者 6 名、家屋被害 3,960 戸、浸水家屋 14,063 戸の被害が発生した。

**●昭和 58 年 7 月洪水**

昭和 47 年 7 月洪水に次いで大きな被害をもたらした洪水。江の川中下流域の各所で甚大な被害が生じ、幹線道路の多くが冠水し、間接的に住民生活や経済活動に大きな影響を与えた。

こうした災害の発生してきた江の川の氾濫特性としては、次の点が指摘されている。

・川幅の狭い山間部を流れているため、洪水時には水位が急上昇する。一度氾濫が起こると、家屋が浸水する前に避難経路が水没し、集落が孤立するなどの氾濫特性を持っている。
・氾濫流の水深が大きく勢いが激しいため、集落のある沿川地域の多くが家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。
・浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、甚大な被害が発生することが想定される。

また、山間の地域であり、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が各地に指定されている(図)。特に、江の川沿いや主要な支流（君谷川、尻無川、沢谷川、塩谷川、大原川・宮内川（角谷川の支流）など）沿いの生活の場に集中的に指定されている。

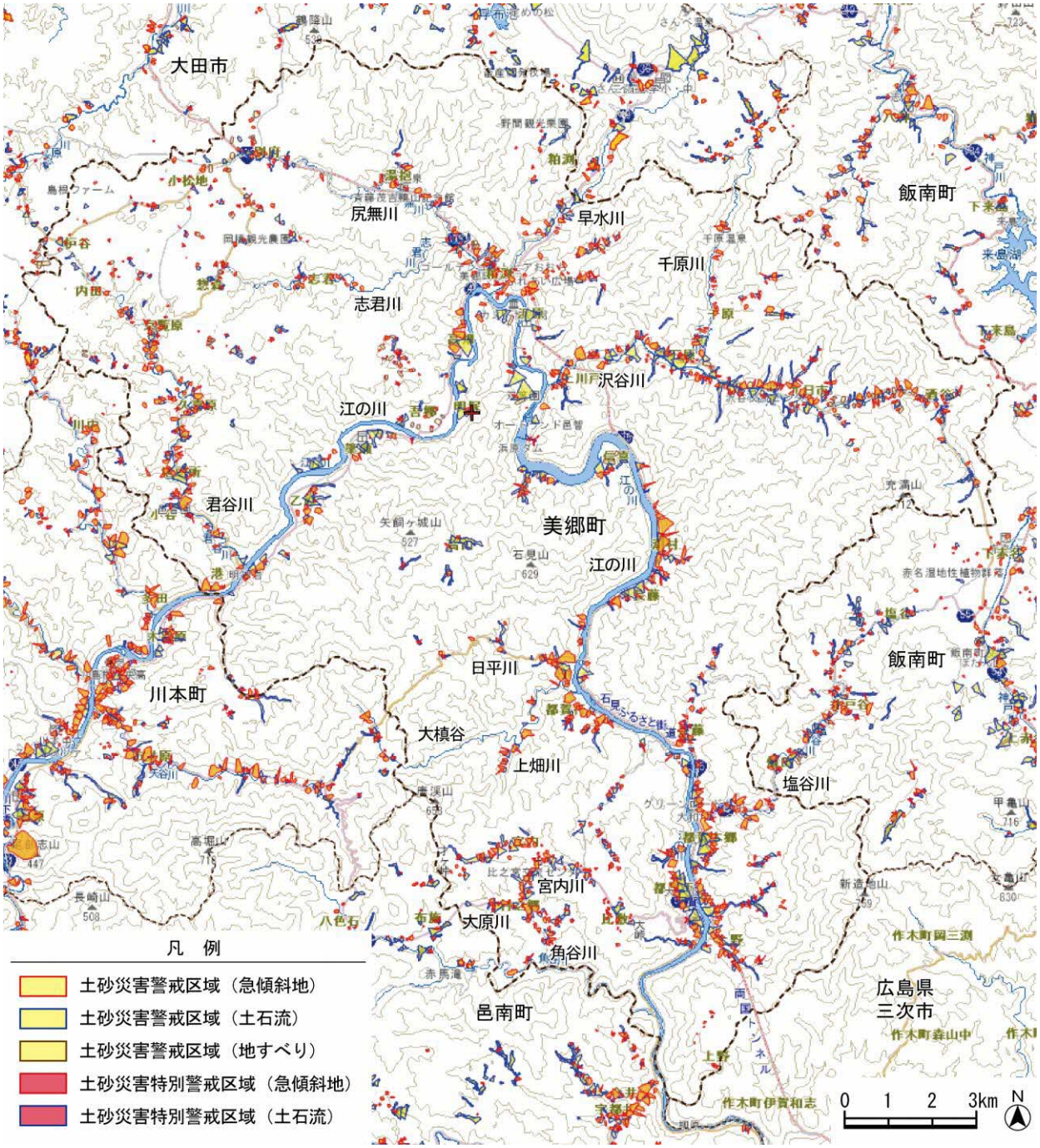
**土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは**

**土砂災害警戒区域**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

**土砂災害特別警戒区域**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。




出典：マップ on しまね（一部加工）

図 1-7　土砂災害警戒区域･特別警戒区域の指定状況

＜美郷町における地震＞

美郷町では、気象庁・震度データベースに記録のある平成 13 年(2001) 3 月以降で、震度3以上の地震を 22 回観測している。

そのうち、平成 30 年(2018) 4 月の島根県西部地震は大田市東部を震央としたマグニチュード 6.1 の地震で、美郷町における最大震度も震度5強となっており、同日に震度3以上を5回観測している。

表 1-1　美郷町における主な地震（最大震度3以上）

| | 地震の発生日 | 震央地名 | 震源の深さ | マグニチュード | 最大震度 | 美郷町の最大震度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成 13 年 3 月 24 日 | 安芸灘 | 46km | 6.7 | 震度6弱 | 震度4 |
| 2 | 平成 13 年 3 月 26 日 | 安芸灘 | 46km | 5.2 | 震度5強 | 震度3 |
| 3 | 平成 14 年 9 月 16 日 | 鳥取県中部 | 10km | 5.5 | 震度4 | 震度3 |
| 4 | 平成 14 年 10 月 23 日 | 島根県東部 | 11km | 4 | 震度3 | 震度3 |
| 5 | 平成 17 年 3 月 20 日 | 福岡県北西沖 | 9km | 7 | 震度6弱 | 震度3 |
| 6 | 平成 17 年 7 月 28 日 | 広島県北部 | 8km | 3.4 | 震度3 | 震度3 |
| 7 | 平成 18 年 6 月 12 日 | 大分県西部 | 145km | 6.2 | 震度5弱 | 震度3 |
| 8 | 平成 19 年 4 月 26 日 | 愛媛県東予 | 39km | 5.3 | 震度4 | 震度3 |
| 9 | 平成 19 年 5 月 13 日 | 島根県東部 | 9km | 4.6 | 震度4 | 震度4 |
| 10 | 平成 23 年 6 月 4 日 | 島根県東部 | 11km | 5.2 | 震度4 | 震度4 |
| 11 | 平成 23 年 6 月 16 日 | 島根県東部 | 9km | 3.9 | 震度3 | 震度3 |
| 12 | 平成 23 年 11 月 21 日 | 広島県北部 | 12km | 5.4 | 震度5弱 | 震度4 |
| 13 | 平成 23 年 11 月 25 日 | 広島県北部 | 12km | 4.7 | 震度4 | 震度4 |
| 14 | 平成 26 年 3 月 14 日 | 伊予灘 | 78km | 6.2 | 震度5強 | 震度3 |
| 15 | 平成 28 年 10 月 21 日 | 鳥取県中部 | 11km | 6.6 | 震度6弱 | 震度3 |
| 16 | 平成 30 年 4 月 9 日 | 島根県西部 | 12km | 6.1 | 震度5強 | 震度5弱 |
| 17 | 平成 30 年 4 月 9 日 | 島根県西部 | 10km | 4.5 | 震度4 | 震度3 |
| 18 | 平成 30 年 4 月 9 日 | 島根県西部 | 10km | 4.8 | 震度4 | 震度3 |
| 19 | 平成 30 年 4 月 9 日 | 島根県西部 | 10km | 4.9 | 震度4 | 震度4 |
| 20 | 平成 30 年 4 月 9 日 | 島根県西部 | 9km | 4.6 | 震度4 | 震度3 |
| 21 | 平成 30 年 4 月 23 日 | 島根県西部 | 11km | 4.1 | 震度3 | 震度3 |
| 22 | 平成 30 年 6 月 26 日 | 広島県北部 | 12km | 5 | 震度4 | 震度3 |

資料：気象庁・震度データベース検索（美郷町）平成 13 年(2001) 3 月 24 日～令和 4 年(2022) 6 月 13 日時点

## ４　動植物

### （１）動物

#### ア　美郷町で見られる主要な動物

**１）山の生きもの**

美郷町には、本州に生息する哺乳類、鳥類、は虫類、昆虫等の陸上動物の多くが生息する。

これらの中には、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラスなど有害鳥獣も生息しており、特に、イノシシ、ニホンザルによる農作物への被害が大きい。こうした中、イノシシを「山くじら」としてブランド化するなど、獣害対策を地域が一体となって進めている。

一方、絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類のミズラモグラ、マイコアカネ、ハッチョウトンボ、モートンイトトンボ、コエゾゼミなども生息する。

**２）川の生きもの（魚類、両生類等）**

江の川は、中国地方で総延長及び流域面積が最大の河川であり、美郷町の位置する中流域などに生息する魚類・両生類等を紹介すると、次のようになる。

魚類：アユ、ニホンウナギ、スナヤツメ南方種、コイ、ナマズ、フナ、オイカワ、カマツカ、オヤニラミ、ムギツク、ドンコ、シマドジョウ、ギギ、カワヒガイ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ、イトモロコ、タモロコ、コウライモロコ、タイリクバラタナゴ（外来生物）、ブルーギル（外来生物）など　　※参考：中国地方整備局（国土交通省）ＨＰ

○甲殻類：モクズガニ（ズガニ）、サワガニなど

○両生類：オオサンショウウオ（天然記念物）、カスミサンショウウオなど

#### イ　美郷町における絶滅のおそれのある動物

美郷町における絶滅のおそれのある動物について、『改訂しまねレッドデータブック（2013 植物編・2014 動物編）～島根県の絶滅のおそれのある野生動植物～』、及びそれを反映したメッシュ地図から確認すると、動物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類（島根県）は、次のものが記載されている。

○哺乳類：ミズラモグラ

○昆虫類：ハッチョウトンボ、モートンイトンボ、マイコアカネ、グンバイトンボ、コエゾゼミ、ゴミアシナガサシガメ、ダイコクコガネなど

この他、絶滅のおそれのある鳥類なども生息又は飛来していると考えられる。




出典：マップ on しまね（一部加工）
※メッシュ単位（Ａ～Ｉ）

図 1-8　美郷町における動植物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類（島根県）の状況

## （２）植物

### ア　植生

美郷町の植生自然度は、市街地や農地を除くと大半が二次林や植林地となっている。

こうした中で、自然林（ブナ群集等）や二次林のうち自然林に近いものは、江の川沿いに点在して見られる。

また、植林地は、飯南町や川本町との境界付近に比較的まとまった面積の区域を含めて多くみられることから、かつて林業振興が積極的に推し進められ、植林が行われた地域であると推定できる。

表 1-2　植生自然度の区分

| 植生自然度 | 区分基準 |
|---|---|
| 10 | **自然草原**<br>・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 |
| 9 | **自然林**<br>・エゾマツ－トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区 |
| 8 | **二次林（自然に近いもの）**<br>・ブナ－ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区 |
| 7 | **二次林**<br>・クリ－ミズナラ群集、クヌギ－コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区 |
| 6 | **植林地**<br>・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地 |
| 5 | **二次草原（背の高い草原）**<br>・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原 |
| 4 | **二次草原（背の低い草原）**<br>・シバ群落等の背丈の低い草原 |
| 3 | **農耕地（樹園地）**<br>・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地 |
| 2 | **農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地**<br>・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地 |
| 1 | **市街地・造成地等**<br>・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区 |

※環境省自然環境局生物多様性センター作成の「植生自然度区分」を要約

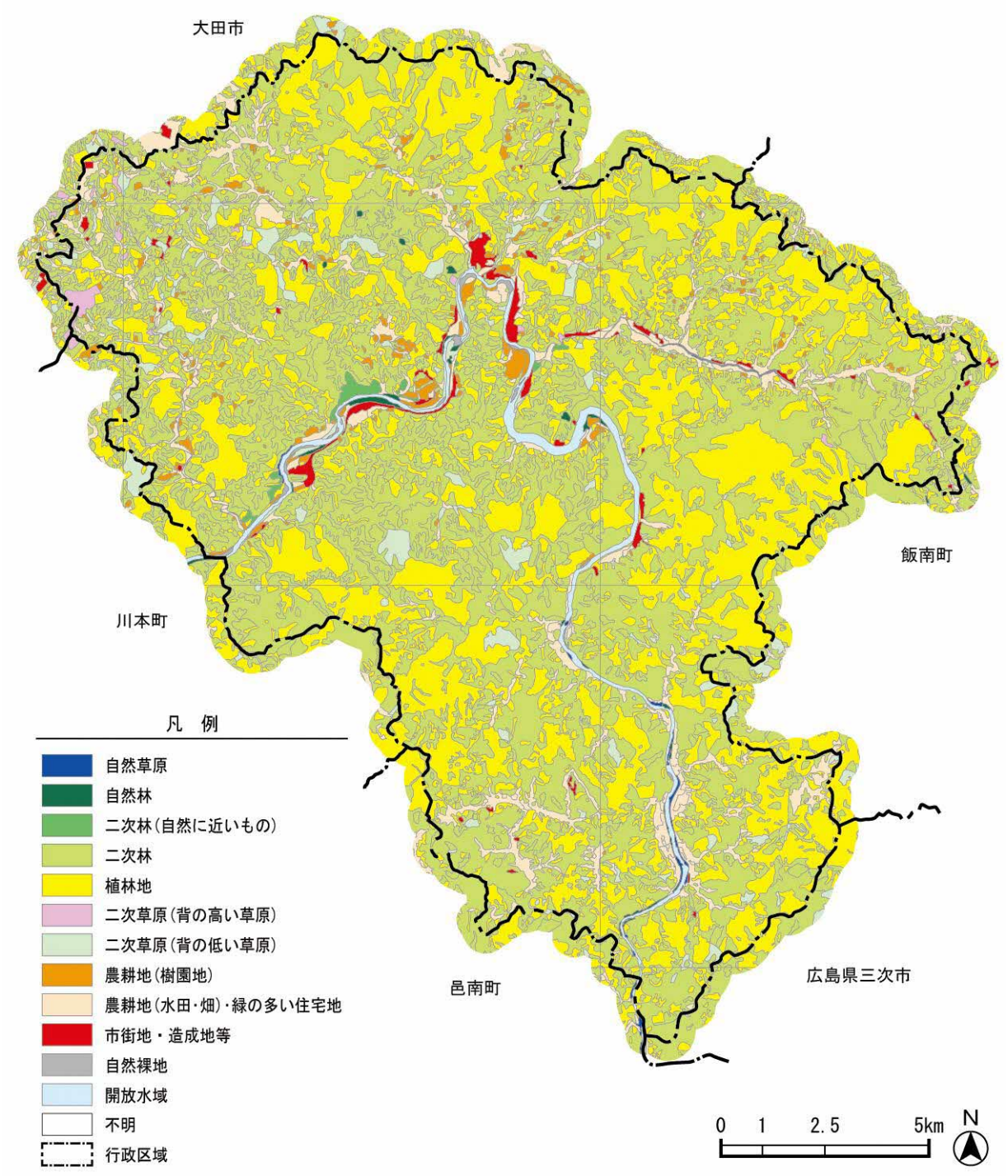
### イ　美郷町における絶滅のおそれのある植物

美郷町における絶滅のおそれのある植物について、『改訂しまねレッドデータブック(2013 植物編・2014 動物編)～島根県の絶滅のおそれのある野生動植物～』、及びそれを反映したメッシュ地図から確認すると、植物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類（島根県）は、次のものが記載されている。特に、種子植物は多数が取り上げられている。

○種子植物：エビネ、キンラン、ギンラン、ナツエビネ、ミソナオシ、オキナグサ、カイジンドウ、カジカエデ、キキョウ、クシバタンポポ、コガンピなど

○シダ植物：ホテイシダ、ウチワゴケ

○地衣類：コフクレサルオガセ




出典：1/5 万現存植生図・GIS データ
（環境省自然環境局生物多様性センター）

図 1-9　美郷町の植生自然度

## 第３節　社会環境

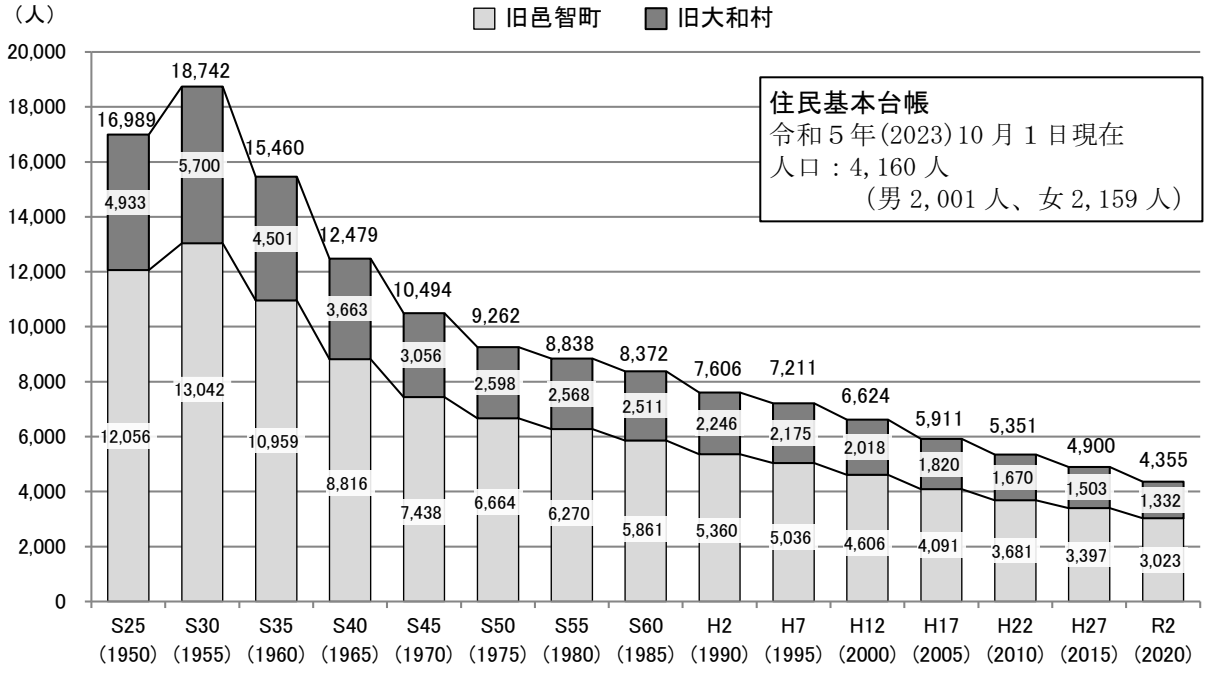
### １　人口

美郷町の人口を国勢調査でみると、令和２年(2020)現在4,355人であり、昭和30年(1965)の18,742人をピークに減少を続けている。なお、令和５年(2023)10月１日現在の人口（住民基本台帳）は4,160人（男2,001人、女2,159人）となり、減少傾向が続いている。

美郷町の年齢構成を３区分(15最未満、15～64歳、65歳以上)でみると、令和２年(2020)現在、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）が47.9%に達している。

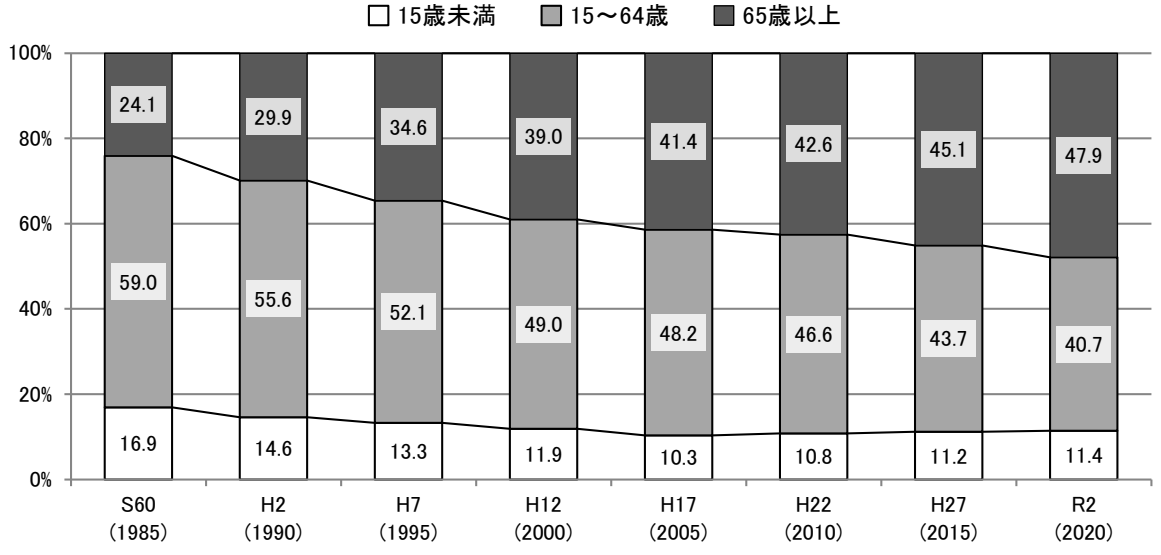
ちなみに島根県は34.4%、全国平均は28.7%である。

また、美郷町の高齢化率は増加傾向を続け、一方、年少人口（15歳未満人口）の割合は減少しており、少子・高齢化が顕著となっている。




出典：国勢調査

図 1-10　美郷町の人口の推移




出典：国勢調査

図 1-11　美郷町の年齢構成の推移

**＜美郷町の将来人口（人口推計と目標人口）＞**

**※「美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より**

「国立社会保障・人口問題研究所」（社人研）の推計によれば、美郷町の人口は、今後も人口減少を続け、本計画期間の最終年度（2033 年度…終了は 2034.3.31）の翌年、令和 17 年(2035)には 3,105 人、令和 27 年(2045)には 2,470 人となっている。

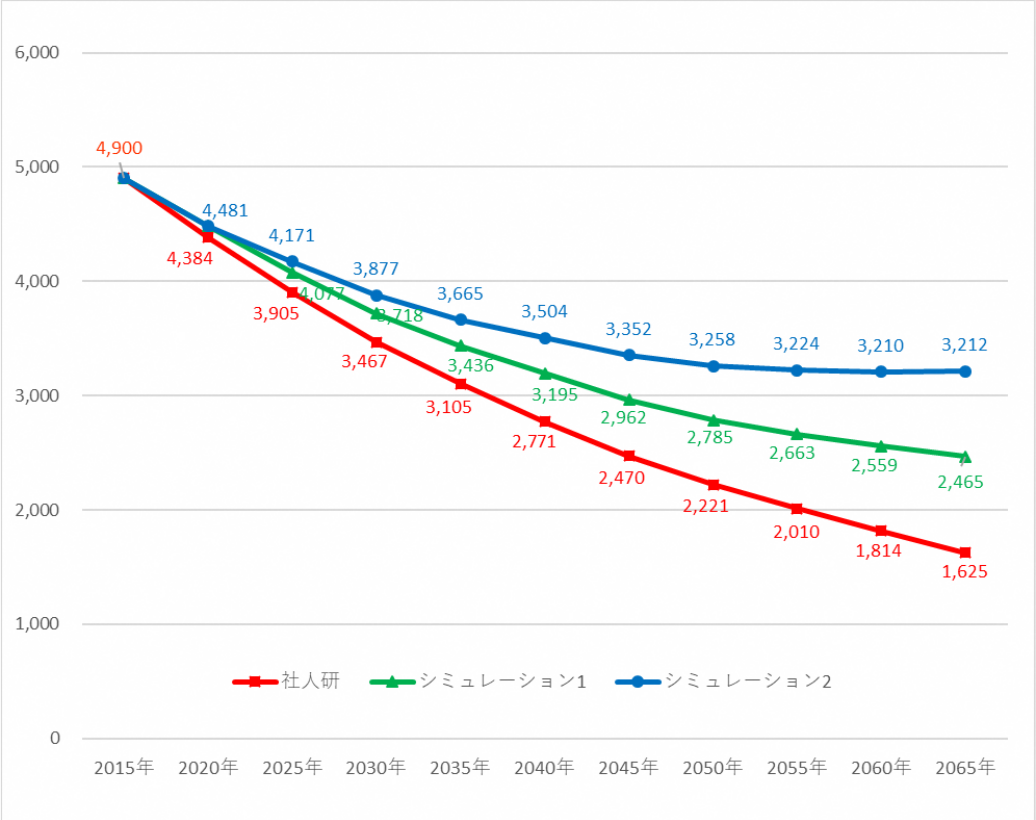
**＜シミュレーション１の考え方＞**

・2010 年から 2015 年までの人口移動が、2040 年から 2045 年まで継続すると仮定
・自然動態（合計特殊出生率）は社人研の設定と同様（2020 年：1.92　2025 年：1.88　2030 年：1.85）

**＜シミュレーション２の考え方＞**

【自然動態（合計特殊出生率】
2020 年：1.93、2025 年以降：1.90
【社会動態】
①社人研の人口移動率が2040年までに段階的に0になると仮定
②毎年、子ども1人世帯3組が移動
③リーディング事業等で2020-2025年　45人、2025年以降5年ごとに10人が移住

**●美郷町ではシミュレーション２で推計した人口をもとに、2025 年で 4,000 人、2060 年で 3,000 人の人口キープを目標とする（美郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）。**




出典：美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略

**図 1-12　美郷町の総人口の推移と将来人口推計**

## 2　産業

美郷町の産業を就業者数（国勢調査）からみると、令和２年(2020)において第３次産業が 1,294 人（全体の 65.2%）、第２次産業が 426 人（同 21.5%）、第１次産業が 265 人（同 13.4%）となり、第３次産業、第２次産業が中心となっている。

就業者数の推移（平成 27 年(2017)～令和２年(2020)）をみると、５年間で 311 人、率にして 13.5%減少している。産業別にみると、いずれも減少しており、減少率は第１次産業が 28.4%で 20%を超え、第２次産業が 16.8%、第３次産業は 8.2%となっている。

就業者数の減少は、産業の維持・活性化、人口の維持などにも影響し、特に第１次産業の就業者の減少やその絶対数からは、文化的景観（棚田、放牧地など）や風物詩、食文化などの維持・継承が難しくなることが懸念される。

また、統計的にはあがってこないが、伝統的な特産品であるお茶の栽培、薬草栽培の復活、イノシシによる獣害を逆手に取った「山くじら」の加工・販売など、地域の伝統文化や資源の継承・活用による産業も息づいている。

**表 1-3　美郷町の産業別就業者数**

| 産業分類 | | | 平成 27 年(2015) | | | | 令和２年(2020) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 就業者数(人) | 構成比(%) | 合計(人) | 構成比(%) | 就業者数(人) | 構成比(%) | 合計(人) | 構成比(%) |
| 第1次産業 | A | 農業、林業 | 369 | 16.1 | 370 | 16.1 | 265 | 13.4 | 265 | 13.4 |
| | | （うち農業） | 322 | | | | 214 | | | |
| | B | 漁業 | 1 | 0.0 | | | － | － | | |
| 第2次産業 | C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 7 | 0.3 | 512 | 22.3 | 3 | 0.2 | 426 | 21.5 |
| | D | 建設業 | 294 | 12.8 | | | 234 | 11.8 | | |
| | E | 製造業 | 211 | 9.2 | | | 189 | 9.5 | | |
| 第3次産業 | F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 21 | 0.9 | 1,407 | 61.3 | 13 | 0.7 | 1,292 | 65.1 |
| | G | 情報通信業 | － | － | | | 2 | 0.1 | | |
| | H | 運輸業、郵便業 | 76 | 3.3 | | | 71 | 3.6 | | |
| | I | 卸売業、小売業 | 252 | 11.0 | | | 205 | 10.3 | | |
| | J | 金融業、保険業 | 20 | 0.9 | | | 20 | 1.0 | | |
| | K | 不動産業、物品賃貸業 | 4 | 0.2 | | | 11 | 0.6 | | |
| | L | 学術研究、専門・技術サービス業 | 21 | 0.9 | | | 25 | 1.3 | | |
| | M | 宿泊業、飲食サービス業 | 79 | 3.4 | | | 69 | 3.5 | | |
| | N | 生活関連サービス業、娯楽業 | 50 | 2.2 | | | 48 | 2.4 | | |
| | O | 教育、学習支援業 | 72 | 3.1 | | | 83 | 4.2 | | |
| | P | 医療、福祉 | 461 | 20.1 | | | 439 | 22.1 | | |
| | Q | 複合サービス事業 | 89 | 3.9 | | | 64 | 3.2 | | |
| | R | サービス業(他に分類されないもの) | 91 | 4.0 | | | 93 | 4.7 | | |
| | S | 公務(他に分類されるものを除く) | 171 | 7.4 | | | 149 | 7.5 | | |
| － | T | 分類不能の産業 | 7 | 0.3 | 7 | 0.3 | 2 | 0.1 | 2 | 0.1 |
| 合計 | | | 2,296 | 100.0 | 2,296 | 100.0 | 1,985 | 100.0 | 1,985 | 100.0 |

資料：国勢調査

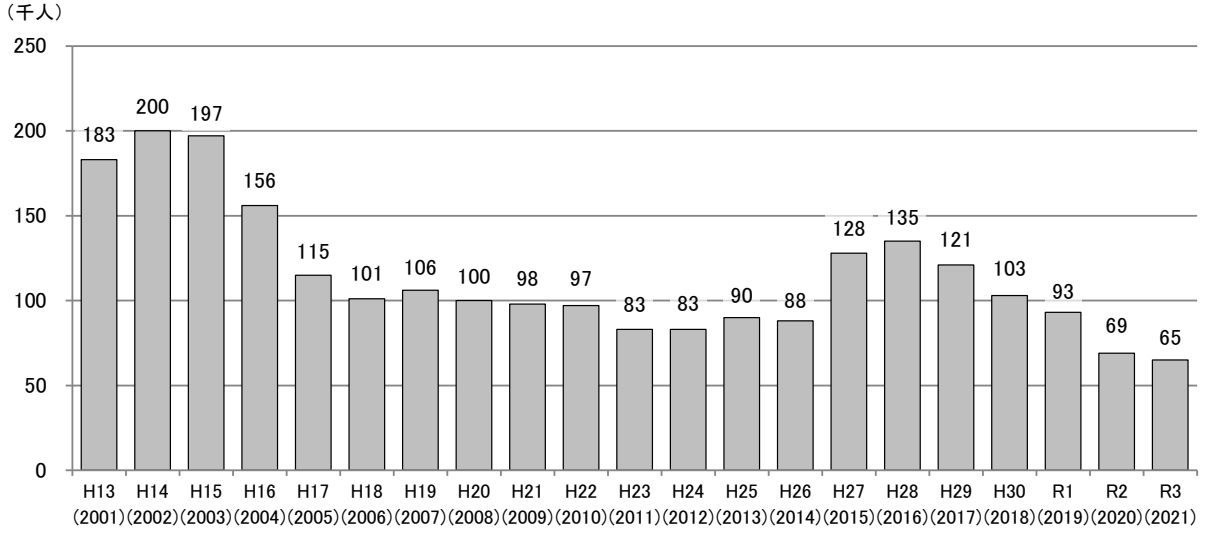
## ３　入込観光客数と主要観光資源

### （１）入込観光客数

美郷町の入込観光客数は、令和３年(2021)において約６万５千人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年(2019)に比べて約３万人減少している。

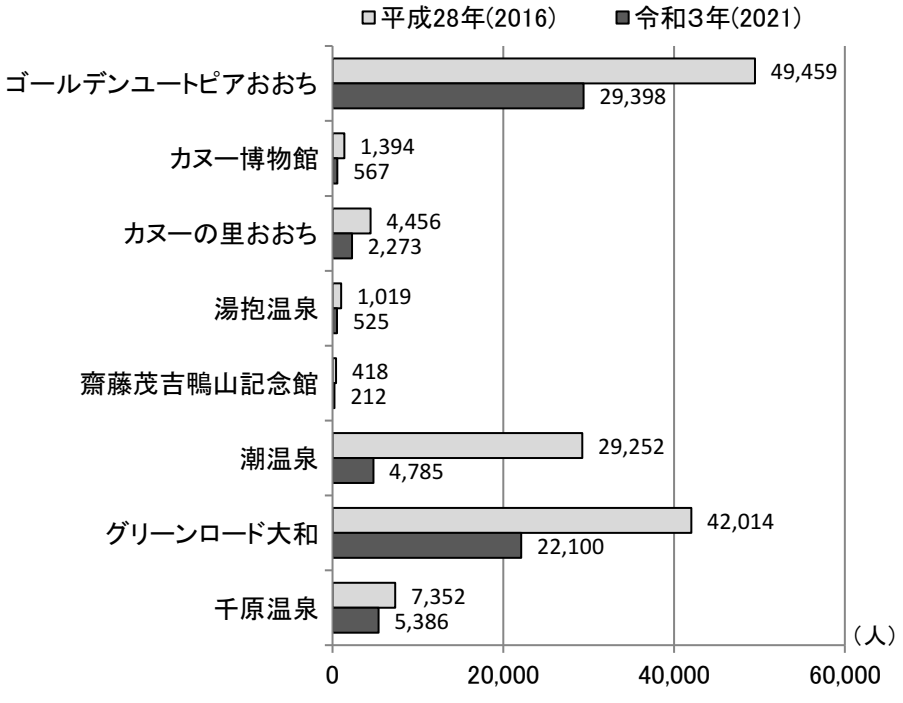
平成 13 年(2001)からの推移をみると、平成 17 年(2005)～平成 26 年(2014)にかけて 10 万人前後で停滞していたが、平成 27 年(2015)、平成 28 年(2016)と増加に転じ、その後、減少している。

また、入込観光客の多い観光地は、宿泊・体験施設であるゴールデンユートピアおおち（宿泊施設、温水プール、多目的ホール、会議室、テニス・ゲートボールコート、体験工房、大型遊具など)、道の駅であるグリーンロード大和（食事、特産品販売）で、全体の約８割となっている。




出典：島根県観光動態調査結果

図 1-13　美郷町の入込観光客数の推移




出典：島根県観光動態調査結果

図 1-14　美郷町の観光地点別入込観光客数

## （２）観光資源

美郷町の観光資源としては、島根県観光動態調査の観光地点として取り上げられている８か所の他、県指定文化財である酒谷のオロチカツラや学舎のイロハモミジをはじめとした自然資源、雲海や山々・河川の織りなす景観資源などがある。

また、美郷町観光協会ホームページでは、「みさとを観る」、「みさとを知る」及び「観光マップ」として、前記の資源を含め、春・秋の景観、名勝地、神社めぐり、江の川に架かる美しい橋（14 橋）、旧三江線、陶芸窯などを紹介している。

加えて、美郷町神楽連絡協議会（美郷町観光協会内）では、町内の神楽団や演目を紹介しており、上演には町内外の多くの人々が集う。これらは日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」の構成文化財でもある。

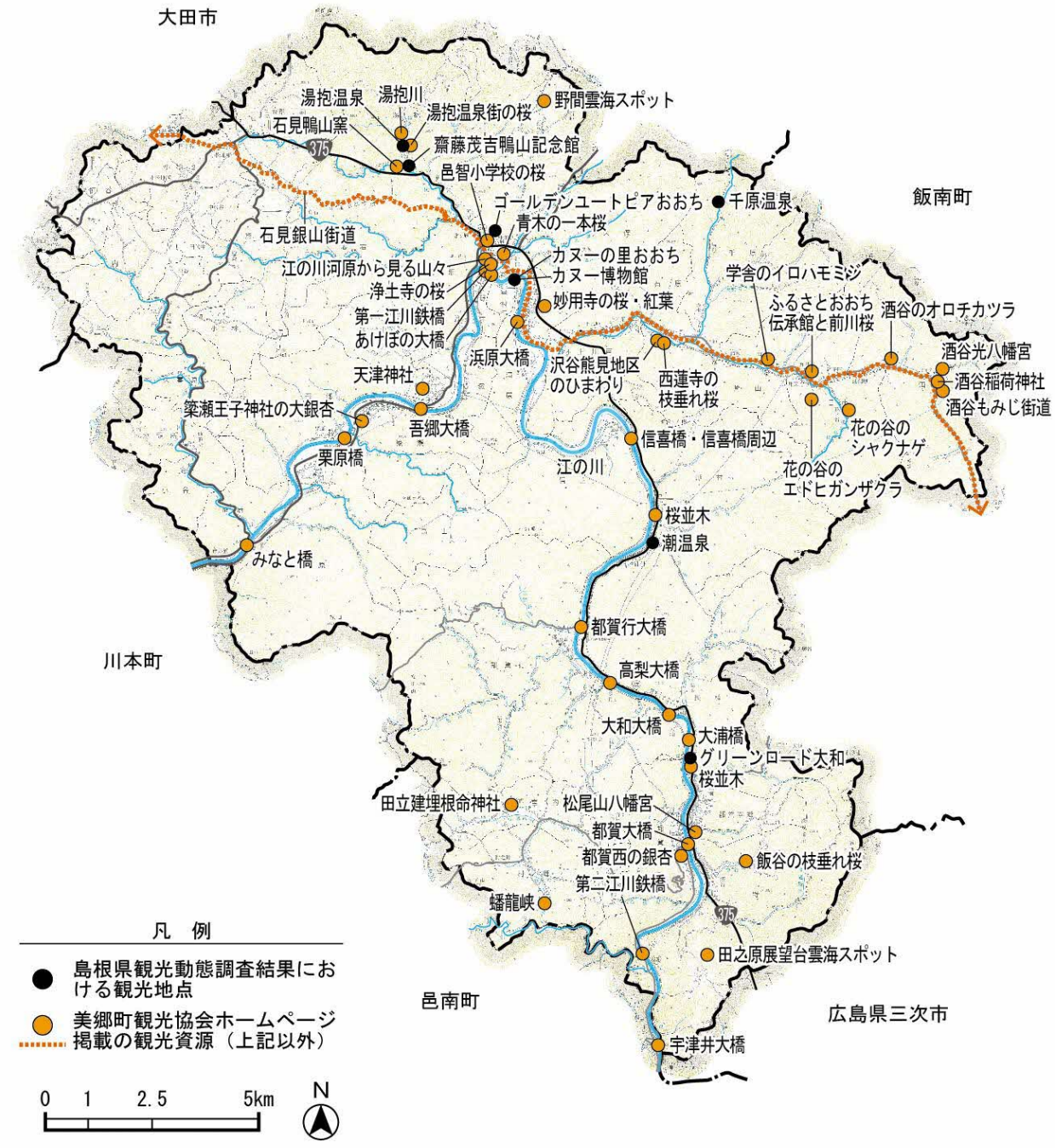



図 1-15　美郷町の主要観光資源

## 4　文化財の保存・活用に関係する公共施設

美郷町には文化財の保存･活用に関係する公共施設として､美郷町役場と同大和事務所、資料館等４か所､町立図書館「みさと本の森」､公民館･公民館分館９か所､隣保館２か所､及び沖丈遺跡をはじめ旧邑智町の遺跡から出土した遺物の一部を保管している「ふれあい広場邑智ミニトレーニングセンター」がある。

なお、都賀行公民館では郷上遺跡（都賀行）の出土遺物を保管している。

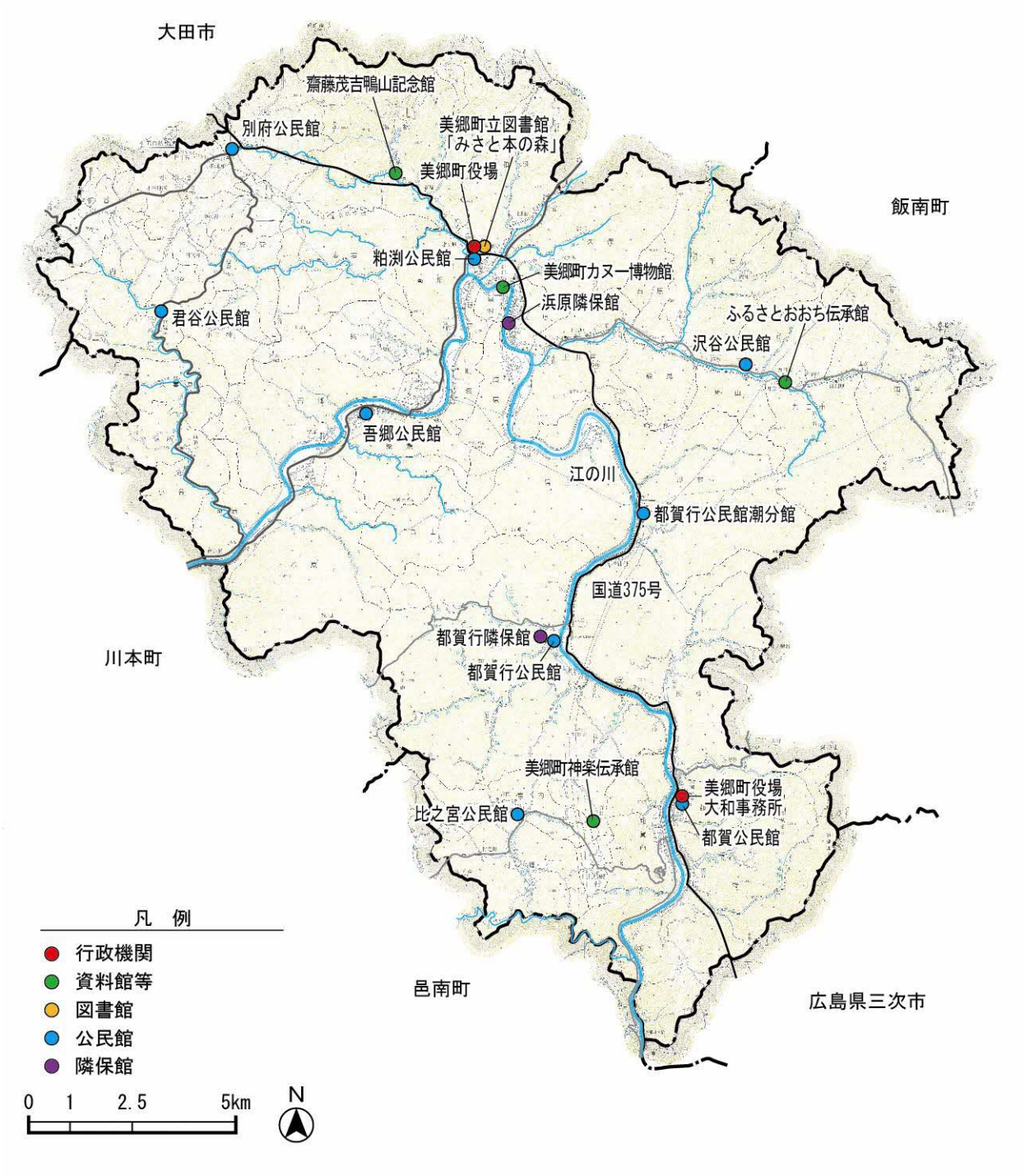



図 1-16　美郷町における文化財の保存・活用に関係する公共施設の立地

＜資料館等の内容（概要）＞

資料館等４か所の概要は、次のとおりである。

○齋藤茂吉鴨山記念館

・万葉歌人、柿本人麻呂の終焉地が美郷町「鴨山」であるとした、歌人で精神学博士でもあった斎藤茂吉（さいとうもきち）の研究成果を展示した記念館。

○ふるさとおおち伝承館

・江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅を利用し、農耕民具と生活民具を展示。

・敷地には、町指定の天然記念物「シダレザクラ」（前川桜）があり、花が咲く頃には前面の県道に「桜のトンネル」が形づくられる。

○美郷町神楽伝承館

・神楽の継承を図るための伝承館であり、大和地域の都賀行（つがゆき）地区笹目（ささめ）に立地する。

○美郷町カヌー博物館

・江の川の近くに位置する施設では、カヌーの体験ツアー、キャンプやトレーラーハウスでの宿泊、カヌー博物館、カヌー製作クラフト体験などができる。

・カヌー博物館では世界のカヌーの模型、写真等を展示。

**表 1-4　美郷町における文化財の保存・活用に関係する公共施設**

| 区分 | 施設名称 | 所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 行政機関 | 美郷町役場 | 美郷町粕渕 168 みさと館 | |
| | 美郷町役場大和事務所 | 美郷町都賀本郷 163 | |
| 資料館等 | 齋藤茂吉鴨山記念館 | 美郷町湯抱 265-1 | |
| | ふるさとおおち伝承館 | 美郷町九日市 | 旧前川家住宅の活用 |
| | 美郷町神楽伝承館 | 美郷町都賀行笹目 | |
| | 美郷町カヌー博物館 | 美郷町亀村 54-1 | |
| 図書館 | 美郷町立図書館「みさと本の森」 | 美郷町粕渕 168 みさと館２階 | |
| 公民館 | 君谷公民館（君谷交流センター） | 美郷町京覧原 277 | |
| | 別府公民館 | 美郷町別府 50-2 | |
| | 沢谷公民館（沢谷交流センター） | 美郷町九日市 118 | |
| | 粕渕公民館（粕渕自治会館 かすみの里） | 美郷町粕渕 92-10 | |
| | 吾郷公民館 | 美郷町簗瀬 178 | |
| | 都賀公民館（大和事務所） | 美郷町都賀本郷 163 | |
| | 都賀行公民館（都賀行交流センター） | 美郷町都賀行 120-1 | 郷上遺跡（都賀行）の出土遺物を保管 |
| | 都賀行公民館潮分館 | 美郷町潮村 136 | |
| | 比之宮公民館（比之宮交流センター） | 美郷町宮内 562-5 | |
| 隣保館 | 都賀行隣保館 | 美郷町都賀行 90-16 | |
| | 浜原隣保館 | 美郷町浜原 319-18 | |
| その他 | ふれあい広場邑智ミニトレーニングセンター | 美郷町久保 222-1 | 沖丈遺跡をはじめ旧邑智町の遺跡の出土遺物（一部）を保管 |

## ５　地域・地区区分と概況

美郷町は平成 16 年(2004)10 月 1 日に、邑智郡邑智町と大和村が合併し発足したことから、大きくは邑智地域と大和地域からなる。

さらに、昭和 30 年代初めの合併当時の村、及び主要な集落等の立地に基づく行政区分としては、次のように邑智地域では６地区、大和地域では７地区から構成される。



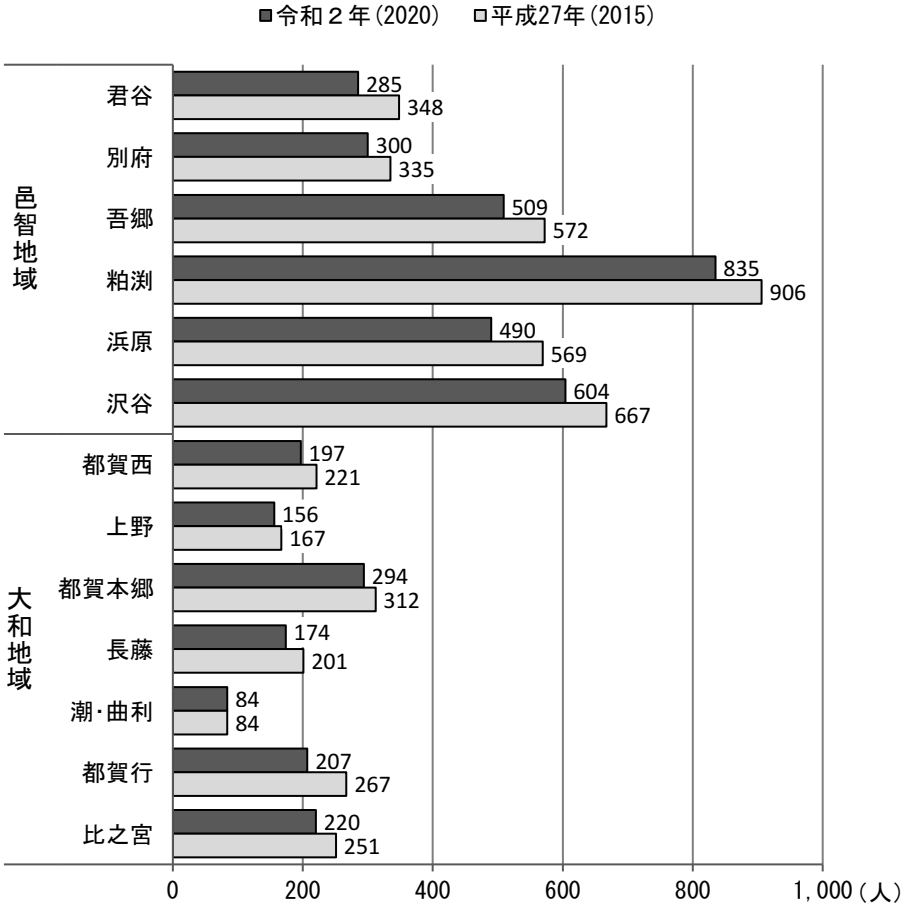

図 1-17　美郷町の地域・地区区分

表 1-5　地区の概況　　(1/2)

| 地域 | 地　区 | 概　況 |
|---|---|---|
| 邑智（おおち） | 君谷（きみだに） | ・川本町に接する地区であり、江の川とその支流である君谷川が流れる。<br>・江の川沿いには平坦地はほとんどなく、君谷川沿いに集落や農地などが点在する。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 285 人で、平成 27 年(2015)より 63 人減少している。 |
| | 別府（べっぷ） | ・江の川から離れた山間部であり、別府峠を通じて大田市にとつながる。<br>・小規模な平地部等が点在し、集落や農地などが形成され、石見銀山街道が通る。<br>・国史跡「石見銀山街道 やなしお道」、町指定文化財「別府八幡宮の大スギ」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 300 人で、平成 27 年(2015)より 35 人減少している。 |
| | 吾郷（あごう） | ・江の川の下流部に位置し、西側は川本町に接し、江の川沿いに集落が形成されている。<br>・町指定文化財「尾原家の欄間と明かり障子」、「沖丈遺跡」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 509 人で、平成 27 年(2015)より 63 人減少している。 |
| | 粕渕（かすぶち） | ・役場などが位置する本町の中心部である。<br>・石見銀山街道の宿場町「小原宿」として発展した場所で、歴史ある建物が並ぶ寺小路や、幕末の本陣を務めた亀遊亭など、風情ある景色が残る。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 835 人で、平成 27 年(2015)より 71 人減少している。 |
| | 浜原（はまはら） | ・江の川舟運の中継地として栄えたまちであり、石見銀山街道との結節点であった。<br>・県指定文化財「妙用寺の桜」、町指定文化財「鰐口」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 490 人で、平成 27 年(2015)より 79 人減少している。 |
| | 沢谷（さわだに） | ・飯南町（赤名）につながる石見銀山街道が通り、かつて宿場（九日市宿）もあった。<br>・国史跡「石見銀山街道 森原古道」、県指定文化財「花の谷の桜」、「酒谷のオロチカツラ」、「学舎のイロハモミジ」、町指定文化財「シダレザクラ」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 604 人で、平成 27 年(2015)より 63 人減少している。 |
| 大和（だいわ） | 都賀西（つがにし） | ・江の川の上流部左岸の地区であり、南側は邑南町と接し、江の川沿いに集落が形成されている。<br>・町指定文化財「都賀西神楽 山伏」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 197 人で、平成 27 年(2015)より 24 人減少している。 |
| | 上野（かみの） | ・江の川の上流部右岸の地区であり、邑南町、広島県三次市と接し、江の川沿い及びその支流の山間に集落が形成されている。<br>・山間には飯谷のシダレザクラがある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 156 人で、平成 27 年(2015)より 11 人減少している。 |
| | 都賀本郷（つがほんごう） | ・大和地域の中心部であり、江の川沿いの中心集落には美郷町役場大和事務所などが位置する。<br>・町指定文化財「大和神楽 鐘馗の舞」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 294 人で、平成 27 年(2015)より 18 人減少している。 |

表 1-5　地区の概況　　(2/2)

| 地域 | 地　区 | 概　況 |
|---|---|---|
| 大和（だいわ） | 長藤（ながとう） | ・江の川右岸の地区であり、東は飯南町と接している。<br>・都賀本郷と連続的に集落が形成され、道の駅「グリーンロード大和」が位置する。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 174 人で、平成 27 年(2015)より 27 人減少している。 |
| | 潮･曲利（うしお・まがり） | ・大和地域の北側に位置する江の川右岸の地区で、邑智地域と隣接し、東は飯南町と接している。<br>・町指定文化財「絹本著色霊峰冨士乃図 絹本著色晩秋乃群鹿図」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 84 人で、平成 27 年(2015)と同様である。本町では最も人口が少ない地区である。 |
| | 都賀行（つがゆき） | ・大和地域の北側に位置する江の川左岸の地区で、邑智地域と隣接し、西は川本町などと接している。<br>・町指定文化財「都神楽 天の岩戸」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 207 人で、平成 27 年(2015)より 60 人減少している。 |
| | 比之宮（ひのみや） | ・本町の南端の地区の一つで、大和地域では唯一江の川に面していない地区で、支流沿いに集落が形成されている。<br>・本地区は、村之郷、宮内、比敷の３つからなり、「比之宮」の名称が付けられた。<br>・町指定文化財「木彫狛犬」、「田立建理根命神社樫ノ木」がある。<br>・令和２年(2020)現在の人口は 220 人で、平成 27 年(2015)より 31 人減少している。 |




資料：国勢調査

図 1-18　地区別人口の推移

## 第４節　歴史環境

### １　美郷町の歴史概況

#### （１）旧石器時代～古墳時代（～710 年）

##### ア　遺跡数

邑智郡内では、旧石器時代の遺跡が５か所あるが、現在のところ町内では未発見である。つづく約１万数千年前から始まった縄文時代の遺跡は 14 か所確認されている。2600 年以上前から始まった弥生時代の遺跡は 16 か所確認されている。３世紀後半から始まる古墳時代は集落遺跡が 19 か所、古墳・横穴墓が 25 か所で知られており、特に古墳終末期（７世紀頃）のものが多い。

##### イ　歴史概況

縄文時代は狩猟採集を生業の基盤とし、土器を生活の様々な場面で使用していた時代である。発掘調査が行われた郷上遺跡（美郷町都賀行）では、江の川本流域では珍しい縄文時代早期の押型文土器※1や縄文時代と推定される漁業用の網に使用していたと思われる石錘※2が出土している。石錘の出土は、この時代、すでに江の川を漁場とした刺し網漁などが行われていたことを示しており、食生活の中に魚が取り入れられていたと思われる。また、同じく発掘調査が行われた沖丈遺跡（美郷町乙原）では、縄文時代後期から晩期にかけて 71 点もの打製石斧（土掘り具）や土製耳飾りが出土している。また、出土した縄文時代後期中葉の土器の型式は、他の遺跡では出土例が少なく、同遺跡で比較的まとまった量が出土したことから、学術上「沖丈式」という名称がつけられている。

弥生時代は、日本列島に本格的な水稲耕作や金属器使用が普及していった時代である。美郷町では、この時代の遺跡が 16 か所確認されており、特に沖丈遺跡では、管玉が副葬されていた弥生時代前期の標石を配した墓 12 基、弥生時代後期の竪穴建物跡 22 棟が検出されている。当遺跡からは、弥生後期の鉄器が 77 点も出土していることから、江の川本流における水運の拠点であったと考えられる。

つづく古墳時代は、３世紀後半から７世紀頃にかけて列島各地でさかんに古墳が造営された時代である。美郷町ではこの頃、江の川本流沿いだけでなく支流域の山間奥地まで居住範囲が広がっていったことが推定される。

##### ウ　指定文化財

沖丈遺跡が町指定史跡に指定されている。

#### （２）奈良時代～平安時代末期（710 年～1185 年）

##### ア　遺跡数

この時代の町内遺跡は現在、４か所が確認されている。

---

※1 押型文土器
刻みを入れた棒を押し付けた文様の土器

※2 石錘
石のオモリ

### イ　歴史概況

奈良時代から平安時代末期の美郷町域の人々は『倭名類聚抄』※3にみえる都賀郷、佐波郷の地域に住んでいたとみられる。具体的な記録は、今のところ発見されておらず、沖丈遺跡など４か所の遺跡からわずかな遺物や遺構が確認されているにとどまっている。延喜式神名帳※4に見える天津神社（美郷町吾郷）と田立建埋根命神社（美郷町宮内）をはじめ、いくつかの寺社がこの時代に創建されたと考えられる。

また、７世紀から８世紀にかけて編纂された国内最古の歌集、『万葉集』等に多くの作品を残している歌人、柿本人麿の終焉の地が美郷町湯抱にある鴨山であるとの説を、大正時代から昭和時代初期に歌人として活躍した斎藤茂吉が長年の調査の末に提唱している。

## （３）平安時代末期～安土桃山時代（1185 年～1603 年）

### ア　遺跡数

この時代の町内遺跡は現在、集落跡が３か所、山城跡が 55 か所確認されている。

### イ　歴史概況

平安時代中期から始まった荘園※5公領※6社会が成立していく中、美郷町では大規模な平野部がないため、荘園が作られることがなく、公領のみで構成された地域となっていく。その過程で徐々に町の地理的な領域が定まっていった。13 世紀に入り、承久の乱を経て、佐波郷、都賀郷、佐木郷君谷村といった、現在の町域が成立することになる。

町は各郷で独自の歴史を歩んでいく事になるが、佐波郷については鎌倉時代に入り、承久の乱後に三善氏が地頭として入部し、土地の名をとって佐波氏と名乗り、戦国時代末期までこの地の領主として活躍した。乙原八幡宮境内社古八幡宮の社伝によると、２代清連が家を継いだ承久２年(1220)に町内田水地域にある銅ヶ丸鉱山が開発されたとされる。都賀行、千原にある八幡宮はこの頃創建されたものとみられる。南北朝時代に入り６代佐波顕清（1328 年～1350 年）は南朝（宮）方に与し、観応元／正平５年(1350)、北朝（武士）方の高師泰と青杉三城（青杉城・鼓ヶ崎城・丸屋城）で１か月にわたる合戦を繰り広げた末に敗戦したとされている。その後、７代実連（1350 年～1379 年）が赤穴庄地頭職を入手し、石見国と出雲国に跨る大きな勢力を持った。

また、室町時代には幕府奉公衆(ほうこうしゅう)(武官)として重要な役割を果たした。歴代当主その他の墓地は町内各地に存在している。

---

**※3 倭名類聚抄**
承平年間（931 年～938 年）にまとめられた国内に現存する最古の辞書。国語辞典の他に漢和辞典、百科事典の要素も含んでいる。

**※4 延喜式神名帳**
延喜５年(905)～延長５年(927)に制作された、律令の施行細則を 50 巻にまとめたもののうち、９巻と 10 巻を指す。全国に当時存在した神社の一覧。

**※5 荘園**
８世紀から 16 世紀に存在し、貴族・寺社が収入を得るために領有支配した農地とその周辺の山野を含む土地。

**※6 公領**
公権力の支配対象である土地。平安時代に私領として荘園が成立するようになると、国司の支配地が公領と呼ばれた。中世には国衙(こくが)領と呼ばれた。

佐波郷にはいち早く浄土真宗が伝わり、浄土寺が石見における浄土真宗の拠点寺院として大きな勢力を誇った。簗瀬の尾原家の欄間はこの頃作成されたとされる。尾原家は屋号を五本木といい、当家の由緒書によると室町時代に簗瀬村に移り住み、江戸時代には庄屋格の家として代々務めたとされている。

都賀郷は備後、石見、出雲各国の境界領域にあたり、都賀氏や高橋氏、佐波氏、小笠原氏など、諸勢力がひしめき合う地域であった。とくに戦国時代には都賀行、都賀西等の地域に分かれ、江の川に沿って大小数多くの山城が築かれるとともに、尼子・大内・毛利軍などの諸軍勢による激しい攻防戦が展開された。都賀西地域にある山城「尼子陣所（あまこじんしょ）」は天文 10 年(1541)に尼子晴久が毛利攻めで敗走した際に陣を置いたとされることからこの名称がつけられているが、現地に残る郭（くるわ）等、軍事的拠点のほとんどは江の川下流に向かって築かれている。これは永禄３年(1560)に毛利氏が石見銀山侵攻の際に布陣したためであると考えられる。天文 11 年(1542)、大内・毛利両軍による出雲攻めの際には、都賀に舟を繋げて橋にする舟橋が作られることなどもあった。

君谷地域は、もと出羽（いずわ）（富永）氏の庶流がここを領して君谷氏を称していたが、南北朝期に出羽氏惣領家が没落した後、出羽氏に代わって出羽郷を領して君谷出羽氏（のち出羽氏）を称し、君谷地域は戦国末期に至るまで継続して君谷氏が領有した。同地域にある八幡宮（地頭所）は天元３年(980)の創建とされる。

戦国時代の石見地域で特筆すべき事項として大永７年(1527)、隣接する大田市の石見銀山で本格的な銀採掘が始まったことが挙げられる。周辺の戦国武将の間で、銀山争奪戦も含め数多くの戦が行われたが、美郷町内でも都賀、その他様々な地域で行われた。特に弘治２年(1556)、毛利元就が佐波氏の協力を得て石見銀山を奪取した際には、別府も激戦の場所の１つになったとされる。永禄５年(1562)、石見銀山は毛利氏の所領となり、その後天正 17 年(1589)に出羽氏、佐波氏が天正 19 年(1591)、20 年(1592)に小笠原氏が相次いで転封され、美郷町内での歴史を終える事となる。

### ウ　指定文化財

信喜の多聞寺（毘沙門堂）にある鰐口（わにぐち）、尾原家の欄間、田立建埋根命神社の狛犬（木造）が町指定文化財となっている。

鰐口に「備中洲新見荘熊野権現鐘也應安六年歳次癸丑五月初八日願主靭久光」の銘があり、地域には次のような伝承が残っている。豊臣秀吉による朝鮮出兵の際、諸国の寺に鐘を差し出す事を命じた。この時に毘沙門堂の鰐口も差し出したが、代用として下賜された。

尾原家の欄間と明り障子は年代不詳ながら室町時代の作と伝えられている。

田立建埋根命神社の狛犬（木造）は永和３年(1377)の作と伝えられている。

### エ　文化・史料

楽打ちが 15 世紀初頭には始まったとされる。楽打ちは浴衣に「たくり」と呼ばれる襷をかけて太鼓をたたきながら町内を練り歩くもので、現在、秋の例大祭に各地の神社で奉納されており、呼び名もシャギリ、はやしこう等地域により異なっている。

町内に残る史料、古文書としては、吾郷地域の天津神社勅額（ちょくがく）（大永５年(1525)）、浄土寺文書（天正８年(1580)、天正 10 年(1582)、天正 13 年(1585)）等が確認されている。

## （４）江戸時代（1603 年～1868 年）

### ア　遺跡数

江戸時代とされる町内の遺跡数は 20 か所が確認されている。

### イ　歴史概況

慶長５年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、戦国大名毛利輝元から石見銀山を接収するとともに津和野藩領を除く石見国 10 万石を直轄地とした。美郷町内の村は当初全域が幕府直轄領となったが、元和５年(1619)の浜田藩の創設により江の川以西が同藩領に編入されている。

石見国の幕府直轄領の村は「銀山附」と呼ばれ、銀山の支配や経営のために編制されたもので、とりわけ当町の村では銀生産に必要な森林資源の供給と灰吹銀の輸送などの重要な任を負った。

銀生産に必要な坑木や木炭は、領内に設定された御立山と代官所が指定した「御囲村」（32 か村）から供給された。このうち当町には全御立山の 75%が集中したほか、「御囲村」では 12 か村（うち炭村５か村）が該当しており、銀山経営上重要な要地であったことがわかる。町内を通る銀輸送路の石見銀山街道は陣屋元大森から尾道までの約 130 ㎞に及び、３泊４日の旅程で銀が運ばれた。この街道は初代石見銀山奉行大久保長安（1545 年～1613 年）により整備され、同時に人馬の継ぎ立を担う宿駅として町内では小原町・浜原・九日市の３か所が定められた。特に小原町は宿場町として発展し、近代以降における当該地域の行政・商業の拠点としての礎となった。小原町の整備は大久保長安と共にこの地域に来た波多野氏が定住し、現在も残る用水路網の整備や稲荷神社、圓光寺などの寺社の勧請等を行い、宿場町としての発展に努めた。

当時の産業は、他の山間部の村落と同様にたたら製鉄が盛んであった。たたら場の多くは江の川の沿岸に立地し、原料の砂鉄や燃料の木炭の調達から製品の出荷に至るまで江の川舟運と一体的な活動を展開した点が特徴と言える。江の川の川舟は「カンコ」と呼ばれ、寛政３年(1790)の調査では流域全体で 84 艘にも及んでいる。なかでも江の川水運の拠点港である浜原村には複数の問屋が存在し、周辺のたたら場や鍛冶屋で生産された銑※7 や割鉄※8 のほか扱苧※9 などを集荷し、江の川を下って河口の郷田(今の江津市江津町郷田地区)に送られ、寄港した諸国廻船※10 を通して各地に流通した。その帰り荷として瀬戸内産の塩や北国産の米などが移入されるなど、江の川を介した多様な商品流通があった。

慶応２年(1986)の第２次幕長戦争では粕淵村には幕府方として福山藩の本陣が置かれ、隣接する浜原にも多くの兵士が駐屯し、前戦としての役割を担った。しかし、同年７月 20 日、大森代官鍋田三郎右衛門が備後上下代官所に退去したことで、270 年間に及ぶ徳川幕府による支配は終焉を迎えた。

---

**※7 銑**
純度の低い鉄。鋳物に使用された。

**※8 割鉄**
鍛錬を重ねた鉄。包丁鉄ともいい、普通の鉄素材として、工具、農具などの制作に使用された。

**※9 扱苧**
植物性の繊維。衣類や綱、漁業用の網の素材として使用されていた。

**※10 廻船**
港から港へ旅客や貨物を運んで回る船のこと。江戸時代には菱垣廻船・樽廻船のほか、西廻り航路（北前船）・東廻り航路、さらに北国廻船・尾州廻船などが成立して船による輸送網が発達した。

### ウ　指定文化財

大久保長安の配下で石見銀山附地役人※11の一人、吉岡出雲が所有していた銀杏葉雪輪散辻が花染胴服と浅黄地葵紋付帷子が国の重要文化財に指定されている。吉岡家が所有していた文書「吉岡家文書」は県指定文化財に指定されている。その他、石見銀山で産出された銀を輸送するための街道「石見銀山街道」が国の史跡に指定されている。

### エ　文化・史料

お田植え行事（花田植え）はこの頃始まったと考えられる。石見銀山領内のお田植え行事の内容には共通点があり、作法は小笠原流、唄は近重流、代は元重流とされている。

大元神信仰に起源を発する大元神楽が各地域で行われるようになった。神職が神憑りによって祖霊に年の吉凶等を聞くにあたり、神前で神楽が執り行われた。吾郷地域にある式内社、天津神社に残る「大元舞熟書之事」（元和元年(1615)）は神楽の記録としては町内最古の記録である。

町内の宿場町の１つである九日市の当主を務めた佐和華谷（1749 年～1831 年）は儒家、書家として町内外に優れた作品を残している。

古文書については先述の天津神社文書の他、田立建埋根命神社に江戸時代後期の神楽演目が記された史料が残る。

その他当時各村で庄屋格を務めた旧家を中心に数多くの古文書が残されており、下波多野家、林家（粕渕）、木村家（高畑）、景山家（湯抱）、多久家（石原）、檜高家（港）、二上家（浜原）、中原家（酒谷）、尾原家（簗瀬）、三上家（仲岡　上野）、三上家（住田屋　上野）、中原家（潮村）、遠藤家（長藤）、松浦家（奥山）、安田家（港）、小笠原家（粕渕）、西福寺（片山）、福間家（酒谷）、覚法寺（吾郷）の各家に伝わる古文書が確認されている。

## （５）明治時代以降（1868 年～）

### ア　遺跡

近現代とされる町内の遺跡は７か所が確認されている。

### イ　歴史概況

明治時代以降の日本の近代化は、政治・社会・経済・文化の各方面に急激な変化をもたらした。

行政区画は度々制度改正が行われたが明治 21 年(1888)に市町村制が施行され、美郷町は８か村（吾郷村・浜原村・粕淵村・沢谷村・君谷村・都賀行村・都賀村・布施村）となった。その後昭和 28 年(1953)に公布された町村合併促進法により邑智町と大和村に、さらに平成 16 年(2004)、市町村の合併の特例等に関する法律により、両町が合併、美郷町となった。

---

※11 石見銀山附地役人
江戸時代、幕府代官が領内で採用した土着の役人。役所に置かれた。

交通や流通面では古来、河川による舟運がその中心を担ってきた。江の川は、水源を広島県北広島町阿佐山に発し、三次市から江津市へと、中国山地のほぼ中央を貫流して日本海に注ぐ一級河川で、中国地方最大の流域面積を持つ。明治時代に入ってからも「江川絵図」(前林家文書)にみられるように、河川による流通産業の振興を図る試みがなされる等、産業発展と深く結びつきながら積荷は拡大していた。大正６年(1917)の浜原村村会議事録によると、その流通量は年間総量 18 万貫、販売額は 35 万円となっており、内訳は和洋反物、雑貨等であった。浜原では三次から船長約 10ｍの船で運んだ荷物を、約 12.7ｍの船に積み替えて江津方面へ輸送されており、舟運の中継基地、物資の集積地として栄えた。しかし、大正 15 年(1926)に三江線の建設が始まった事により状況は大きく変わる。三江線は広島県三次市と江津市を結ぶ鉄道で、昭和６年(1931)に江津－川戸間が開通、紆余曲折を経て昭和 50 年(1975)に全線開通となった。これにより江の川の舟運は大きく衰退する事になった。三江線は平成 30 年(2018)に廃線となるまで地域の重要な交通機関としての役割を担った。

江の川舟運を利用した代表的な産業として銅ヶ丸鉱山（乙原）の銅採掘が挙げられる。明治時代中期に新技術を導入して大規模な採掘精錬が開始され、山陰屈指の大鉱山として盛況を呈した。明治 20 年(1887)には同鉱山の経営に鹿足郡邑輝村（現津和野町）の堀伴成が乗り出し、上流から精錬に必要な石灰岩を運び、さらに生産された銅は江津へ向けて輸送された。これらの輸送を舟運が担っていた。同鉱山では明治 29 年(1896)に水力発電所が設置されるなど隆盛を極めたが、明治 40 年(1907)に銅価格が暴落したのをきっかけに事業を休止した。休止中に不慮の出火で工場の建物・機械が全焼し、復旧の見込みがないまま閉鎖となった。

電源開発としても江の川は大きな役割を果たしている。大正年間に 10 度にわたり電源開発に関する申請が行われたが、うち６割が江の川水系を利用したものになっている。戦後も開発が進み昭和 28 年(1953)には浜原ダムが建設され、同年に明塚発電所、潮発電所が完成した。

美郷町の発展を支える江の川であるが、多くの河川災害を引き起こしており、特に大きな災害としては昭和 47 年(1972)の災害の被害が甚大で、旧邑智町では、住家の被害は 1,326 戸、被害額は当時の物価で 16 億 9,218.3 万円、旧大和村では住家 453 戸、被害額 49,340 万円という記録（邑智町誌、大和村誌）が残っている。

その後大規模な堤防建設工事が推進され、町の防災体制は大きく発展した。

他の産業においては重要産業であった製鉄が洋鉄の輸入が始まり衰退するなど、明治 10 年代後半から不況が始まった。そのような中で、各村では勧業会を設立し、農事改良、指導の推進を図った。中でも養蚕業は各村で最も力点がおかれ、明治 18 年(1885)に簗瀬で講習会が開催されたのを皮切りに明治 20 年代から生産農家が拡大、島根県の支援もあり、養蚕業は急速に拡大していった。大正時代に入っても拡大は続いたが、昭和４年(1929)に起きた世界恐慌をきっかけに徐々に衰退の道を歩み、平成時代の初頭にはほとんどの養蚕農家が廃業した。

金融機関としては明治 33 年(1900)に粕淵銀行が創立、宅野、赤名、川本、掛合に支店を出すなど、業績を伸ばし、町内産業と共に発展した。その後第１次世界大戦により国内の諸産業は拡大し、銀行の機能も拡大する必要が出てきたため、他銀行との合併交渉が始まり、大正７年(1918)、松江銀行と合併し、名称を「松江銀行」とした。その後も複数の銀行との合併を経て、昭和 16 年(1941)には「山陰合同銀行」が発足する事となる。

教育面では、明治５年(1872)の政府による学制交付を受け、明治６年(1873)に粕淵村小学校が同村内の円光寺に創設された。その後、明治８年(1875)に小松地村（安楽寺)、浜原村（妙用寺)、乙原村（香勝寺)、簗瀬村（王子神社)、吾郷村（岸松寺)、奥山村（八幡宮)、都賀行村（西念寺)、潮村（中原宅)、都賀本郷村（都賀本郷社殿)、宮内村（代古屋)、比敷村（紙屋隠居)、村之郷（山吉屋）に創立された。各地域の小学校はこのように地域の社寺や個人宅を利用して始められた。その後、政府の教育政策に合せて変化、発展し、各地に小学校が建設された。明治末期には就学率が 98%を超え、義務教育が定着した。

その後も各小学校は様々な変遷を経て制度変更、統合を繰り返し、平成 15 年(2004)現在の邑智小学校、大和小学校に統合して現在に至る。

中学校は太平洋戦争後に各村に創立されたが、こちらも様々な変遷を経て、昭和 34 年(1959)に大和中学校、昭和 38 年(1963)に邑智中学校に、それぞれ統合された。

現在、町の小中学校教育は人権同和教育、ＩＣＴ教育やふるさと教育を推進、「美郷町を担う心豊かな人づくり」を目標に様々な施策を推進している。

昭和 31 年(1956)、島根県教育委員会は川本高等学校粕淵分校を邑智高等学校とし、町内に公立の高等学校が創立された。当初は農業科、被服科の２科であったが、昭和 41 年(1966)、普通科のみとなった。カヌー部が創設され、昭和 57 年(1982)、島根県で開催された国民体育大会「くにびき国体」で同部の部員が活躍するなどしたが、次第に生徒数が減少、平成 20 年(2009)に廃校となった。

邑智高等学校は廃校となったが、国体での活躍をきっかけに町（当時は邑智町）はカヌーの町としてのまちづくりを進める事となり、カヌー体験施設「カヌーの里おおち」の建設、邑智中学校カヌー部の創設などを進めた。

また、カヌー博物館を建設し、平成３年(1991)、オープニングセレモニー企画としてインドネシアのバリ島からカヌー制作ができる職人を招聘し、現地のカヌー「ジュクン」を制作する取り組みが実施された。

これがきっかけとなり、平成５年(1993)バリ島のマス村と友好協定を締結し、同村との交流が始まった。

その後は互いに訪問団を派遣したり、邑智高等学校生徒が修学旅行として訪問したりする等の交流を深め、令和４年(2022)にはバリ島の若者５名が技能実習生として来町した他、寄託を受けた伝統楽器ガムラン楽器を演奏する楽団が結成される等、町村間交流以外の交流も広がり、令和５年(2023)には、交流 30 周年を迎えた。

### ウ　指定文化財

後述の日本画家、中原芳煙（なかはらほうえん）（潮村出身）の作品「晩秋乃群鹿図」と「霊峰富士乃図」が町指定文化財となっている。

無形文化財としては大和神楽団「鍾馗の舞」、都賀西神楽団「山伏」、都神楽団「天の岩戸」が町指定文化財となっている。

### エ　文化・史料

明治初頭に神職が神楽を舞う事を禁止する法令が発布され、次第に住民による舞が主流となっていった。神楽は江の川に沿って広島方面へ伝えられ、太平洋戦争を経て新たに発明された演奏や演目が逆流する形で美郷町へ伝わり、独自の発展を遂げた。現在、町内には７つの神楽団体があり、活動している。令和元年(2019)、石見地域の４市５町（浜田市、

益田市、大田市、江津市、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町、美郷町）が連携し、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界　～石見地域で伝承される神楽～」という名称で日本遺産の認定を受けた。

絵画では日本画家、中原芳煙（本名佐次郎　1875 年～1915 年）が活躍した。中原芳煙は明治９年(1875)に潮村で代々庄屋を務めた名家で生まれた。幼いころから絵画に親しみ東京美術学校（東京芸術大学）に入学、首席で卒業した。卒業後も国内各地を回り、優れた作品を遺している。中でも「晩秋乃群鹿図」（明治 42 年(1909)）は帝国美術展覧会に出品し、首席入選となっている。また、「霊峰富士乃図」は、明治 45 年(1912)の第 10 回美術研精会展覧会（竹之台陳列館）に出品されているが、展覧会への最後の出品作品とされている。この作品発表の３年後の大正４年(1915)、結核により 39 歳で没した。

また、美術工芸品の一つである鏝絵が、本町には多数残されている。鏝絵とは左官職人が鏝を使い、民家や土蔵の壁に漆喰で描いた彫塑である。漆喰による装飾は、江戸時代の中後期からの防火対策として幕府が塗り壁や瓦の使用の制限をゆるめ、土蔵造りを奨励したことから左官工事の需要が増えていき盛んになった。県内では石見地域が盛んで、主に明治時代の初めから昭和 30 年代にかけて造られた作品が各地域に残っている。本町の鏝絵も同時代のものであり、多くは蔵の矢切部分の妻壁に見られるが、惣森にある山根家の鏝絵（昭和６年(1931)年制作）は家屋（離れ）２階の戸袋に描かれている。

文学では大正時代を中心に活躍したアララギ派の歌人斎藤茂吉が、柿本人麿終焉の地を数度にわたる現地踏査も含めて詳細に調査し、昭和 12 年(1937)に町内湯抱にある鴨山であると結論付けた。同氏の研究活動と成果を顕彰し、昭和 28 年(1953) 4 月 29 日、鴨山が見える地に公園を整備し、敷地内に同氏の短歌を石に刻んだ歌碑が建立された。石碑建立を機に、建立された日を記念日として短歌会が開催されるようになり、町内における短歌活動が活発化した。平成３年(1991)に研究資料等を展示した齋藤茂吉鴨山記念館が開館した後には、百人一首等を行う鴨山カルタ会も開催されるようになった。

江戸時代から各地で行われてきた田植え行事時代の変化とともに次第に衰退したが、別府地域では花田植えを復活させ、現在も行われている。楽打ちは、時代とともに形を変えながらも現在も秋の例大祭にあわせ各地域の神社に奉納されている。

史料、古文書については、二上家（浜原）の当主が記した日記には、幕末から明治にかけての出来事が詳細に記されている。江戸時代に庄屋格であった家にも引き続き多数の文書が残されている。また、明治～昭和初期にかけて旧村単位で村史が作成されており、その一部（粕渕、布施等）が町立図書館に保管されている。

町役場には旧村時代の議会記録が断片的に残されている他、昭和 53 年(1978)に邑智町誌、昭和 56 年(1981)に大和村誌、平成 16 年(2004)に続大和村誌が発行されている。

## （６）食文化

### ア　歴史概況

美郷町に住む人々は古くから江の川に住む多様な生き物を捕獲し、食してきた。また、同川を行きかう舟を通じて日本海側からは海の魚や塩、広島県側からは酒や砂糖などが運ばれてきていた。また、石見銀山周辺の食文化も街道を通じて入ってきており、気候や地形等地域の特性と入り混じり、多様な食文化を育んできた。

米の収量は少なく、麦や粟などを米に混ぜて食べるのが普通で、舟運を利用して唐米（外米）を買い、不足を補ってきた時代があった。

石見銀山を中心に、祭りや結婚式の際に箱ずしを作る習慣がある。大きめの木枠に飯や具材を詰めて作られるが、町内ではこれに似た押し寿司という料理が作られている。押し寿司は花型などの小さな型枠に具材や飯を詰めて作る料理で、祭りや出産祝い等の際に作られた。

川の食材として代表的なものに鮎がある。火振漁、たて網漁、簗漁等様々な漁法が伝わっている。主な調理方法としては、塩焼き、せごし、鮎ずし等がある。大量に取れた場合は粕漬や干し鮎にして保存する。粕漬は焼いて食べ、干し鮎は雑煮等の出汁にしたり、すき焼きの具材としたりして使用する。

また、うるかと呼ばれる鮎の塩辛を作る習慣がある。鮎の内臓を食材とした「にがうるか」と卵を食材とした「子うるか」がある。

山でとれる山菜、野草も乾燥、塩漬けにして保存し、様々な料理に使用している。キノコ類は「なば」と呼ばれ、様々な「なば」が食べられるが、特に松茸は焼松茸、松茸ご飯にして食べられ、香茸は塩漬けにして食べられる。香茸の根元は特に産後の肥立ちに良いとされ、主に出産後の母親に食べられていた。

昔からイノシシは農地を荒らす存在であり、上野地域に猪垣と呼ばれる猪除けの為の石垣がある他、正徳２年(1712)に猪鹿の被害対策に小屋を建てて昼夜にわたり番をした記録（下波多野家文書）が残っているなど、各地域に残る古文書に被害対策の記載が見られる。また、慶應元年(1865)に猪肉を煮て食した記録（二上家文書）もあり、食文化として定着していたことが分かる。

近年も野生動物による農産物被害は増加しており、町では駆除したイノシシを資源化する取り組みを進めている。具体的には、肉を特産品「おおち山くじら」として精肉、その他加工品にして、町内外で販売している。

江の川の舟運を通じてアジ、塩サバ、干しカレイ、鯨の白皮等たくさんの海産物が運ばれてきたが、海草のところてん草で作った棒寒天も運ばれてきており、行事食の膳によく利用されていた。

料理は大きく日常食、晴れ食、行事食に分けられ、これらの食材はそれぞれの場面で必要に応じ利用され、多様な食文化を形成した。

### イ　古文書

先述の下波多野家文書、二上家文書の他、別の下波多野家文書、多久家文書（石原）に天保９年(1838)の巡見使(じゅんけんし)※12の視察日程を記した文書があり、その中に巡見使が食べたと思われる献立が記録されている。その他尾原家（簗瀬）には酒造りの方法を記したものがある。

---

**※12 巡見使**

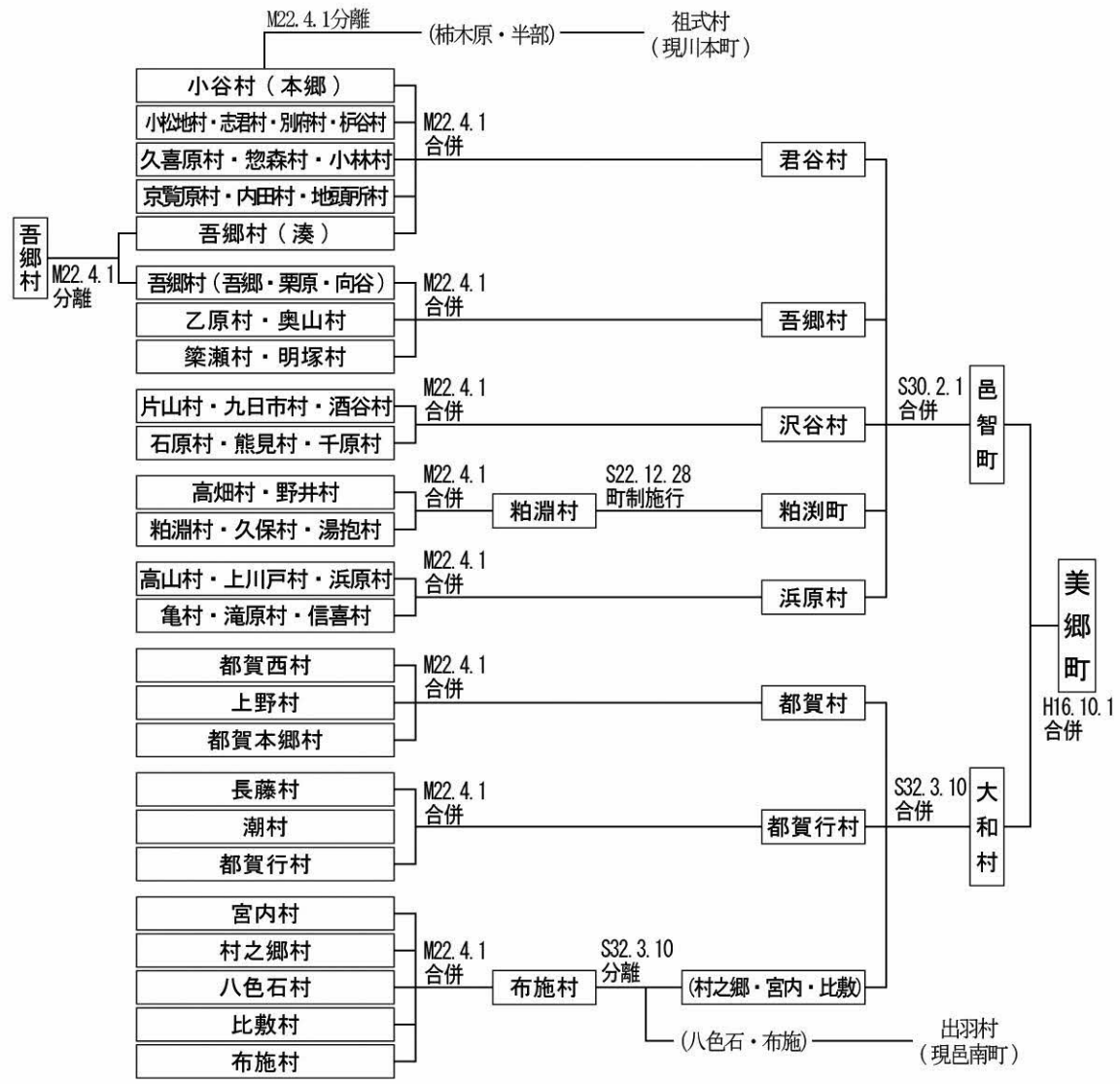
幕府が大名を監視観察する制度の１つ。天領のみに限って巡見する御料巡見使と、天領や大名私領を含めて巡見する諸国巡見使の２種類ある。

## 2　美郷町の沿革

美郷町の行政組織としての沿革（概況）を整理する。

明治の大合併（明治 22 年(1889) 4 月 1 日）により、君谷村、吾郷村、沢谷村、粕淵村（昭和 22 年(1947)12 月の町政施行により粕渕町に移行）、浜原村、都賀村、都賀行村、布施村の８村が発足した。

その後、昭和 30 年(1955) 2 月 1 日に君谷村、吾郷村、沢谷村、粕渕町、浜原村が合併し邑智町が、昭和 32 年(1957) 3 月 10 日には都賀村、都賀行村、布施村の一部が合併し大和町が発足した。これら邑智町と大和町が平成 16 年(2004)10 月 1 日に合併して、美郷町となった。




参考資料：島根県の地名鑑 第 10 次改訂版（平成 29 年 4 月 1 日現在）
島根県地域振興部市町村課

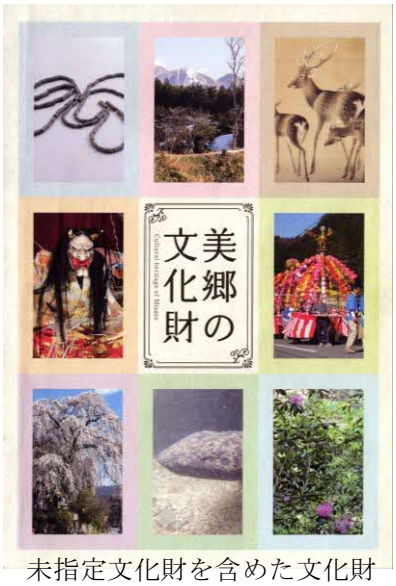
図 1-19　美郷町の沿革

# 第２章　美郷町の文化財の概要

## 第１節　美郷町の文化財調査

### １　文化財の把握調査

#### （１）これまでの文化財の把握調査

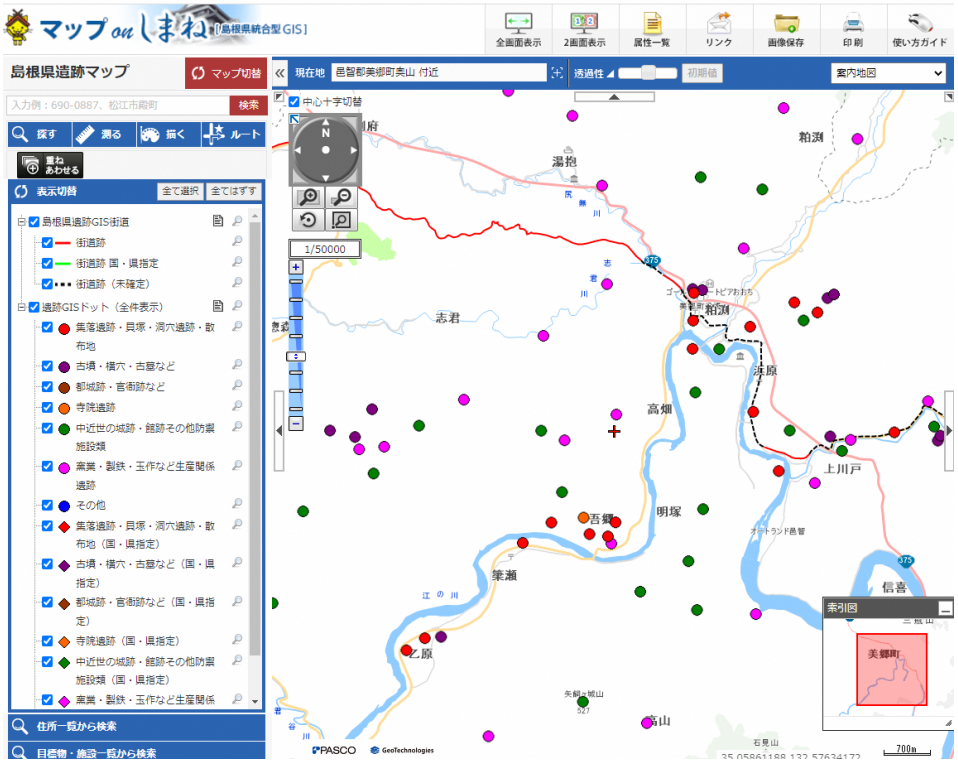


未指定文化財を含めた文化財の概要「美郷の文化財」

美郷町においては、『美郷の文化財』（令和４年(2022) ３月）の刊行に際して、令和３年度(2021)に美郷町教育委員会が町内の有形・無形の文化財について、未指定文化財の把握調査及び指定文化財を含めた整理・編集を行った。こうした文化財の把握は、平成 13 年度(2001)に旧邑智町で行った文化財調査、及び邑智町誌、大和村誌をもとにした現地調査が基本となった。また、文化庁や島根県教育委員会等が実施した既往調査（表 2-2）を参考にするとともに、遺跡については、島根県遺跡データベース（島根大学）及び島根県統合型 GIS「マップ on しまね」で公開されている「遺跡マップ」を活用した。なお、調査及び編集においては、アドバイザー（石見銀山資料館館長)、調査員（美郷町文化財保護審議会委員） ５名、及び事務局（教育課）からなる体制を構築した。

さらに、本計画の作成過程では、「地域の宝」の再発見として、アンケート調査（次頁の資料）を実施するとともに、地区別のワークショップでも未指定文化財に関する情報把握などに取り組んだ。

しかし、個々の文化財についての個票作成やデータベース化には至っていない。



島根県統合型 GIS「マップ on しまね」における「遺跡マップ」

# 参考資料：「地域の宝」の再発見　アンケート調査（上段：表面、下段：裏面…Ａ３判）

## 『地域の宝』の再発見
### ～よく知られた、あまり知られていない、埋もれている…
### 『地域の宝』（文化財）を教えてください～

美郷町には、各所に有形・無形の数多くの文化財が存在します。その中には、文化財指定により保存・活用されているもののほかに、膨大な数の未指定の文化財が存在していると考えられます。

美郷町では、こうした有形・無形、指定・未指定の文化財の保存・活用をめざし、基本的なアクションプラン（目標や具体的な取組など明らかにする計画）である「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでいます。

この計画に、町民のみなさまがご存じの文化財の情報、及び文化財の保存・活用や歴史文化を活かした地域づくりなどに関する思い・意見を反映させるため、「地域の宝」やその保存・活用に関する意見をお聞きすることとしました。

【提出方法】

○この用紙に記入して、ワークショップの終了後に、担当の職員にお渡しください。又は、後日、各公民館、美郷町教育委員会教育課（役場）にご提出ください（ワークショップの終了後１か月以内）。

＜問い合わせ先＞

美郷町役場教育委員会教育課

電話：（0855）75-1217　FAX：（0854）84-9156　　担当：岩谷

問１　お住まいの地区（地域）で、できれば国・県・町が指定している文化財（右の図）以外で、守り・活かしたい（守り・活かして欲しい）「地域の宝（文化財）」がありましたら、下表にご記入ください。

六つ以上ある場合は、裏面の地図やその余白にご記入ください。

場所を示すことができる場合は、裏面の地図にご記入ください。※「文化財とは」：右下をご覧ください。

| 番号 | 地域の宝（未指定等文化財）の名称 | 左記の概要や特徴など（問題点を含む） |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

＜例＞

・建築物：伝統的（歴史的）な商家・民家・土蔵、工場、寺社、祠・・・
・工作物・石造物：歴史的な堤防、橋、鉄橋、石垣、碑、石灯籠、道標・・・
・民俗芸能・神事：踊り、祭り、寺や神社の行事・・・
・伝承・慣習・信仰・食文化：言い伝え、物語、伝承地、伝統的な習慣、伝統的な料理や食材・・・
・伝統的な産業や技術・技能、川の漁法、特産品、風物詩・・・
・自然・天然記念物：鉱山跡、渓谷、渓流、滝、奇岩、信仰の山、巨木、希少な植物・生き物・・・
・古墳、城跡、歴史的な道・街道、庭園・・・
・美しい景観：自然の景観（山・森、川…）、町並みの景観、田園・棚田・集落の景観　等々

問２　地域の宝（文化財）を守り、活かす取組・アイデア、問題点などについて、自由にご記入ください。

【参考：美郷町の指定文化財】

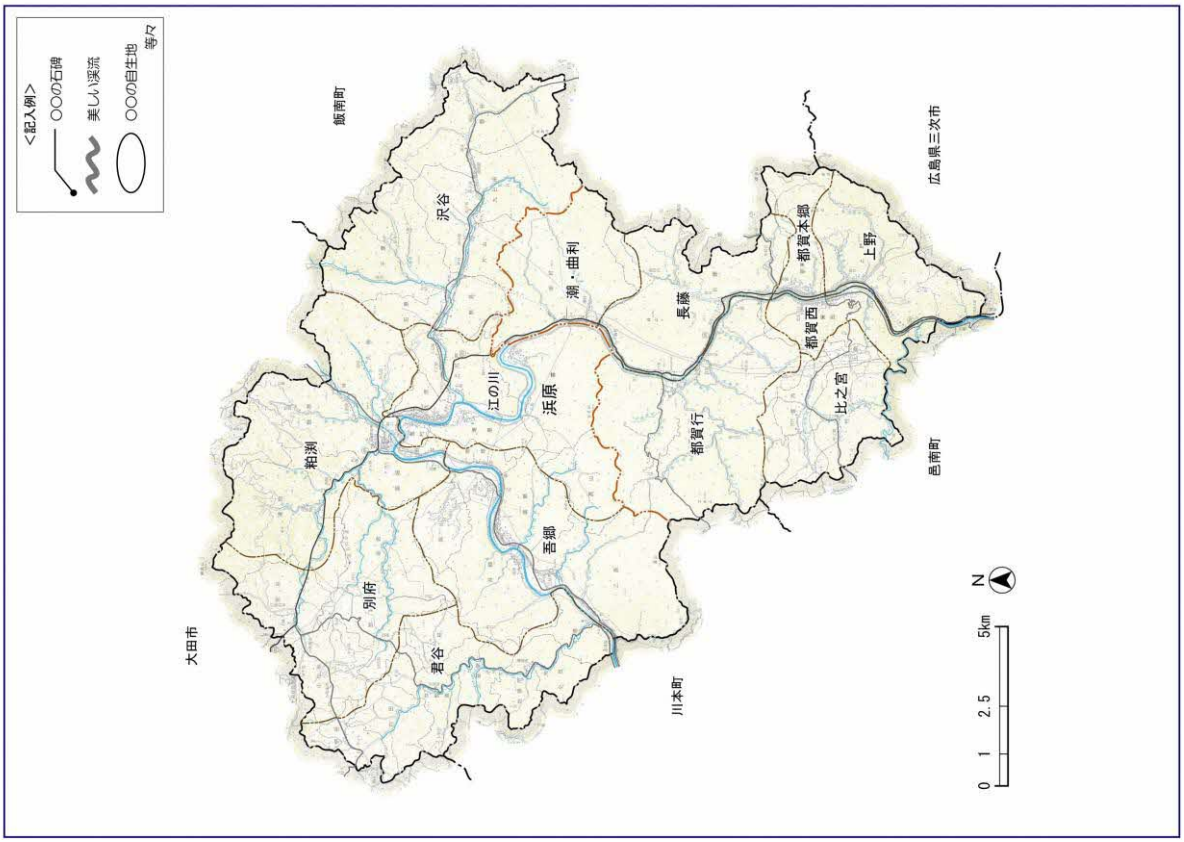



**文化財とは**

指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高いあるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産　※文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月）より

**地域の宝（文化財）マップ**

■取り上げていただいた「地域の宝（未指定文化財）」のうち、場所を示すことができる場合は、下の地図に点や範囲などを記入し、その近くに前頁の表の番号又は名称を記してください。



## 表 2-1　島根県及び国等における文化財関係調査報告書一覧
### （埋蔵文化財調査報告書・研究報告書を除く）　令和６年(2024) 1 月 31 日現在 (1/2)

| 種別 | 報告書名称 | 調査主体 | 報告書刊行年 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告1 | 島根県 | 1923 | 隠岐の天然記念物、三瓶山、霞石、畳ヶ浦などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告2 | 島根県 | 1925 | |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告3 | 島根県 | 1929 | 津和野城、忌部村の上代玉作遺跡、龍頭滝、断魚渓などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告4 | 島根県 | 1930 | 船通山、美保の北浦、千丈渓などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告5 | 島根県 | 1933 | 小泉八雲旧居、安部谷の古墳などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告6 | 島根県 | 1934 | 天平時代の古窯址、出雲国庁、隠岐国分寺、琴ヶ浜などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告7 | 島根県 | 1935 | 松江藩古浦砲台跡、来原の岩樋、水仙自生地などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告8 | 島根県 | 1936 | 隠岐布施海岸、白島海岸、国賀海岸、知夫赤壁などの調査報告 |
| | 島根県史蹟名勝天然紀念物調査報告9 | 島根県 | 1937 | 大垣の古墳、津和野養老館、三隅城、波根西の珪化木などの調査報告 |
| | 島根県文化財調査報告第1集 | 島根県教育委員会 | 1965 | 隠岐の神社建築、県下の刀剣、大田市八幡宮鉄塔、植物ほか |
| | 島根県文化財調査報告第2集 | 島根県教育委員会 | 1966 | 県下の仏像、甲冑、青銅器、地質鉱物、大森銀山など |
| | 島根県文化財調査報告第3集 | 島根県教育委員会 | 1967 | 県下の彫刻、銅鐘、経筒、隠岐の地質鉱物・植物など |
| | 島根県文化財調査報告第4集 | 島根県教育委員会 | 1968 | 県下の古墳・横穴墓 |
| | 島根県文化財調査報告第5集 | 島根県教育委員会 | 1968 | 八雲立つ風土記の丘地内の史跡、建造物、絵画、神事など |
| | 島根県文化財調査報告第6集 | 島根県教育委員会 | 1970 | 出雲地方の大社造、明治期の建造物、隠岐の田楽、出雲平野の屋敷など |
| | 島根県文化財調査報告第7集 | 島根県教育委員会 | 1971 | 北島国造家四脚門、県下の銅鐘、手漉紙、出雲の地方の民具など |
| | 島根県文化財調査報告第8集 | 島根県教育委員会 | 1972 | 物部神社本殿、県下の工芸品、出雲国風土記写本など |
| | 島根県文化財調査報告第10集 | 島根県教育委員会 | 1975 | 松江城の城郭について |
| | 島根県文化財調査報告第11集 | 島根県教育委員会 | 1977 | 県下の流造り社殿、神像、収集民具 |
| | 島根県文化財調査報告第12集 | 島根県教育委員会 | 1978 | 県下の流造り社殿、神像、収集民具 |
| | 八雲立つ風土記の丘周辺の文化財 | 島根県教育委員会 | 1975 | 風土記の丘周辺の史跡、建造物、絵画、工芸品、彫刻などを収録 |
| 建造物 | 島根県の民家　民家緊急調査報告書 | 島根県教育委員会 | 1969 | 県下の民家の緊急調査報告 |
| | 島根県近世社寺建築緊急調査報告書 | 島根県教育委員会 | 1980 | 県下の桃山・江戸時代の神社・寺院等の緊急調査報告 |
| | 島根県の近代化遺産　―島根県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書― | 島根県教育委員会 | 2002 | |
| | 島根県の近代和風建築　―島根県近代和風建築総合調査報告書― | 島根県教育委員会 | 2018 | 江戸末期～昭和初期の近代和風建築の総合的調査 |
| 有形文化財 | 出雲意宇六社文書 | 島根県教育委員会 | 1974 | 神魂・真名井・六所・熊野・八重垣・揖屋の六社所蔵の古文書調査報告 |
| | 島根県古文書緊急調査総合目録　―鰐淵寺文書・出雲大社文書・日御碕神社文書・小野家文書― | 島根県教育委員会 | 1975 | |
| | 島根県古文書等所在確認調査報告書 1977～1978 | 島根県教育委員会 | 1979 | 県下に所在する近世までの古文書等の所在確認調査報告 |
| | 雲樹寺歴史資料調査報告書 | 島根県教育委員会 | 1988 | 安来市雲樹寺が所蔵する古文書・工芸品・絵画の調査報告 |
| | 島根の文化財 ―仏像彫刻編 | 島根県立博物館 | 1990 | 県下の重要仏像・彫刻の調査報告・図録 |
| | 島根の文化財 ―仏画・仏教工芸編 | 島根県立博物館 | 1995 | |

表 2-1　島根県及び国等における文化財関係調査報告書一覧
（埋蔵文化財調査報告書・研究報告書を除く）　令和６年(2024) 1 月 31 日現在 (2/2)

| 種別 | 報告書名称 | 調査主体 | 報告書刊行年 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 民俗文化財 | 菅谷鑪 | 島根県教育委員会 | 1968 | 雲南市吉田町所在の菅谷鑪の総合調査報告 |
| | 広瀬絣 | 島根県教育委員会 | 1975 | 安来市の伝統工芸広瀬絣の調査報告 |
| | 島根県の民謡 ―民謡緊急調査報告書― | 島根県教育委員会 | 1986 | 県下の民謡に関する緊急調査報告 |
| | 島根県の民俗芸能 | 島根県教育委員会 | 1989 | 県下の神楽、獅子舞、田楽、風流、祭礼などの悉皆調査の報告 |
| | 島根県の諸職 | 島根県教育委員会 | 1999 | 県下の諸職関係民俗文化財の調査報告 |
| | 島根の祭り・行事 | 島根県教育委員会 | 2000 | |
| | 消滅危機方言の調査・保存のための総合的研究出雲方言調査報告書 | 国立国語研究所 | 2016 | |
| 記念物 | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第1集 | 島根県教育委員会 | 1995 | 山陰道(伯耆街道)・広瀬清水街道の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第2集 | 島根県教育委員会 | 1996 | 山陰道(松江市～江津市)の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第3集 | 島根県教育委員会 | 1996 | 銀山街道(温泉津～赤来)の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第4集 | 島根県教育委員会 | 1997 | 湯町八川往還、安来阿井往還の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第5集 | 島根県教育委員会 | 1997 | 山陰道(江津市～津和野町)の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第6集 | 島根県教育委員会 | 1998 | 津和野廿日市街道・津和野奥筋往還の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第7集 | 島根県教育委員会 | 1998 | 西廻り航路・隠岐航路の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第8集 | 島根県教育委員会 | 1998 | 宍道尾道街道の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第9集 | 島根県教育委員会 | 1999 | 浜田広島街道・浜田三次往還の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第10集 | 島根県教育委員会 | 1999 | 松江美保関往還・松江杵築往還・巡見使道の調査報告 |
| | 歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書別冊 | 島根県教育委員会 | 2000 | 1 ～10集の補遺編 |
| | 近代遺跡調査報告書 ―鉱山― | 文化庁文化財部 | 2002 | 大田市永久鉱山、益田市馬谷城山鉱山等を収録 |
| | 名勝に関する調査研究事業報告書 古典に登場する名勝地調査 | 島根県教育委員会 | 2018 | 古事記、日本書紀、出雲国風土記などに登場する名勝地の調査 |
| | 近代遺跡調査報告書 ―交通・運輸・通信― | 文化庁文化財第二課 | 2019 | 日御碕灯台を収録 |
| | 近代遺跡調査報告書 ―商業・金融業― | 文化庁文化財第二課 | 2020 | 旧八束銀行本店、旧市山興業銀行を収録 |
| 埋蔵文化財 | 全国遺跡地図 島根県 | 文化庁 | 1978 | |
| | 島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅰ | 島根県教育委員会 | 1983 | 出雲部の製鉄遺跡の分布調査報告書 |
| | 島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅱ | 島根県教育委員会 | 1984 | 石見部の製鉄遺跡の分布調査報告書 |
| | 島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅲ | 島根県教育委員会 | 1985 | 県下の窯業関係遺跡の分布調査報告書 |
| | 石見の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書1 | 島根県教育委員会 | 1997 | 石見部の中世城館分布調査報告 |
| | 出雲・隠岐の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書2 | 島根県教育委員会 | 1998 | 出雲・隠岐部の中世城館分布調査報告 |
| | 増補改訂島根県遺跡地図Ⅱ(石見編) | 島根県教育委員会 | 2002 | 石見部の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図(改訂版) |
| | 増補改訂島根県遺跡地図Ⅰ(出雲・隠岐編) | 島根県教育委員会 | 2003 | 出雲・隠岐部の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図(改訂版) |

出典：島根県文化財保存活用大綱

## （２）未指定文化財の把握調査の成果とその状況

美郷町における未指定文化財の把握件数は、現段階（令和６年１月末現在）において 571 件となっている。…本章第２節２「（１）未指定文化財の概要」を参照

これら現時点での把握数やその類型を踏まえつつ、把握調査の状況及び個別的課題（未指定文化財）を整理すると、次の表のようになる。

なお、未指定文化財の詳細調査は、遺跡・埋蔵文化財の一部に限られている（次の「２　これまでの文化財の詳細調査」を参照）。

表 2-2　美郷町の未指定文化財の把握状況の整理と個別的課題の検討

| 類型 | | 調査状況 | | 把握調査の状況と個別的課題 |
|---|---|---|---|---|
| | | 邑智地域 | 大和地域 | |
| 有形文化財 | 建造物 | ○ | ○ | ・把握している養蚕に関係した建造物以外にも、生業に関わった建造物が存在する可能性がある。<br>・歴史的建造物の指定等に向けた調査又は記録保存のための調査を検討。 |
| | 美術工芸品 | △ | △ | ・土蔵等で埋もれている古文書などが多数存在する可能性あり。<br>・石造物（工芸品、歴史資料）は未把握のものが多数存在する可能性あり。 |
| 無形文化財 | | △ | △ | ・把握ができていない。 |
| 民俗文化財 | 有形 | △ | △ | ・生業や民俗芸能に関わる道具などが多数存在する可能性あり。<br>・信仰等に関係する石造物（頌徳碑、地蔵など）は一定程度把握できている。 |
| | 無形 | ○ | ○ | ・未把握の民話や伝承などが存在する可能性あり。 |
| 記念物 | 遺跡 | ◎ | ◎ | ・埋蔵文化財としては多数把握している。<br>・公共工事などで遺跡（埋蔵文化財）が発見される可能性あり。 |
| | 名勝地 | ○ | ○ | ・山中に存在する滝、渓流などが未把握の可能性あり。 |
| | 動植物 | ○ | ○ | ・巨樹や特徴的な樹木、並木の把握は、概ねできている。<br>・島根県レッドデータブックなどで絶滅危惧種の存在は示されているが、具体的な場所の確認は十分でない。 |
| | 地質鉱物 | △ | △ | ・温泉や鉱山跡以外の把握調査は十分でない<br>・専門家等の協力、参加による調査が必要。 |
| 文化的景観 | | ◎ | ◎ | ・江の川を軸とした文化的景観。 |
| 伝統的建造物群 | | ◎ | ― | ・粕渕、浜原の町並み。 |
| 文化財の保存技術 | | △ | △ | ・伝統的な技能を有する大工、左官等の技能者の存在の可能性あり。 |

＜調査状況の凡例＞
◎：把握調査は完了している
○：概ね把握調査はできている
△：把握調査は一部又は未着手（把握調査は十分でない、又はできていない）
―：対象となる文化財（伝統的建造物群）は存在しない。

## ２　これまでの文化財の詳細調査

美郷町においては、これまでに９件の文化財調査（詳細調査）を行っており、これらのうち８件が遺跡、１件が天然記念物（オオサンショウウオ）の調査である。

また、調査を行った遺跡のうち、沖丈遺跡については町指定の文化財となり、石見銀山街道は史跡（国）に指定された。

表 2-3　美郷町における文化財調査等の概要

| 調査名 | 開始年度 | 終了年度 | 場所 | 実施主体 | 概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 沖丈遺跡調査 | 1994 | 1996 | 乙原 | 島根県川本土木建築事務所<br>邑智町教育委員会 | 第１調査区：1994～1996　弥生後期～平安初期竪穴住居址８棟。土器多数出土<br>第２調査区：1995～1996　弥生後期竪穴住居址 14 棟、弥生前期配石墓 12 基。土器、管玉等出土<br>第３調査区：1995　遺構なし |
| 郷上遺跡調査 | 1990 | 1994 | 都賀行 | 島根県<br>大和村教育委員会 | 縄文時代:早期―押型文土器出土、後期中葉～晩期―溝状遺構、土器出土<br>弥生時代：竪穴住居跡２棟検出、土器出土<br>古墳時代：郷上古墳（横穴式石室）―土師器・須恵器及び鉄器出土、竪穴住居跡２棟<br>奈良・平安時代：奈良時代の竪穴住居、平安時代の八稜鏡（郷上古墳の追葬による遺物）、製塩土器出土<br>中世・近世：石組の水路状遺構、多数の陶磁器片出土<br>その他：漁労用具の石錘・土錘が多数出土 |
| 尼子陣所跡調査 | 1990 | 1991 | 都賀西 | 大和村教育委員会 | 東調査区：1990 年　６段の削平地を確認、溝状の遺構・柱穴状の落ち込み、こぶし大の礫、古銭・鉄片・キセルの雁首が出土<br>西調査区：1991 年　東調査区と同じ削平地と西のみの削平地を確認 |
| 上野鉚跡調査 | 1995 | 1996 | 上野 | 大和村教育委員会 | 遺構：鉄穴流し、鉚製錬炉、大鍛治場、鉄池<br>出土遺物：砂鉄、木炭、鉄木呂、炉壁、製錬滓、鍛治滓、煙管の雁首・吸口、古銭、陶磁器、入歯、かんざし |
| 塩谷川オオサンショウウオ生息調査 | 1995 | 1996 | 長藤 | 大和村教育委員会 | 長藤地域魚切の塩谷川を江の川合流地点から上流４㎞までの区間を調査。４個体を確認。最大 105cm、13 kg。最小 50cm、2.2 kg |
| 銀山街道「やなしお道」 | 2000 | 2000 | 別府・惣森 | 島根県川本農林振興センター<br>邑智町教育委員会 | ９か所のトレンチ溝を掘り断面を調査。<br>1.8m状の版築状突き固め層及び版築状修復層が確認される。 |
| 銀山街道「森原古道」 | 2009 | 2009 | 酒谷 | 美郷町教育委員会 | 西側をⅠ区、東側をⅡ区とし、トレンチ溝を８本設定。<br>幅員約２ｍと推定される古道の下層に細い道が確認された。 |
| 石見銀山街道 | 2017 | 2017 | 小松地～酒谷 | 美郷町教育委員会 | これまでの調査報告書及び史料等を、国史跡としての歴史的価値という視点でまとめた。 |
| 四日市遺跡試掘調査 | 2020 | 2020 | 粕渕 | 美郷町教育委員会 | 調査面積 320 ㎡。旧水田の１区画当たり１～３か所、合計 53 か所に試掘坑を設定。<br>小規模な集石２か所、建物礎石とも考えられる石１、小土坑１及び土層断面などに複数の穴（ピット）を検出したのみで、明確な遺構は認められなかった。 |

## 第２節　美郷町の文化財の概要

### １　指定等文化財

#### （１）指定等文化財の概要

美郷町の指定文化財としては、国指定の史跡１件（石見銀山街道）、県指定の天然記念物（妙用寺の桜、花の谷のサクラ、酒谷のオロチカツラ、学舎のイロハモミジ）が４件、町指定の文化財としては有形文化財（美術工芸品）が４件、無形の民俗文化財が３件、史跡が１件、天然記念物が３件の合計 11 件となっており、合わせて 16 件となっている。また、国の登録有形文化財が４件ある。したがって、指定等文化財としては合計 20 件となる。

なお、指定等文化財のリストには入れていないが、特別天然記念物（地域を定めない）であるオオサンショウウオの生息が確認されている。

加えて、国保有（東京国立博物館）の有形文化財（工芸品：重要文化財）が２件、県保管（県立古代出雲歴史博物館）の有形文化財（古文書：県指定文化財）が１件ある。

これらの他、神楽については、令和元年(2019)に「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）として日本遺産に認定されている。

表 2-4　美郷町の指定等文化財の件数　　※令和６年(2024) 1 月 31 日現在

| 類型 | | | 国指定・選定 | 県指定 | 町指定 | 国登録 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形文化財 | 建造物 | | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 彫刻 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | | 工芸品 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 古文書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 考古資料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 歴史資料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無形文化財 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 無形の民俗文化財 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 記念物 | 遺跡 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 名勝地 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 動物・植物・地質鉱物 | | 0 | 4 | 3 | 0 | 7 |
| 文化的景観 | | | 0 | － | － | － | 0 |
| 伝統的建造物群 | | | 0 | － | － | － | 0 |
| 合　計 | | | 1 | 4 | 11 | 4 | 20 |

－：制度上なし
登録有形文化財は令和６年３月、登録予定

**表 2-5　美郷町の指定等文化財**　　※令和６年(2024) 1 月 31 日現在

| 区分 | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 所在地 | 所有者・保持者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国 | 史跡 | 平 30.2.13 | 石見銀山街道 | 美郷町 | 美郷町他 | 江戸時代を通じて石見銀山算出銀の運搬道 |
| 県 | 天然記念物 | 昭 51.4.30 | 妙用寺の桜 | 浜原 | 妙用寺 | 胸高周り 3.3m、樹高 30m |
| | | 平 25.4.9 | 花の谷の桜 | 九日市 | 個人 | 胸高幹周り 5.56m、樹高 12.6m |
| | | 平 25.4.9 | 酒谷のオロチカツラ | 酒谷 | 個人 | 胸高幹周り 9.85m、樹高 19.2m |
| | | 平 25.4.9 | 学舎のイロハモミジ | 九日市 | 美郷町 | 胸高幹周り 3.1m、樹高 10m |
| 町 | 絵画 | 昭 52.11.30 | 絹本著色霊峰冨士乃図<br>絹本著色晩秋乃群鹿図 | 潮村 | 個人 | 日本画家・中原芳煙（1875-1915）筆 |
| | 彫刻 | 平 14.12.26 | 尾原家の欄間と明かり障子 | 簗瀬 | 美郷町 | 室町時代 |
| | | 平 16.9.1 | 木彫狛犬 | 宮内 | 田立建埋根命神社 | 永和３年在銘 |
| | 工芸品 | 平 14.12.26 | 鰐口 | 信喜 | 多聞寺（毘沙門堂） | 備中洲新見荘熊野権現鐘也應安六年歳次癸丑五月初八日願主靭久光の銘あり |
| | 無形民俗 | 昭 51.6.26 | 大和神楽「神迎･鐘馗の舞」 | 都賀本郷 | 大和神楽団 | |
| | | 平 16.9.1 | 都賀西神楽「山伏」 | 都賀西 | 都賀西神楽保存会 | |
| | | 平 16.9.1 | 都神楽「天の岩戸」 | 都賀行 | 都神楽団 | |
| | 史跡 | 平 14.12.26 | 沖丈遺跡 | 乙原 | 島根県 | 約 2,000 ㎡ |
| | 天然記念物 | 昭 51.6.26 | 田立建理根命神社樫ノ木 | 宮内 | 田立建理根命神社 | 推定樹齢 600 年、胸高回 5.0m、根回 7.9m |
| | | 平 14.12.26 | 別府八幡宮の大スギ | 別府 | 別府八幡宮 | 推定樹齢 400 年、胸高回 6.2m、根回 30m |
| | | 平 25.2.4 | シダレザクラ | 九日市 | 美郷町 | 推定樹齢 120 年、胸高周囲 2.5m、樹高約 15m |
| 国 | 登録有形文化財 | 令 6.3 予定 | 中原家住宅　主屋 | 潮村 | 個人 | 木造２階建、瓦葺、面積 315 ㎡<br>建築年代：文化６年(1809)／昭和 15 年(1940)頃増築<br>火事により焼失した建物を再建 |
| | | | 中原家住宅　新座敷 | 潮村 | 個人 | 木造２階建、瓦葺、面積 74 ㎡<br>建築年代：江戸末期 |
| | | | 中原家住宅　道具蔵 | 潮村 | 個人 | 木造２階建、瓦葺、面積 130 ㎡<br>建築年代：寛政５年(1793) |
| | | | 中原家住宅　門及び塀 | 潮村 | 個人 | 木造、瓦葺、<br>間口 1.4m、総延長 12m<br>建築年代：文化５年(1808)／大正後期改修 |

※中原家住宅は日本画家・中原芳煙の生家。

**表 2-6　参考：町外に所在する指定文化財**

| 区分 | 種別 | | 指定年月日 | 名称 | 出土地・旧所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国保有 | 有形文化財 | 工芸品（重文） | 昭 48.6.6 | 銀杏葉雪輪散辻が花染胴越他 | 美郷町<br>※東京国立博物館所蔵 | 慶長６年(1601)、徳川家康から拝領 |
| | | 工芸品（重文） | 昭 48.6.6 | 浅葱地葵紋付帷子 | 美郷町<br>※東京国立博物館所蔵 | |
| 県保管 | | 古文書（県指定文化財） | 平 9.12.26 | 吉岡家文書 | 美郷町<br>※県立古代出雲歴史博物館保管 | |

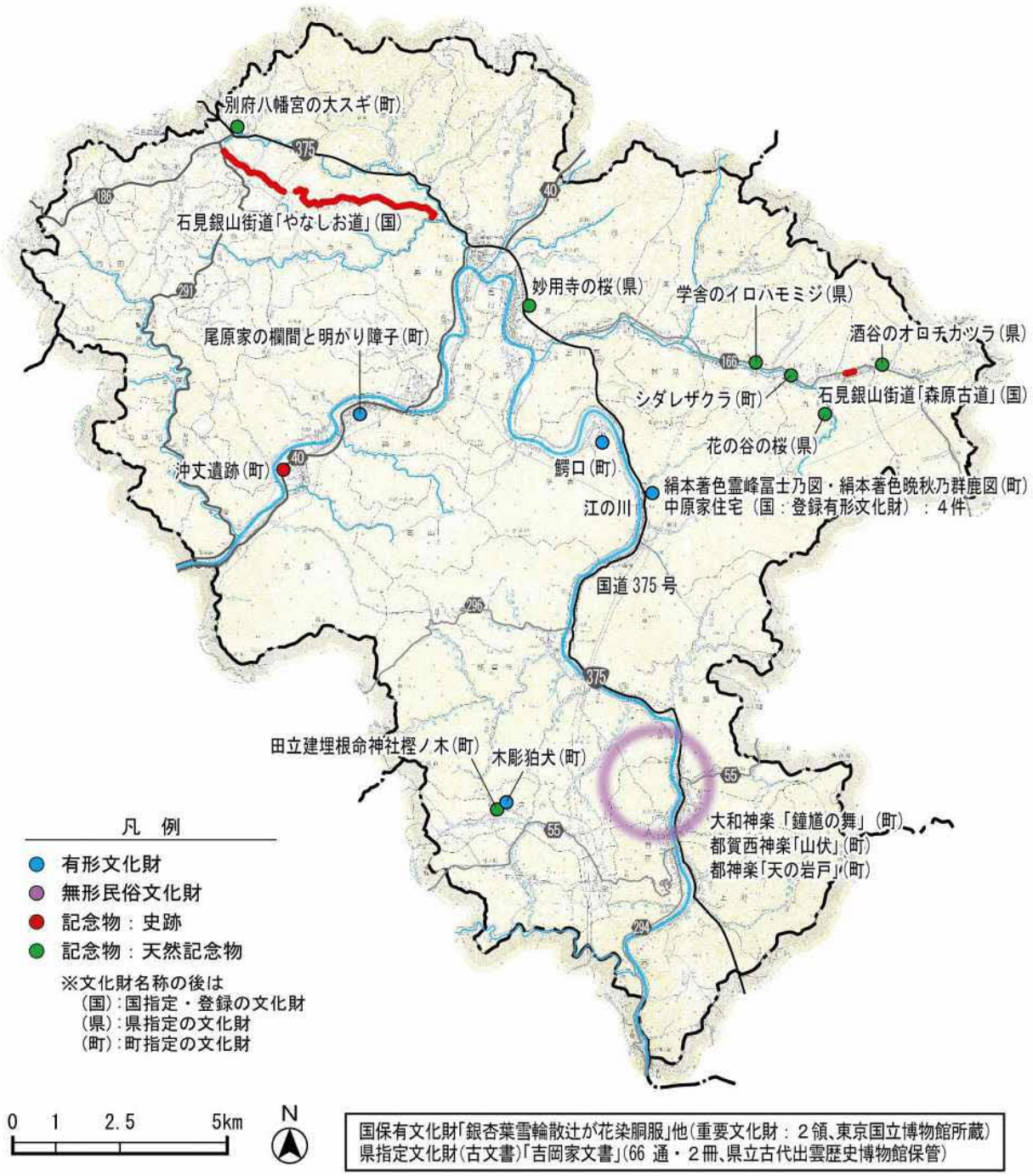



図 2-1　美郷町の指定等文化財の位置（古文書等を除く）

## （２）指定等文化財の類型別の内容

美郷町において所在する指定等文化財について、文化財保護法に規定されている６類型（第２条）と埋蔵文化財（第 92 条）及び文化財の保存技術（第 147 条）ごとに内容を整理する。

なお、本町においては、指定・登録された無形文化財、有形の民俗文化財、名勝地、選定された文化的景観、決定・選定された伝統的建造物群、及び選定された文化財の保存技術は所在しない。

### ア　有形文化財

#### １）建造物

本町には、登録有形文化財が１件（中原家住宅）あり、日本画家・中原芳煙の生家である。

現在の建物は、文化６年（1809）に火事により焼失した後に再建されたものである（江戸後期の建築）。



中原家住宅（登録有形文化財）

#### ２）美術工芸品

本町には、指定されている美術工芸品として町指定が４件あり、絵画、彫刻、工芸品からなる。

これらのうち、絵画は「絹本（けんぽん）着色霊峰富士乃図・絹本着色晩秋乃群鹿図」であり、潮村出身の中原芳煙によって描かれた作品である。

「絹本着色霊峰富士乃図」は、明治 45 年（1912）に描かれた作品である。

「絹本着色晩秋乃群鹿図」は、明治８年（1875）～明治 42 年（1909）の間に描かれ、帝国美術展覧会の首席入賞作品でもある。





絹本著色霊峰富士乃図（左：外寸 189 ㎝×168 ㎝）・絹本著色晩秋乃群鹿図（右：外寸 206 ㎝×171 ㎝）。いすれも町指定文化財

彫刻は「尾原家の欄間と明かり障子」、「木彫狛犬」（田立建埋根命神社）であり、前者は室町時代の建築様式を残していた母屋（解体）のものであり、後者は永和３年(1377)の記録に「禅照献ず」とある。



尾原家の欄間と明かり障子（町指定文化財）




木彫狛犬（町指定文化財）

工芸品は「鰐口」であり、「備中洲新見荘熊野権現鐘也應安六年歳次癸丑五月初八日願主靭久光」の銘がある。…慶安６年(1373)



鰐口（町指定文化財）

### イ　無形文化財

本町には、指定・登録されている無形文化財は所在しない。

### ウ　民俗文化財

#### １）有形の民俗文化財

本町には、指定・登録されている有形の民俗文化財は所在しない。

#### ２）無形の民俗文化財

本町には、指定されている無形の民俗文化財として、町指定が３件ある。

これらのうち大和神楽団による「大和神楽（神迎・鐘馗の舞）」は、故事に基づいて作られたと伝わり、演目における神の正体が素戔嗚尊であり他地域のものと大きく異なるとされている。

都賀西神楽保存会による「山伏」は、謡



都賀西神楽保存会による神楽上演（町指定文化財：美郷町観光協会ＨＰ）

曲安達ヶ原の鬼と栃木県那須町の殺生石（せっしょうせき）の伝説を基に構成された演目である。

都神楽団による「天の岩戸」は古事記の上巻・天の岩戸の物語を神楽化したものとなっている。



都神楽団による神楽上演（町指定文化財：美郷町観光協会ＨＰ）

## エ　記念物

### １）遺跡

指定されている遺跡（史跡）は２件（国１件、町１件）ある。

国指定史跡として石見銀山街道が指定されている。石見銀山街道は、江戸時代に入り、大森（大田市大森町）で産出される銀を輸送する目的で整備されたもので、江戸幕府の経済を支えた道としての重要性が認められ、「やなしお道」の一部と「森原古道」が指定されている。

町指定史跡の「沖丈遺跡」は、平成７年(1995)～平成８年(1996)の発掘調査により、縄文・弥生土器、土師器、須恵器、石器、鉄器、陶磁器、玉類が出土。弥生集落跡や墳墓が確認されている。



史跡石見銀山街道（やなしお道）

### ２）名勝地

本町には、指定・登録されている名勝地は所在しない。

### ３）動物・植物・地質鉱物

指定されている動物・植物・地質鉱物（天然記念物）は７件（県４件、町３件）ある。

県指定の天然記念物としては「妙用寺の桜」、「花の谷の桜」、「酒谷のオロチカツラ」、「学舎のイロハモミジ」の４件となっている。

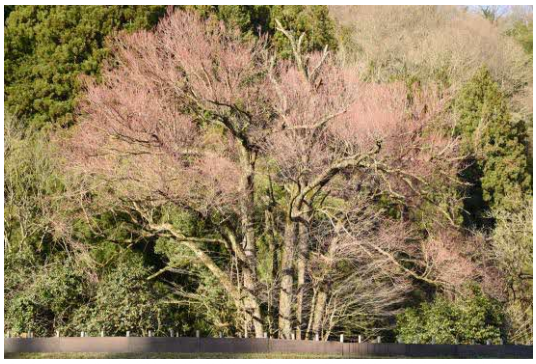
町指定の天然記念物としては「田立建理根命神社樫ノ木」、「別府八幡宮の大スギ」、「シダレザクラ」（前川ザクラ）の３件となっている。



妙用寺の桜（県指定文化財）



花の谷の桜（県指定文化財）



酒谷のオロチカツラ（県指定文化財）



学舎のイロハモミジ（県指定文化財）



田立建理根命神社樫ノ木（町指定文化財）



別府八幡宮の大スギ（町指定文化財）



シダレザクラ（町指定文化財）

**オ　文化的景観**

本町には、選定されている文化的景観は所在しない。

**カ　伝統的建造物群**

本町には、決定（市町村）・選定されている伝統的建造物群は所在しない。

**キ　文化財の保存技術**

本町には、選定されている文化財の保存技術は所在しない。

## ２　未指定文化財

### （１）未指定文化財の概要

現時点（令和６年１月末現在）で把握している未指定文化財は 571 件となっており、記念物（遺跡）が 197 件、有形文化財（美術工芸品）が 162 件と相対的に多く、次いで記念物（名勝地）65 件、記念物（動植物）45 件、有形文化財（建造物）が 38 件等となっている。

民俗文化財は有形が 28 件、無形が 17 件となるが、有形の民俗文化財については、更に多くが所在すると推定される。

文化的景観については、江の川を中心に２件が把握できている。

伝統的建造物群については、「群」とまででではないが、粕渕（小原宿）で複数の伝統的建造物の一定の集積を見ることができ、舟運の中継地であった浜原においても点在している。

一方、地質鉱物は、町域の広さ及び変化に富んだ地形から、多数所在すると考えられるが、把握できたのは４件にとどまっている。

無形文化財や文化財の保存技術は把握できていない。

**＜参考：遺跡（埋蔵文化財等）＞**

遺跡（埋蔵文化財等）については、島根県遺跡データベース（島根大学）において 194 件（埋蔵文化財が中心）が確認されている（令和５年 11 月１日現在）。ただし、重複している遺跡などを調整すると、本町の遺跡は 191 件となる。これらの中には、「道標」が３件あるが、これについては有形文化財の美術工芸品（歴史資料）として捉えることとし、遺跡としては 188 件として次頁の表 2-8 では整理する。

なお、この表には、指定文化財２件（史跡石見銀山街道…指定区間と未指定区間を１件で計上、町指定文化財沖丈遺跡）を含んでいる。

遺跡の位置については、詳細な位置が地図上に記されている『美郷の文化財』を基本に、島根県遺跡データベースとの照合を図った。このため、遺跡が所在する地区については両者で若干の違いがある。

※島根県遺跡データベース(島根大学)については、「https://iseki.shimane-u.ac.jp/」で公開されている。

※遺跡（埋蔵文化財等）の位置については、島根県が取りまとめを行い、「島根県統合型ＧＩＳ　マップ on しまね　島根県遺跡マップ」において、ホームページに公開されている。

・県ホームページアドレス（マップ on しまね：下記）

「https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Portal」から「島根県遺跡マップ」

表 2-7　美郷町の未指定文化財の件数（令和６年１月末現在）

| 類型 | | 邑智地域 | | | | | | 大和地域 | | | | | | | 地域・地区重複 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 吾郷 | 粕渕 | 浜原 | 沢谷 | 君谷 | 別府 | 比之宮 | 都賀西 | 上野 | 都賀本郷 | 長藤 | 潮・曲利 | 都賀行 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 6 | 9 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 4 | | 1 | 38 |
| | 美術工芸品等 | 30 | 40 | 21 | 18 | 15 | 11 | 2 | 3 | 6 | 4 | 3 | 7 | 2 | | 162 |
| 無形文化財 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民俗文化財 | 有形 | 5 | 4 | 2 | 3 | 1 | 3 | | 2 | 1 | 1 | | 3 | 2 | 1 | 28 |
| | 無形 | 1 | | | 1 | | 2 | | 3 | | 1 | | 2 | 1 | 6 | 17 |
| 記念物 | 遺跡 | 21 | 22 | 11 | 29 | 9 | 10 | 23 | 9 | 11 | 12 | 9 | 12 | 17 | 2 | 197 |
| | 名勝地 | 13 | 9 | 4 | 13 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 3 | 3 | 3 | 9 | 65 |
| | 動植物 | 6 | 9 | 6 | 7 | 3 | 1 | | 2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 7 | 45 |
| | 地質鉱物 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | | | 4 |
| 文化的景観 | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 2 |
| 伝統的建造物群 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | 2 |
| 文化財の保存技術 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | 1 | 1 | | | | | | | | 6 | | | 2 | 1 | 11 |
| 合計 | | 84 | 96 | 49 | 75 | 31 | 31 | 28 | 21 | 22 | 29 | 16 | 33 | 28 | 28 | 571 |

表 2-8　参考：遺跡・埋蔵文化財の件数：島根県遺跡データベース（島根大学）等

| 地域・地区 ＼ 区分 | 邑智地域（未指定 98 件） | | | | | | 大和地域（未指定 88 件） | | | | | | | 地域・地区重複 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 吾郷 | 粕渕 | 浜原 | 沢谷 | 君谷 | 別府 | 比之宮 | 都賀西 | 上野 | 都賀本郷 | 長藤 | 潮・曲利 | 都賀行 | | |
| 製鉄遺跡（鉧跡等） | 3 | 5 | 5 | 9 | 5 | | 5 | 1 | 2 | 2 | 3 | 11 | 8 | | 59 |
| 山城跡 | 7 | 4 | 5 | 7 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 | 4 | 1 | 5 | 1 | 52 |
| 散布地 | 4 | 6 | 2 | 1 | | | 6 | 1 | 4 | 2 | 1 | | 1 | | 28 |
| 古墳 | | 2 | | | 1 | | 6 | 3 | | 1 | 1 | | | | 14 |
| 横穴墓 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | | 11 |
| 街道関連遺跡 | | | | 2 | | | | 1 | | 1 | | | 1 | 1<br>(1) | 6<br>(1) |
| 瓦窯跡 | 1 | 1 | | 1 | | 2 | 1 | | 2 | | | | | | 8 |
| 集落跡 | 4<br>(1) | | | 2 | | | | | | | | | 1 | | 7<br>(1) |
| 寺院跡・関連石造物 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | 2 |
| 鉱山跡 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 合計 | 22<br>(1) | 20 | 13 | 25 | 13 | 5 | 23 | 9 | 10 | 9 | 9 | 12 | 16 | 2<br>(1) | 188<br>(2) |

※遺跡・埋蔵文化財については、島根県遺跡データベース（島根大学）及び島根県統合型 GIS「マップ on しまね」で公開されており、その数は 194 件であるが、うち３件は重複と考えられることから 191 件となる。さらに、「道標が３件あるが、これらは有形文化財の美術工芸品（歴史資料）とした。その結果、遺跡・埋蔵文化財は 188 件（登矢ヶ丸城跡は邑智・大和の地域間の重複あり、石見銀山街道は地区(邑智)の重複あり）となる。

※（　）は内数で指定文化財：町指定文化財「沖丈遺跡」、「史跡石見銀山街道」




図 2-2　未指定文化財（有形文化財・民俗文化財［有形］）の分布




図 2-3　未指定文化財（製鉄遺跡・窯跡等）の分布




図 2-4　未指定文化財（山城跡・陣所跡）の分布




図 2-5　未指定文化財（原始･古代の遺跡）の分布




図 2-6　未指定文化財（墳墓・寺院跡・街道等）の分布




図 2-7　未指定文化財（名勝地：雲海（眺望点）・滝・近代化遺産等）の分布

## （２）未指定文化財の類型別の概要

類型別に美郷町の代表的な未指定文化財について記述する。

### ア　有形文化財

#### １）建造物

伝統的建造物（建築物）としては、粕渕の林家住宅（現・旅館「亀遊亭（きゆうてい）」）、浄土寺四脚門（よつあしもん）、前林家住宅などがあり、小原本陣跡には往時の石垣、及び住宅として改修された土蔵も残る。

浜原には二上家住宅があり、江の川舟運の中継地として面影を伝える。また、町内各地に、寺社をはじめとした歴史的な建築物が所在する。

沢谷には、江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅があり、現在は「ふるさとおおち伝承館」として活用されている。敷地内には「前川ザクラ」（町指定文化財）がある。

生業と関係する建造物としては、養蚕を行っていた農家住宅や納屋が残されている。これらは、江の川沿いに加え、山間にも位置し、養蚕が全町的に行われていたことを示唆する。

石造物としては、神社の鳥居、石造の塔が所在する。

また、旧三江線の鉄橋が江の川に架かった状態で現存する。なお、橋梁については、美郷町観光協会が「美郷の美しい 14 の橋」として紹介しており、これらは近代化遺産でもあるが、本計画では江の川や周辺の山並み･緑等と一体となった名勝地として取り上げる（前記の「旧三江線の鉄橋」以外）。



林家住宅（現・旅館「亀遊亭」）



浄土寺四脚門



二上家住宅



旧前川家住宅（ふるさとおおち伝承館）と前川ザクラ



江の川に架かる旧三江線の鉄橋（旧第一江の川鉄橋）



養蚕を行っていた桁行方向が長い納屋

## ２）美術工芸品

絵画としては、本町（潮村）出身の中原芳煙作の屏風（「虎図屏風」、「鹿図屏風」）、江戸時代後期の画家・佐和呉峡（1813-1855）作の山水画、親鸞上人等の絹本着色の絵、般若図、板絵など残されている。



虎図屏風。中原芳煙により明治 39 年(1906)に描かれた作品

彫刻としては、やなしお道（石見銀山街道）の傍らの小堂にあった石像が別府八幡宮境内に移設された「十王堂の六観音」、鷹と一体となった「木彫りの亀と由来書」(江戸末期の銘)、阿弥陀如来立像・座像等、及び多数の鰐絵がある。鰐絵は石州左官によるもので、建築物が解体された時には鰐絵を切り取り、みさと館や役場（ホール）などで保存･展示している。



十王堂の六観音（別府八幡宮境内）

工芸品としては、甲冑、火縄銃、脇差し、弓、江戸時代のソロバン、石灯籠等とともに、多数の喚鐘がある。

書跡・典籍としては、江戸時代後期の儒学者、書家である佐和華谷（1759-1831）の墨跡などがある。

古文書としては、幕末に本陣を務めた林家文書、絵図、たたら関係の文書などが多数残されてお入り、古文書を読む会によって保存や解読等が行われている。

考古資料としては、沖丈遺跡（町指定文化財）等で出土した遺物を、「ふれあい広場邑智ミニトレーニングセンター」で保管している。

歴史資料としては、アメリカ移民の記録、簗瀬駅看板、複数の道標がある。



前林家の鰐絵（みさと館で展示）



喚鐘



佐和華谷墨跡



沖丈遺跡の遺物。土器、玉類

### イ　無形文化財

本町において、演劇、音楽、工芸技術等の無形文化財は確認できていない。

なお、神楽や踊り等は民俗文化財としている。

### ウ　民俗文化財

#### １）有形の民俗文化財

有形の民俗文化財のうち道具類としては、養蚕の用具、唐箕（風を起こして穀物を籾殻・玄米・塵等に選別する農具）、田下駄等の農耕用具、飯びつ、石臼等の炊事用具等が「ふるさとおおち伝承館」に残されている。



江の川に設置された簗での漁

また、神楽で使用する衣装や面、笛など、民俗芸能で使用されるものもある。

生業に関わる仕掛けとしては、簗漁の簗（川の瀬に竹等を並べ魚を受けて捕る仕掛け）が、大和伝統漁業簗保存組合によって、江の川流域では唯一、設置されている。近くには「鮎の館」があり、簗や簗漁と合わせて、まちづくりの資源にもなっている。

この他、大森代官であった井戸平左衛門の頌徳碑（井戸明府碑）、馬頭観音、地蔵など信仰や慣習に関わる石碑、昔の生活用具などが残されている。



井戸平左衛門の頌徳碑

#### ２）無形の民俗文化財

美郷町においては、町指定の３つの神楽以外にも、千原神楽団、忍原地頭所神楽団、乙原舞子連中等により神楽が演じられている。

秋の例祭では、浴衣に「たくり」と呼ばれる色とりどりの帯を背負い、太鼓を身体の前に吊り下げ、それを笛に合わせて叩きながら練り歩く民俗芸能が行われている。これを沢谷地区の一部でははやしこう、それ以外の邑智地域ではシャギリ、大和地域では楽打ちと呼ばれている。

別府地区では花田植が復活し、笛や太鼓の音が響く中、早乙女が田植えを行う。

また、有形の民俗文化財の簗は、簗漁の場所でもあり、生業に関わる無形の民俗文化財ともいえる。



神楽の衣装・面…千原神楽団
（上・下：美郷町観光協会ＨＰ）



花田植

## エ　記念物

### １）遺跡

製鉄遺跡（鉧跡）、山城跡がともに 50 件を超え、散布地、古墳、横穴墓、街道関連遺跡、瓦窯跡、集落跡、寺院跡、鉱山跡が所在する。

これらのうち製鉄遺跡は、山中に埋もれた状態であるが、町内各所の谷間などに広く分布しており、斐伊川や神戸川流域だけでなく、江の川流域においても重要な産業であったことを示している。

山城跡の多くは、江の川や街道沿いに分布し、交通を掌握することが重要であったことを示している。その中で都賀西にある尼子陣所跡は、郡山城（広島県安芸高田市）の毛利氏を攻めた尼子氏が、敗走する時（天文 10 年(1541)）、ここに終結し帰路についたという陣所である。

鉱山跡としては銅ヶ丸鉱山跡があり、中世から銅の採掘を始めたといわれ、江戸時代には幕府直轄領となり、明治時代の終わりまで機能していた鉱山で、一帯には採掘跡、坑口、製錬所跡など多数の遺構が存在する。

### ２）名勝地

名勝地とは、芸術上または観賞上価値が高い土地であり、庭園、橋梁、渓谷、山岳など限定された範囲から大きな広がりを有するものまである。

美郷町においては、江の川と周辺の山並み等をあげることができ、各所でそれぞれに特徴ある景観を呈し、それらが江の川を通じて連続・一体化しており、後述する文化的景観でもある。特に印象的な場所としては、粕渕付近の江の川が湾曲する区域、浜原ダムとその上下流、旧鉄橋を含め 14 の橋梁一帯があげられる。


粕渕付近で湾曲する江の川と旧三江線の鉄橋（左手）

渓谷や滝に関しては、比之宮地区に大小３つの滝と絶壁が壮観な蟠龍峡（ばんりゅうきょう）があり、遊歩道を歩きながら自然や絶景を体感できる。そのほかにも、沢谷地区の坊主ヶ滝（千原川）、粕渕地区の湯抱雨の滝、長藤地区の魚切の滝など多数の滝や渓谷（渓流）が所在する。


蟠龍峡（美郷町観光協会ＨＰ）


江の川と橋（吾郷大橋）

加えて､本町は江の川と周囲の山並みとにより雲海が発生しやすい環境にあり､特に春、秋はいくつも連なる山を覆い隠すように真っ白い雲海が広がり、それを体感する絶好の眺望の場として野間雲海ビュースポットと田之原展望台がある。これらの場所をはじめ町内各所では、雲海が発生しない時期においても、特に晴れた日は中国山地を広く見渡すことができ、なだらかな山並み、緑（秋は紅葉)、空の青と白い雲が、伸びやかで美しい景観を形づくっている。なお、美郷町では公立鳥取環境大学環境学部局地気象・生気象学研究室と連携し、ホームページに「美郷町雲海予報」を設けている。



野間雲海ビュースポットからの雲海（美郷町観光協会ＨＰ）

### ３）動物・植物・地質鉱物

動物としては、哺乳類、鳥類、は虫類、昆虫等の陸上動物、及びアユやウナギをはじめとした魚類、モクズガニ等の甲殻類、両生類が生息し、本計画での文化財リストには、魚類・甲殻類、両生類（カスミサンショウウオ等)、及び絶滅のおそれのある哺乳類、昆虫類をあげている。

植物に関しては、町域の大半が森林であることも背景となり、多種多様な植物が生育している。こうした中にスギやサクラ、タブノキ等の巨木、シャクナゲ等の貴重な樹木（花木)、エビネ、オキナグサ等の絶滅危惧種（山野草）が根づいている。また、沢谷地区のもみじ街道やシャクナゲパーク、潮地区の桜並木と旧三江線の線路跡が一体となった場所などは名所（名勝地）にもなっている。

地質鉱物としては､銅ヶ丸鉱山跡で黄銅鉱、閃亜鉛鉱、黄鉄鉱、ざくろ石などが確認され、遺跡であると同時に、地質鉱物の産出地としても位置づけられる。また、歴史のある３つの温泉（湯抱温泉、千原温泉、潮温泉）があり、少し前までは大和地域にもう一つの温泉（魚切温泉）が稼働していた。



潮地区の桜並木（右手は旧三江線の線路跡）




シャクナゲ自生地やシャクナゲパークの入口

### オ　文化的景観

江の川と集落、農地、山地・森林、そしてダムや橋・旧鉄橋等がコントラストをなす文化的景観が、江の川全体を通じて形づくられている。

その中の一つに、昭和 28 年(1953)に完成した重力式コンクリートダムである浜原ダムがあり、12 門の水門を整列させて河川を横切り、特徴的な景観となっている。

浜原ダムで貯水された河川水の一部は、送水路（トンネルなど）を経て下流の明塚発電所に送られ、水力発電を行うことになり、これらは産業遺産でもある。浜原ダムの上流、旧潮駅付近には昭和 31 年(1956)に完成した潮発電所があり、これは隣接する飯南町を流れる神戸川の来島ダムで貯えた水を潮発電所の動力とし、さらに、その水は江の川に流し、浜原ダムに貯水することになり、こうした分水嶺をまたいでの水の補給により、明塚発電所の電力量にも寄与している。



江の川と浜原ダム

加えて、邑智地域では、江の川沿いの幾つかのポイントで三瓶山を眺望することもでき、文化的景観の趣を高めている。



江の川と三瓶山

さらに、都賀本郷の江の川近くには棚田が広がり、川沿いの旧来からの集落、その上を通っていた旧三江線の高架橋跡が、歴史の重層性を感じさせる景観を形づくっている。

この他、農地を油田と見立ててヒマワリを植え、活用するプロジェクトにより、夏には一面の黄色の景観が広がる場所（沢谷熊見地区）もある。





江の川と都賀本郷の集落。旧三江線の線路・高架橋等も残る

### カ　伝統的建造物群

美郷町においては、石見銀山街道の宿場町であった粕渕（小原宿）、江の川舟運の中継地であった浜原において、石見銀山街道や町割とともに、伝統的建造物の一定の集積（点在）をみることができる。

粕渕（小原宿）には、幕末に本陣であった旧本林家住宅（現・亀遊亭）、山陰地方における浄土真宗の根本道場として知られる浄土寺、土蔵や石垣が残る小原本陣跡などがあり、往時の町割の多くが継承されている。

浜原は、江の川と並行して通る石見銀山街道を中心に形成された街であり、通り沿いに伝統的建造物が点在し、中継地としての面影を残すとともに、寺社の建造物や緑が歴史的な風情を高めている。加えて、三瓶山を眺望することもできる。



江の川近くに位置する粕渕（小原宿）の町並み。江の川の文化的景観の構成要素ともいえる



粕渕（小原宿）の町並み（亀遊亭、浄土寺四脚門など）



江の川（左手）に沿って形づくられた浜原の町並み。石州瓦（赤瓦）が印象的な家並みが続く。江の川の文化的景観の構成要素ともいえる

### キ　その他

その他の文化財としては、「高梨の水神様」、「遊那伝説」、「鯨石」等の各種伝説・言い伝えが伝承されている。これらのうち「鯨石」は、大和中学校近くの江の川の中にある鯨に似た石に関する伝説であり、地域の名所にもなっている。

また、舟運や川に関する地名「港、粕渕、浜原、都賀、乙原、簗瀬、潮」が、江の川沿いの各所に引き継がれている。

これらの他、古い写真や葉書も保管されている。



大和中学校近くの江の川にあり、マッコウクジラにも見える鯨石。数々の伝説がある

# 第３章　美郷町の歴史文化の特性

## 第１節　美郷町の歴史文化の基軸と特性

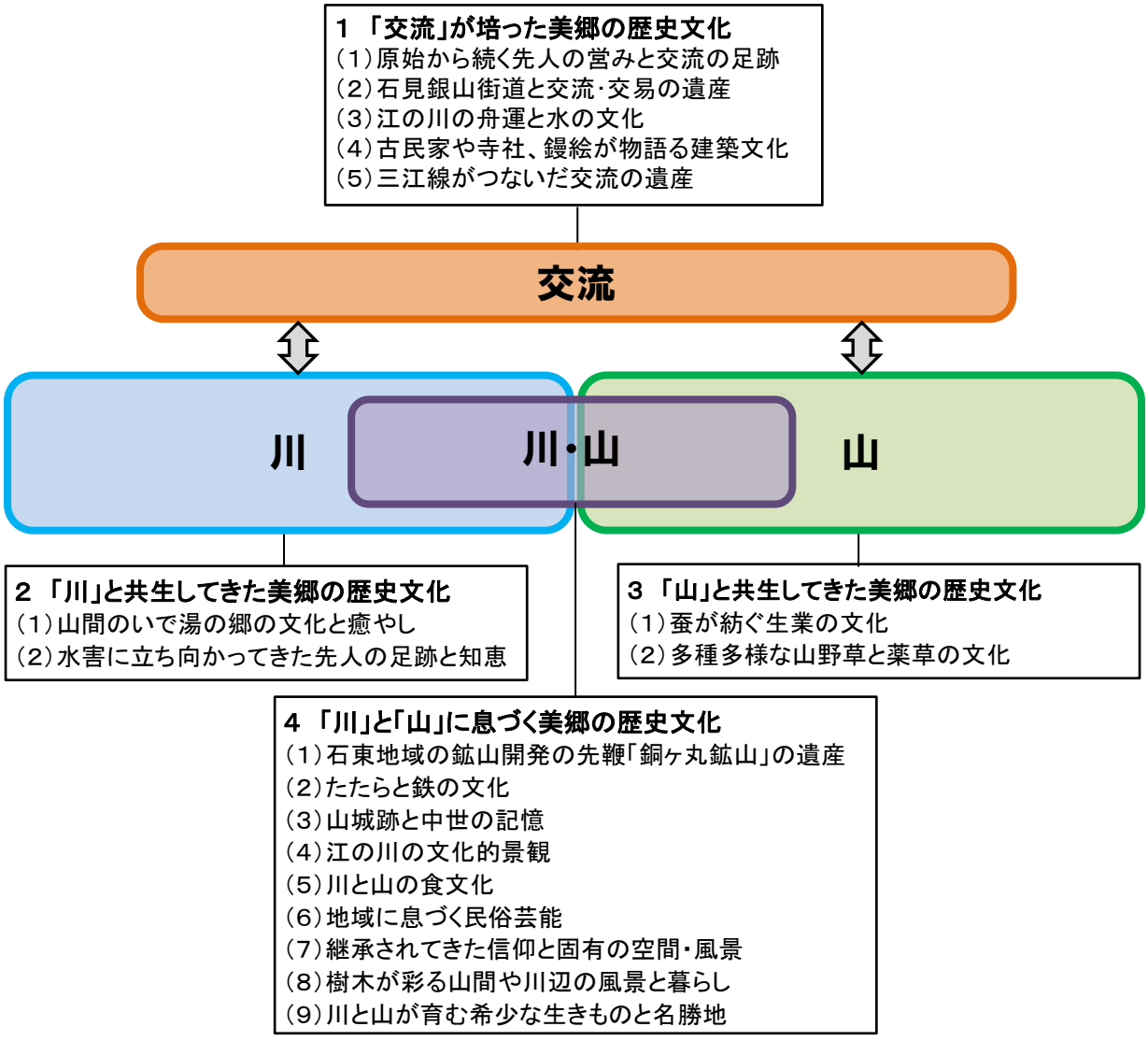
美郷町の歴史文化の特性を、それが形づくられた時代や周辺環境を含めて、分野により整理すると、18 の個別の特性を取り上げることができる。

これらの特性を形づくった背景にあるのは、資源としての「川」と「山」、行為としての「交流」と捉えることができる。これら３つ（基軸）は、いずれのテーマにも関係するが、特につながりが強いものを取り上げ、大きく次の４つに区分して特性を整理する。

１　「交流」が培った美郷の歴史文化
２　「川」と共生してきた美郷の歴史文化
３　「山」と共生してきた美郷の歴史文化
４　「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化

なお、ここでの歴史文化とは、序章第１節「３　計画の対象」で示しているように「現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境」であり、現代において存在するモノ・コト（指定・未指定、有形・無形の文化財とその周辺環境）ということになる。

【美郷町の歴史文化の基軸と特性（項目）】



## 第２節　美郷町の歴史文化の特性（内容）

### １　「交流」が培った美郷の歴史文化

#### （１）原始から続く先人の営みと交流の足跡

美郷町では、縄文・弥生時代の遺跡が、江の川やその支流沿いを中心に多数確認されている。旧石器時代の遺跡は未確認であるが、隣接する邑南町ではこの時代の遺跡（横道遺跡、荒槇遺跡など）が確認されていることから、本町においても旧石器時代から人々は暮らしていたと推定される。

本町乙原に所在する沖丈遺跡（縄文時代～近世）では、主要地方道川本波多線道路改良工事に伴い、平成 7 年(1995)～８年(1996)に邑智町教育委員会（現・美郷町教育委員会）が発掘調査を行い、弥生時代前期の埋葬施設（配石墓群）や竪穴住居の跡を確認するとともに、多数の遺物（縄文土器、弥生土器、土師器、鉄器、玉類等）が出土している。加えて、奈良時代末～平安時代初期の竪穴住居跡、中世や近世の遺物（陶磁器など）も確認しており、長期間にわたり集落が存在していたことを示している。

また、吾郷宮の段遺跡（弥生時代、古墳時代）からは、弥生土器、土師器、須恵器と合わせて黒曜石片も出土している。黒曜石は本町では産出しておらず、西日本では隠岐（島根県）、姫島（大分県）などに限定されており、少なくとも弥生時代から広域的な交流が行われていたことになる。

上記の２つの遺跡は、本町の江の川下流部沿いの遺跡であり、近接し、かつ、弥生時代から古墳時代にかけて時代が重なっている。さらに、平坦地がある程度まとまって存在する江の川の浜原地区から下流部、都賀行地区から上流部、及び邑南町につながる支流の角谷川流域には、縄文から古墳時代の遺跡（集落）が多数立地し、相互の交流を類推させる。

このように本町においては、原始から続く人々（先人）の営み、交流の足跡を、各地に所在する遺跡や発掘された遺物から確認することができる。

#### （２）石見銀山街道と交流･交易の遺産

石見銀山街道は、江戸時代石見銀山で生産された灰吹銀を輸送するための輸送路で、現在の石見銀山遺跡（大田市大森町）より尾道市まで、山陰と山陽を結ぶ 31.5 里（約 130 ㎞）の道である。

美郷町における石見銀山街道はルート全体が確認されている。そのうち「やなしお道」と森原古道は、多様な工法やその他の遺構が確認され、江戸幕府の銀輸送や交通制度を考える上で欠くことができない街道であることなどを理由に、史跡に指定されている。加えて、同時代史料（古文書）に記されている状況(街道の構造、拡幅など)を裏づける街道でもある。

また、本町においても、大森代官であった井戸平左衛門の頌徳碑や道標が、石見銀山街道沿いなどに多数残されている。なお、井戸平左衛門の頌徳碑は、大田市を中心に島根・鳥取・広島・岡山の４県において約 500 基が確認されている。

さらに、街道の幾つかのポイントでは、石見銀山の山々（大江高山、仙ノ山など）や三瓶山、江の川を眺望することができ、宿場町であった小原（粕渕）、街道と結節する江の川舟運の中継地であった浜原、１日目の宿泊地であった九日市の街並み・集落が往時の面影を伝えている。

加えて、「美郷町銀山街道を護る会」が組織されるなど、街道の保存・活用の取組が地域主体で行われている。

このように本町における石見銀山街道は、江戸幕府の銀輸送や交通制度など日本史を学ぶ存在であるとともに、交流・交易を通じて地域を培い、現在につながる風景や文化を育んだ郷土を学ぶ遺産でもある。

### （３）江の川の舟運と水の文化

美郷町を流れる江の川は、中国地方最大の大河であり、山地を横断する全国的にも希有な存在である。

また、江の川は、古くから陰陽を結ぶ大動脈である交易の要路とされ、「高瀬舟（帆船）」による舟運が発達していた。ただし、江戸時代は特定物資の移出入を禁止し、あるいは制限した津留（つどめ）が行われていたので、交易は局地的なものであった。明治維新後、津留の解除とともに舟運は急速に発達し、特に江の川は内陸交通の幹線となった。全盛期には数百隻の川舟が米、鉄、薪炭、三次の商品、江津の石州サバなどを運んでいた。舟運による交易・交流は本町を含む流域一帯の経済を支え、人々の生活文化を育んできたのである。

江の川沿いの地域には、舟運に関わる地名が各地にあり、本町においても下流部から「港」「粕渕」「浜原」「都賀」をあげることができる。その他、川に関する地名としては「乙原」（「乙」は川の蛇行）「簗瀬」（「簗」は魚を捕る仕掛け）「潮」がある。これらの地区では街や集落が形成され、主要な中継地であった浜原には、往時の賑わいを彷彿させる建物も残されている。

また、江の川沿いには数多くの神社がある。港地区には水の神である市杵島姫命（いちきしまひめ）を祭神とする厳島神社（宮島の厳島本社が総本社）があり、浜原地区の桂根八幡宮、潮地区の美保神社も水の神と関わりがあり、舟運の安全と地域の発展に関係するものと考えられる。

しかし、この舟運も 1930 年代には堰建設や鉄道・道路交通の発達により終わりを告げることとなる。

一方で、江の川や舟運の歴史は、本町のカヌーの振興にもつながり、美郷町カヌー博物館にも受け継がれている。さらに、これらの取り組みはバリ島マス村との交流へと発展し、バリ島にある村と交流する唯一の自治体として全国的の注目を集めつつある。

このように本町においては、江の川の舟運の歴史を、江の川そのものや川沿いの街などを通じて体感できるとともに、地名や新たなまちづくり（カヌー・バリ文化）によっても継承している。

### （４）古民家や寺社、鰻絵が物語る建築文化

粕渕、浜原、沢谷、潮をはじめ美郷町の各所に、伝統的建造物や鰻絵が残されている。

粕渕は、かつては宿場町「小原宿」として発展した所で、伝統的建造物が並ぶ寺小路や、幕末に本陣を務めた佇まいや庭園を残す亀遊亭、重厚な造りの古民家などが残され、風情ある景色が残る。

浜原は、かつて江の川舟運の中継地であり、江戸時代の初めには浜原口番所が設けられた地であり、石見銀山街道も通っていた。その繁栄を物語る古民家や寺社の建造物が残されている。

沢谷にも石見銀山街道が通り、九日市宿（本陣）や酒谷口番所があった地域であり、現在、本陣であった建物はないがその跡が残る。また、街道沿いには古民家を活用した「ふ

るさとおおち伝承館」があり、屋根（当初は石屋根、現在は改修）や間取りは江戸時代の面影を残し、敷地内のシダレザクラの大木（前川ザクラ：町指定文化財）は、街道に桜のトンネルを形づくる。

潮は江の川沿いに集落が形成された所であり、塩分のある泉質の温泉があり、その名がついた。江の川に面して江戸時代後期に建築された中原家住宅があり、日本画家中原芳煙（明治８年(1875)－大正４年(1915)）の生家でもある。

また、各所に石州左官の技量を示す鏝絵のある建物があり、一部は切り取って保存している。役場１階では、鳳凰と鍾馗の鏝絵を展示している。鏝絵は石州左官の技量の高さを象徴するものであり、その中心地といわれる馬路（大田市仁摩町）などとの人や技術の移動･交流も類推される。

このように、街道沿いやかつての宿場町、舟運の中継地などには、伝統的建造物や鏝絵が残され、それらを通じて半世紀～１世紀以上前のこの地の繁栄や営み、職人の技術・技能をうかがい知ることができる。

## （５）三江線がつないだ交流の遺産

三江線（さんこうせん）は、江津市（江津駅）と三次市（三次駅）を結んでいた鉄道路線であり、平成 30 年(2018)）３月 31 日をもって旅客営業を終了し、翌４月１日付で全線廃止となった。

起工は大正 15 年(1926)であり、そのおよそ５年後の昭和５年(1930)に、石見江津駅（現在の江津駅）～川戸駅（江津市桜江町）間が開業した。なお、全通は昭和 50 年(1975)までかかっているが、その間、昭和 43 年(1968)に国鉄諮問委員会が提出した意見書「赤字 83 線」には三江北線、三江南線とも入っていた。

鉄道が美郷町に到達したのは、昭和 10 年(1935)であり、石見川本駅～石見簗瀬駅間の延伸開業である。昭和 12 年(1937)には浜原駅まで伸び、粕淵駅・浜原駅が開業した。しかし、戦時体制下において延伸工事は中断した。その後、昭和 30 年(1955)に三次駅～式敷駅間の三江南線が開業し、江津駅から浜原駅までの区間は三江北線となった。両者がつながり全通するのは、浜原駅～口羽駅間が延伸開業した昭和 50 年(1975)となる。

この路線は、古くから舟運に利用されていた江の川沿いを中心に敷設されているが、本町の浜原ダム付近では、ダムを迂回するため山地部に入り、沢谷駅が設置された。

廃線となった現在、線路等の一部は撤去されているが、鉄橋やトンネル、駅などの跡の多くは、江の川や街並み、田園、山々の風景と一体となった、あるいはそれらの中に埋もれつつある近代化遺産でもある。

また、粕淵駅の駅舎は美郷町商工会館との合築であり、商工会の係員が出札業務を受託していた。浜原駅の駅舎は開業当時（昭和 12 年(1937)）の建物であり、無人駅となっていた廃線前の平成 27 年(2015)から、浜原地域おこし協力隊事務所として使用されている。旧沢谷駅付近では、花壇等による修景が地域住民により行われている。

このように廃線となった三江線は、近現代のこの地や鉄道の歴史の物言わぬ証人であるとともに、三次市と江津市、中山間をつないだ人々の暮らし、舟運から引き継いだ交通の有り様を物語る存在でもある。

## ２　「川」と共生してきた美郷の歴史文化

### （１）山間のいで湯の郷の文化と癒やし

美郷町には、それぞれに歴史と個性を有する湯抱(ゆがかい)温泉（別府）、千原(ちはら)温泉（沢谷）、潮(うしお)温泉（潮・曲利）と３か所あり、以前は魚切(うおきり)温泉（長藤）も営業していた。

湯抱温泉は、近くに江の川支流の尻無川と湯抱川が流れ、山間の緑と相まって、静寂の中で川のせせらぎ、鳥、虫の音に包まれ、冬には降り積もる雪を感じることのできる温泉地である。泉質は塩化物泉で、湯船とその周囲には、長年蓄積した温泉成分が、千枚田のように広がっている。また、万葉歌人・柿本人麻呂の終焉地が、この近くに位置する「鴨山」であると、斎藤茂吉が断言したことで、広く知られるようになった。温泉地の近くには、終焉地の探求にかけた斎藤の功績を展示する「齋藤茂吉鴨山記念館」が位置し、周辺には 13 基の歌碑もある。記念館の奥には鴨山公園があり、そこからは鴨山の姿を望むこともできる。

千原温泉は、県道から町道を 3.5 ㎞入った谷にあり、秘湯という風情の温泉であり、令和３年(2021)には、温泉愛好者が選ぶ「ひなびた温泉」の全国ランキングで１位（100 位まで選定）に選ばれた。ちなみに湯抱温泉（中村旅館）が 41 位となっている。泉質は炭酸水素塩泉・塩化物泉で、源泉が出る岩盤の真上に板で囲った小さな浴槽はあり、底に敷いた板の隙間から約 35℃のぬるめの源泉が、炭酸ガスを伴い湧き出る。皮膚病・火傷・切り傷などに効能があるとされ、戦後、広島の原爆被爆者の療養に利用され、また、昭和 50 年代前半までは湯治療養専門の温泉として、一般客には閉ざされていた歴史もある。

潮温泉は、江の川に面した温泉地であり、対岸一帯は江川水系県立自然公園となっており、のびやかな河川と緑の景観に包まれ、川沿いには廃線となった三江線の線路が残されている。狐が見つけたと伝わる掛け流しの天然温泉であり、泉質はナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉で、少し塩っぽく「潮」を表している。また、メタ珪酸（保湿成分の一つで、肌の新陳代謝を促進）が豊富で美肌の湯、杖忘れの湯とも言われている。令和３年(2021)には再整備により「石見ワイナリーホテル美郷」としてオープンしている。

最近まで営業していた魚切温泉は、江の川支流の塩谷川沿いにあり、温泉名にもなった近くの渓流が「魚切」（アユがこれより上流に上れない）の風情を伝えている。

このように本町には、山間のいで湯の郷にふさわしい特徴的な温泉が各所にあり、住民はもとより、広く温泉客が訪れ、温泉そのものや周辺の環境による癒やし、そして地域の文化的な風情を体感することができる。

### （２）水害に立ち向かってきた先人の足跡と知恵

美郷町は、江の川における舟運、漁労等を通じて恵みを享受してきた地域である一方、度々水害に見舞われるなど、災害とそれに立ち向かってきた歴史を刻み込んできたまちでもある。

特に洪水に対して先人は、堤防等の築造とともに、避難という観点を重視し、対策を積み重ねてきた。その最たる取組が寺社の位置にある。江の川沿いには数多くの集落等と合わせて寺社があるが、寺社の多くは「つからん場所」（浸水しない場所）にある。下流から寺社をあげると、乙原八幡宮、天津神社、覚法寺、定徳寺、妙用寺、桂根八幡宮、照立寺、光宅寺、小尾山神社、高善寺がある。現在の本町の「洪水ハザードマップ」でも、これらの寺社をいざというときの有効な避難の場所として、また、「つからん場所」として明記し

ている。

また、江の川と沢谷川が合流する付近に築造された堤防と竹やぶなど、少なくとも１世紀以上前と推定される水害対策の歴史や技術の証も残されている。

さらに、災害やそれに立ち向かったことを記念し、昭和 47 年(1972)大水害の水位標が設置されており、災害の記憶を現在そして後世に伝えているとともに、粕渕地区の江の川沿いの高台には防災公園を整備している。

このように本町は､洪水をはじめとした災害に見舞われ､立ち向かってきた歴史があり、それらを災害史等の記録とともに、江の川沿いの寺社や堤防等の治水施設、水位標などでうかがい知り、後世に伝えているまちである。

## ３　「山」と共生してきた美郷の歴史文化

### （１）蚕が紡ぐ生業の文化

美郷町は、かつて養蚕が農家の副業であり、貴重な収入源であった。その背景として、明治時代末から昭和時代初期にかけての繊維産業の振興があった。

この時期、県内各所で製糸工場の設置や生糸販売組合などの設立が行われた。本町を含む島根県側の江の川流域一帯は、平地部が少なく稲作での収入が限られていたことから、灌漑が必要ない桑の栽培による養蚕が、古くから行われていた。さらに、明治時代の後半には先進地の関東に学び拡大し、国内屈指の生糸産地に成長した。また、氾濫を繰り返す江の川流域の土壌は肥えており、厚く大きな桑の葉を大量に採取することができ、生糸を採る繭も大きかった。こうした養蚕業の発展の過程で、大正 14 年(1925)には邑智生糸販売組合江水社が設立されている。

しかし、昭和 40 年代に入ると、合成繊維の台頭、海外の安価な生糸の輸入から養蚕業は衰退の一途をたどり、昭和 50 年代には本町から養蚕業はなくなっていった。加えて、養蚕の仕事は、多くの工程があり、労力と苦労が多かったことも、継承の制約となった。

現在、本町では、かつて養蚕を行っていた農家住宅や養蚕小屋、各種の道具などが残されている。また、桑畑の跡なども、一部の場所で確認できる。

このように本町では、かつて地域経済と農家の暮らしを支えていた養蚕に関わる歴史や生業の知恵を、建造物や道具、桑畑の跡などを通じてうかがい知ることができる。

### （２）多種多様な山野草と薬草の文化

美郷町は、樹木と合わせて多種多様な山野草が息づき、そうした中から生業として薬草をつくってきた地域でもある。

自生している山野草のうち希少な植物（絶滅危惧種）としては、サンベサワアザミ、タコノアシ、サギソウ、ヒナランなどをあげることができる（『改訂しまねレッドデータブック 2013』に掲載)。この他、前述の前川ザクラのある「ふるさとおおち伝承館」には、絶滅危惧類であるオキナグサが自生している。

薬草に関しては、安政３年(1856)の「採薬稼札」が残されている。これは大森代官所から出されたもので、採薬を稼業とする者への免状である。少なくとも本町では江戸時代末期から山野草が採取され、薬草となっていたのである。そして、その歴史を継承するごとく、本町ではカワラケツメイ、シャクヤク、ドクダミが栽培・出荷され、エビスグサが試験的に栽培され、野草茶を含めたお茶の生産も行われている。

加えて、全国の生産者などが集まる「第 10 回　全国薬草シンポジウム」が、令和４年(2022)10 月に開催されている。

このように本町は、歴史的に山野草が採取され薬草づくりが行われてきた地域で、自然と共生する薬草の郷づくりを目指しており、その背景や歴史を各地に自生する山野草や歴史資料、そして実際に栽培・出荷されている薬草や野草茶を含めたお茶からうかがい知ることのできるまちである。

## ４　「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化

### （１）石東地域の鉱山開発の先鞭「銅ヶ丸鉱山」の遺産

銅ヶ丸鉱山跡は、美郷町を流れる江の川の下流部付近、川本町との境界付近に立地し、生産と移送手段（舟運）が一体化した希有な鉱山であった。舟運によって、鉱山や製錬等で多量に使用する薪炭や食料、衣服などの搬入が行われ、一方で製錬した銅などの製品が搬出されていった。

この鉱山は永享３年(1431)に銅の採掘を始めたといわれ、大永７年(1527)に発見され、それ以後、本格的に開発された石見銀山より、１世紀近く早いことになり、石見地域、とりわけ石東地域の鉱山開発の先鞭をなすものである。なお、石見銀山は、14 世紀初め頃に露出した自然銀を採掘したとの伝承もある。

江戸時代に入ると、幕府直轄領、いわゆる天領である石見銀山領に加えられ、同じく石見銀山領となった久喜銀山（邑南町）、笹ヶ谷鉱山などとともに、わが国有数の鉱山地帯を形成した。

明治時代に入ると銅ヶ丸鉱山は、西の足尾(あしお)銅山（栃木県）といわれるほど繁栄し、明治 29 年(1896)には、ここに発電所が設置されて電灯が灯されるほど隆盛を極めていた。この時期、「中国の銅山王」と呼ばれていた堀氏が、笹ヶ谷鉱山（津和野町）などとともに銅ヶ丸鉱山も経営していた。

しかし、明治時代の終わりには銅価格が暴落して休山し、明治 42 年(1909)に失火により鉱山施設を全焼し、閉山となった。

銅ヶ丸鉱山の遺構を確認すると、江の川とその支流である田水川が合流する付近に製錬所跡があり、田水川の支流である今津川の谷沿いに採掘跡、坑口等が点在する。現在は樹木に覆われた状態であるが、これら遺構は良好に残されていると推定される。

このように銅ヶ丸遺跡は、鉱山（銅山）による本町の繁栄の歴史を伝える遺産であるとともに、埋もれている多数の遺構や記録などから、鉱山開発の産業史・技術史、江の川の舟運や浜原での石見銀山街道との関わり、堀氏や広域的な関係など調査研究のテーマを多面的に内在する存在でもある。

### （２）たたらと鉄の文化

たたら（鈩又は鑪）とは製鉄場全体を指す言葉であり、本計画でのたたらは、製鉄技術を含むたたら製鉄全体のこととする。なお、たたらは蹈鞴(たたら)とも記すが、これは製鉄炉に風を送る鞴(ふいご)自体を指すものである。

『出雲国風土記』には、出雲地方で生産される鉄が優れていると記されており、少なくともたたら製鉄は 1300 年前には行われていたことになる。

出雲地方と接する本町（石見地方）においては、数多くの製鉄遺跡が分布しているが、

専門的調査は行われていないことから、学術的には中世以前の遺跡が所在しているとはいえない。しかし、石見地方においては、製鉄に関わる遺構や遺物により、古代から鉄の生産が行われていたことが裏づけられている。本町と近接する自治体においても、古代や中世の製鉄遺跡が確認されている。

南側に隣接する邑南町の今佐屋山遺跡では、国内最古級の６世紀後半及び 12 世紀頃の製鉄遺跡が確認されている。北側の江の川下流部、江津市松川町に位置する森原下ノ原遺跡では、室町時代の鍛冶炉跡が検出され、同市桜江町（江津市との合併前は、本町と同じ邑智郡に属していた。）でも室町時代の製鉄遺跡が確認されている。

したがって、これら地域と同じ江の川流域で、かつ、近接していることから、本町においても中世、あるいはそれ以前からたたら製鉄が行われていた可能性が高い。

また、石見地方を含む中国山地一帯は、砂鉄の採集が容易な花崗岩の風化した土壌であり、本町においては鉄穴流し（第１章第２節「１　地形＜先行河川としての江の川＞」を参照）に適した無数に存在する谷間の地形、江の川の支流、薪炭材となる豊富な森林が存在することから、伝統的にたたら製鉄やその燃料となる炭焼きが盛んに行われてきた。

それを裏づけるように、本町にはたたら跡だけでなく、「鈩」の付く地名「鈩谷」（九日市）や名字が継承されている。さらに、たたら跡の近くなどでは、鉄穴流しにより形成されたと想定される農地やその跡（平坦地）が確認できる。江戸時代後半から明治にかけてのたたら製鉄の最盛期には、全国のおよそ８割以上の和鋼・和鉄が、中国山地一帯で生産されていた。

特に、本町は、江の川の舟運により、砂鉄や薪炭材が域外からも容易に搬入され、また、神戸川上流部（飯南町）などで生産された鉄が街道を通じ、中継地･浜原などに持ち込まれていたことから、浜原、粕渕（小原）を中心に特徴的なたたら製鉄の文化圏（人や物の移動･交流、町の形成、建築文化など）を構成していた。一方、耕地面積が限られた中で、江の川の氾濫など、災害に度々見舞われてきた本町において、たたら製鉄は生きるための重要な生業でもあった。

たたら製鉄は、明治時代に導入された近代製鉄により衰退したが、燃料である炭をつくる窯（炭窯）は、1960 年代のエネルギー革命（石油、ガスの普及）まで数多く存在し、各所で炭焼きが行われていた。その窯跡は、山中に埋もれた存在となっているが、草木の中に確認できるものもある。

このように本町は、千年以上前から明治時代まで行われてきたたたら製鉄の歴史を、たたら跡や炭焼き窯跡、舟運や街道の歴史、そして地名などを通じてうかがい知ることができるまちである。併せて他地域におけるたたら製鉄の情報を得たり、遺跡や施設等をめぐったりすることで、中国山地一帯におけるたたら製鉄の隆盛なども学ぶことができる。

### （３）山城跡と中世の記憶

美郷町は、古くより江の川の舟運（陰陽連絡等）の要衝、及び出雲国と石見国の接点として重要視され、さらに石見銀山が開発されると、その支配をめぐる戦いの最前線となった。こうしたことを裏づけるように、江の川沿いや主要な街道近くなどに多数の山城跡が位置し、また、戦国時代における尼子氏の陣所跡も確認されている。

江の川沿いに山城跡が多く所在するのは、交通の大動脈であった江の川の舟運を押さえるためであり、また、石見銀山をめぐるせめぎ合い、中国地方における覇権争いが背景としてあった。

特に、尼子氏と毛利氏の争いを物語るものとして、江の川に面する都賀西町民グラウンド西側の山地に位置する尼子氏陣所跡がある。天文９年(1540)、尼子詮久（後に晴久と改名）は３万の軍勢を率いて毛利氏の居城である吉田郡山城を攻めたが城は落とせず、天文10 年(1541) 1 月に撤退を開始した。その際、敗走する尼子勢が出雲国にある富田城（現在の島根県安来市広瀬町富田）に帰還するため、この陣所で兵をまとめ江の川を渡河した。その後、天文 11 年(1542)の大内氏、永禄５年(1562)の毛利氏による尼子攻めの際、逆に大内氏や毛利氏により使用された可能性もある。

このように本町では、江の川の舟運や街道の押さえ、尼子氏と毛利氏による戦国時代の攻防など、石見国中東部における中世の歴史を、山城や地名、伝承によりうかがい知ることができる。

## （４）江の川の文化的景観

美郷町では、江の川と河川沿いの街・集落、農地、山地・森林が一体となった文化的景観が、町域の江の川全体を通じて形づくられ、特に秋や春にかけては朝霧が稜線付近まで立ち上り、特有の環境となっている。この朝霧は朝昼の寒暖差が大きくなると江の川や山々から立ち上るものであり、幾つかの眺望の場からは、山々を埋め尽くす雲海として神秘的な景観を形づくり、文化的景観を彩ることになる。

こうした景観・環境は、本町にとどまらず、少なくとも隣接する下流部の川本町、上流部の三次市にも連続する。

本町においては、江の川沿いの農地や集落等の多くは河岸段丘に位置し、いずれも小規模であるが、河川水面に近い低地部（浜原、都賀本郷など）から高台（粕渕など）まで、地形･立地を巧みに活かし、洪水対策を積み重ねながら築かれている。また、背後に棚田が形づくられた地区（都賀本郷など）、旧三江線の線路や高架、そして鉄橋が景観を特徴づける場所も存在する。

前述の朝霧は、本町の特産品のお茶の栽培とも関係する。紫外線をほどよく遮り、渋みの成分である「カテキン」を押さえ、甘み成分の「テアニン」が多くなることで、「江の川銘茶」を育み、茶畑は限られた範囲ではあるが、文化的景観の要素ともなっている。

加えて、浜原では昭和 28 年(1953)に完成した重力式コンクリートダムが、12 門の水門を整列させて河川を横切り、独特の景観となっている。浜原ダムで貯水された河川水の一部は、送水路（トンネルなど）を経て下流の明塚発電所に送られ、水力発電を行うことになり、これらは産業遺産でもある。

浜原ダムの上流、旧三江線潮駅付近には昭和 31 年(1956)に完成した潮発電所があり、ここには隣接する飯南町を流れる神戸川の来島ダム（昭和 31 年完成）で貯えられた水が、送水管で送られ動力となっている。さらに、その水は江の川に流され、浜原ダムに貯水することになり、こうした分水嶺を超えた水の供給により、明塚発電所の発電にも寄与している。

江の川を舞台としたアユ漁などは、この後の「10　川と山の食文化」で述べるが、簗漁や火振り漁といった伝統的な漁が継承され、アユ釣りを含め風物詩にもなっている。

このように、江の川を軸に農地、集落、発電、農業、川漁、電力、鉄道の遺産、そして深い谷と緑、朝霧・雲海が共鳴し、山の景観の変化やアユ釣りなどが季節を彩る中、特有の文化的景観を形づくっている。

## （５）川と山の食文化

江の川は、交通の大動脈として地域の経済・生活を支えてきた歴史があるとともに、支流を含め現在に引き継がれた豊かな食の源泉でもある。また、周辺に広がる農地や山々も暮らしに恵みを与えてきた。

美郷町では、ウナギ、アユ、ウグイ、ハヤ、カニ（モクズガニ）などの伝統的な漁（簗漁、火振り漁など）が継承され、山では山菜、キノコ、イノシシ（山くじら）が郷土色豊かな食をもたらしている。

これらのうち簗漁は、有志でつくる大和（だいわ）伝統漁業簗保存組合により令和２年(2020)に復活され、火振り漁も江の川流域では唯一継承されている。

山くじらは、江戸時代後期に普及したイノシシ肉の隠語である。イノシシは農地を荒らす存在であるが、本町ではそれを逆手にとる発想で、かつ、伝統的に猟を行い食してきたこの地の歴史を再評価しつつ、肉や皮を地域資源・特産品「山くじら」として活用している。町としては、山くじらブランド振興や美郷バレー構想の推進、有害鳥獣対策などを行う美郷バレー課、及び「おおち山くじら研究所」を設立している。

また、三瓶山の火山灰と江の川が運ぶ肥沃な土壌とにより、茶の栽培などに適した地域として質の高い農産物を生産している。

これら食材は、四季折々の郷土料理としても活かされ、彼岸、節句、田植え・泥落とし、盆、稲刈り、祭、冬至、正月、とんどなどにおける行事食やその言い伝えが継承されている。こうした食文化を、美郷町食育推進協議会では『美郷町の四季の行事と郷土料理』（平成 23 年）としてまとめている。

このように本町は､江の川と山間の農地や山々の恵み､そして人々の生活の知恵により、川と山の多彩な食文化を体感し、食を楽しみ、学ぶことのできるまちである。

## （６）地域に息づく民俗芸能

美郷町では、神楽、花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうなどの民俗芸能が行われ、特に神楽は、町指定文化財となっている鐘馗（大和神楽団)、山伏（都賀西神楽保存会)、天の岩戸（都神楽団）があり、これらの他にも、都賀西子ども神楽、千原神楽団、忍原地頭所神楽団、乙原舞子連中により継承されている。神楽については、前述（第２章第２節「１　指定等文化財の概要」）のように、広域(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)で日本遺産に認定されている。

これらのうち、鍾馗は中国の故事と能の「鍾馗」、素戔嗚尊（すさのおのみこと）と蘇民将来（そみんしょうらい）（備後国風土記に記された人物）との「茅の輪」の故事が合体したものといわれていわれ、演目における神は素戔嗚尊である。

山伏は、謡曲「安達ヶ原の鬼」と栃木県那須町の「殺生石」の伝説を基に構成された演目である。

天の岩戸は、古事記の上巻にある天の岩戸の物語を神楽化したものである。

また、かつて田植は、代かきから田植までを１日で行う行事で、わさ植と本田植に分かれていた。まず、小規模なわさ植を家内で行った後、大規模な本田植に移っていた。本田植になると、田主の統制のもとに田の神をまつり、太鼓や笛、ササラなどで歌いはやし作業を行っていた。これを花田植と呼ぶ。銀山領一帯の田植は小笠原流とされ、唄は近重流が用いられていたとされる。

別府地区の花田植は、かつて行われていた花田植を復活させたもので、平成 18 年(2006)

から３年に１度行われている。５月下旬、浴衣を着た太鼓打ちが田の周囲を囲み、笛や太鼓の音が響く中、早乙女が田植を行う。

シャギリ・楽打ち・はやしこうについては、沢谷地区の一部では、はやしこう、それ以外の旧邑智町地域ではシャギリ、旧大和村地域では楽打ちと呼ばれている。秋の例祭に浴衣に「たくり」と呼ばれる色とりどりの帯を背負い、太鼓を体の前に吊り下げ、それを笛等の拍子に合わせて叩きながら、行列して町を練り歩き、最後に各地域の神社に向かい奉納される。

このように本町では、石見地方に広がる神楽が盛んに演じられているとともに、農耕文化を形づくる花田植や秋祭りなども継承され、風物詩ともいえる伝統芸能を体感できるまちである。

## （７）継承されてきた信仰と固有の空間・風景

美郷町には、江の川沿いや石見銀山街道沿いを中心に、各所に寺社が立地し、人々の信仰の場となり、特に江の川沿い寺社の多くは、いざというときの避難の場にもなっている。

寺院の多くの宗派は浄土真宗であり、一部は曹洞宗もある。

浄土真宗で最大の寺院は粕渕の浄土寺で、江の川を見下ろす位置にある。この寺院は徳治元年(1306)に真海が、親鸞の高弟である兄の了海（関東六老僧）を請じて開山した山陰地方における浄土真宗発祥の寺院である。江戸時代には末寺 100 余りを擁した巨刹であり、現在も 9,500 ㎡の境内を有している（浄土寺ＨＰより）。

また、各所に立地する寺院の本堂や門、庫裡等、神社の鳥居や本殿や祠等、そして境内の石段や石垣、その他石造物などは、それぞれの地域・地区の信仰と風景を象徴する存在である。建造物（建物）の幾つかを紹介すると、浄土寺の四脚門は江戸時代前期の建築と伝えられ、乙原地区の山神社は銅ヶ丸鉱山の守護と盛行を祈って勧進されたものである。また、寺院の梵鐘などは、太平洋戦争中、金属回収令により多くが供出されたが、本町には喚鐘（梵鐘を小型にしたもの）が多数残されている。

その他の建造物も由来が明確でなくとも、それぞれの地区の歴史の証として、また、風景の形づくる重要な要素として存在している。

このように本町は、寺社をめぐることで、継承されてきた信仰に思いを馳せるとともに、江の川や山間と一体化した、それぞれに特性を有する固有の空間と風景を体感できるまちである。

## （８）樹木が彩る山間や川辺の風景と暮らし

美郷町は山間のまちで総面積の約９割が山林であり、山々には巨樹や特徴的な種類の樹木も根づき、境内地をはじめとした市街地・集落地においては貴重な樹木が守られてきた。

代表的なものとしては、サクラ、イロハモミジ、カツラ、スギ（大スギ）、カシノキ、ムクノキ、イチョウ、タブノキ、ヒヨクバエ、スダジイ、モミノキ、シャクナゲなどが知られている。

特にサクラの巨樹や並木などは多数あり、大切に守られ親しまれている。また、各所で紅葉めぐり（モミジ、イチョウ、カツラなど）ができる。

幾つかを紹介すると、浜原の江の川を見下ろす高台に位置する妙用寺の桜（妙用寺桜：県指定文化財）は、ヤマザクラとエドヒガンザクラの雑種で、推定樹齢 500 年以上と伝え

られ、樹高 30m、幹周４ｍの巨樹である。妙用寺では参道に咲くシダレザクラとモモの花も鮮やかに春を彩る。その後にはツツジが一斉に見頃を迎え、本堂の前のフジ棚も一見である。

九日市の「ふるさとおおち伝承館」の敷地には、前川ザクラ（町指定文化財）があり、樹齢約 120 年のシダレザクラは、前面の石見銀山街道（県道）に桜のトンネルを形づくる。ふるさとおおち伝承館は、江戸時代後期の面影を残す旧前川家住宅を活用したもので、サクラや街道とともに江戸時代の風情を感じさせる。

同じく九日市の山中にある花の谷の桜（県指定文化財）は、「天空のエドヒガン」とも呼ばれる山上の一本桜であり、樹齢は 500 年とも言われ、幹周は 5.56ｍに達する。花の谷にはシャクナゲの自生地もあり、その近くには、地元の有志により「シャクナゲパーク」がつくられ、４月下旬には百数十本のシャクナゲが色鮮やかに咲き乱れ、「しゃくなげ祭り」が開催される。シャクナゲは、本町の町花でもある。

この近くの酒谷には、推定樹齢 500 年のオロチカツラ（県指定文化財）があり、ハート形の葉が特徴的で早春（３月下旬頃）に新芽が赤くなり（見られるのは３日程度）、その後は黄金色、そして緑色、更には秋に黄葉し、落葉した葉はよい香りを放つ。大小８本の支幹からなり、見上げる姿がヤマタノオロチを想像させることから名づけられた。

これらのほかにも、旧 JR 三江線の潮駅前の桜並木、沢谷三里桜街道、青木の一本桜（粕渕）、飯谷のシダレザクラ（上野）、浄土寺のサクラ（粕渕）、湯抱温泉街の桜、酒谷のもみじ街道などが知られている。

このように本町は、緑に包まれた自然環境の中に、地域を象徴する巨樹や並木、貴重な樹木が息づき、山間や川辺を彩り、所有者や地域住民により大切に守られ、観光資源としても活かされている。

## （９）川と山が育む希少な生きものと名勝地

美郷町は緑に囲まれ、江の川と数多くの支流が流れるなど、生きもの（動植物）のすむ良好な環境を備えており、その中ではキイロヤマトンボ、コエゾゼミ、ミズカモグラ、エビネ、オキナグサなどの希少な動植物（絶滅危惧種）も生息・生育している（『改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編・2014 動物編』に掲載）。

また、本町の野山には、絶滅危惧種を含め多種多様な動物が生息している。その中にはイノシシ、ツキノワグマ、シカ、サル、キツネ、モグラ、カラスなどの有害鳥獣も生息しており、適正な有害鳥獣対策を行いつつ、一方で三瓶山の山麓付近は鳥獣保護区（県）に指定し、保護対策を行っている。また、イノシシについては、「８　川と山の食文化」で記述しているように、「山くじら」として活用を図っている。

江の川やその支流では、アユ、ウナギ、カワムツ、オヤニラミ、ズナガニゴイ、アブラボテなどが同一水系に生息しており、多様な魚類相がみられる。また、鳥類ではカワセミ、ヤマセミ等、爬虫類ではニホンイシガメ等、両生類ではオオサンショウウオ、カジカガエル等がみられるなど、多様な動物が生息している。

これらのうちオオサンショウウオは、サンショウウオの仲間の最大種であり、美郷町全域（河川等）を対象として特別天然記念物に指定されている。全長は 120 ㎝に達するものもあり、頭部が大きく胴は太く、両体側にヒダがある。乳白色の粘液を出し、これが山椒に似た香りがすることから、この名が付いたとされる。島根県内では美郷町、邑南町で分

布密度が高く、これらの地域では「ハンザケ」とも呼ばれている。

さらに、本町では、江の川の支流が幾筋も流れ、それらはいずれも小河川であるが、各所に滝や渓流・渓谷が所在し、川と山（地形と緑）が一体となった小さな名勝地（自然の造形美）を形づくっている。一方で江の川と周囲の山並みなどは、大きな名勝地といえる。

このように本町は、山と川に多種多様な生きものが生息・生育し、滝・渓谷や緑・花の自然の造形を見たり、鳴き声を聞いたり、一部は触れたりすることができ、さらにアユやウナギ、イノシシなどは食文化として体感できるまちである。

# 第４章　文化財の保存・活用の方向性と課題・方針

## 第１節　文化財の保存・活用の方向性と将来像

### １　目指す目標（将来像）

文化財の保存・活用は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要とされている（文化財保護法の改正（平成 30 年６月））。

したがって、行政や文化財の所有者・管理者、保持者、関係団体だけでなく、地域住民等の文化財に対する理解、保存・活用への協力・支援も必要となる。

また、指針には「文化財の保存・活用に関する目標（将来像）には、当該市町村の状況や歴史文化の特性を踏まえて、文化財の保存・活用に関する目標（将来像）やそれを実現するための方向性を記載する。」とある。

さらに、島根県文化財保存活用大綱には基本理念と基本方針が次のように記されており、勘案する必要がある。

＜島根県文化財保存活用大綱＞

■基本理念

文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める

■基本方針

１）地域の人々に、地域に所在する文化財の存在や価値を知ってもらう
＝文化財を知る、伝える

２）文化財を地域で守り、次世代に確実に伝えていく
＝文化財を守る、つなげる

３）重要な地域資源として積極的に活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく
＝文化財を活かす

以上の点や美郷町の歴史文化の特性、及び本町のまちづくりの理念等を踏まえ、本計画の目指す方向性を、住民等をはじめ町内外の人々が共有し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進んでいくよう、できるだけ簡潔なフレーズで表現することが求められる。

このため、歴史文化の特性を総括的かつ象徴的に表すフレーズとして「川と山と交流が培った美しき郷の遺産」と掲げ、それを「みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ」ことを目指す方向性とする。また、目指す方向性を将来像や方針、措置などにつなぐため、方向性から導かれる取組方に関するキーワードを設定する。なお、本町のまちづくりの理念にある「協働」は、その将来像にある「みんな」に含まれることとする。

＜目指す目標（将来像）＞

**『川と山と交流が培った美しき郷の遺産』を**
**みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ**

＜取組方のキーワード＞

「みんな」「知る」「守る」「活かす」「未来」「交流」

## 2　文化財の保存・活用の方向性

取組方の６つのキーワード「みんな」「知る」「守る」「活かす」「未来」「交流」から、目指す目指す目標（将来像）を補完する方向性を、調査から実際の文化財の保存・活用及びそれらの体制に至る総体として５つの柱で設定する。

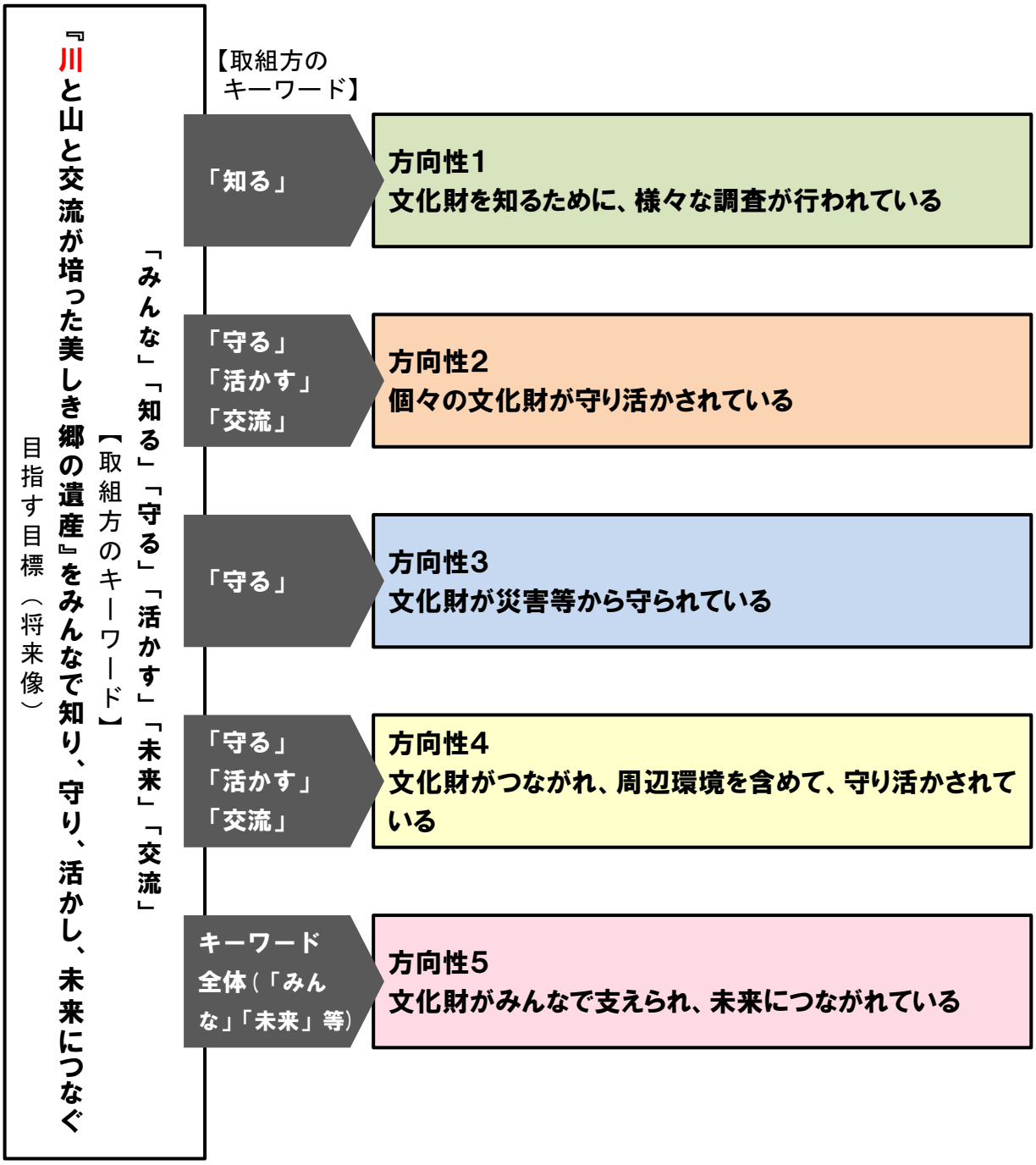



図 4-1　文化財の保存・活用の方向性の設定

## 第２節　美郷町の文化財の保存・活用の課題

### １　課題設定の考え方

目指す目標（将来像）の具体化に向け、美郷町の文化財の保存・活用の課題を、方向性（５つの柱）に対応した次の５つの事項から整理する。

○文化財の把握・調査…方向性１

○個別的・分野別の文化財の保存・活用…方向性２

○文化財の防災・防犯…方向性３

・過疎化・高齢化等で文化財を取り巻く環境は厳しさを増しており、現状認識をより明確にし、措置につないでいくため、独立させた形で課題を設定する。

○文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流及び地域の活性化（関連文化財群※1・文化財保存活用区域※2）…方向性４

・地域計画指針で示されている関連文化財群・文化財保存活用区域を、本計画において取り入れるための課題を設定する。

○文化財の保存・活用を支える体制…方向性５

表 4-1　文化財の保存・活用の課題の全体像

| 課題区分（分野） | 課題（項目） |
|---|---|
| （１）文化財の把握・調査に関する課題…将来像１に対応 | ア「文化財の把握調査」に関する課題<br>イ「文化財の専門的調査」に関する課題<br>ウ「調査成果の整理と情報公開」に関する課題 |
| （２）分野別の文化財の保存・活用に関する課題…将来像２に対応 | 【文化財の保存・活用全般】<br>ア「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題<br>イ「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題<br>【主として保存】<br>ウ「文化財の指定等」に関する課題<br>エ「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題<br>【主として活用】<br>オ「文化財の活用のための整備」に関する課題<br>カ「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題 |
| （３）文化財の防災・防犯に関する課題…将来像３に対応 | ア「文化財の防災」に関する課題<br>イ「文化財の防犯」に関する課題 |
| （４）文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流に関する課題…将来像４に対応 | ア「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題<br>イ「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題 |
| （５）文化財の保存・活用を支える体制に関する課題…将来像５に対応 | ア「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題<br>イ「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題<br>ウ「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題 |

※１　関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

※２　文化財保存活用区域

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。

## ２　文化財の保存・活用の現状と課題

美郷町における文化財の課題を、課題設定の考え方で示した枠組みのもとに、現状（これまでの状況）と合わせて把握・整理する。

### （１）文化財の把握・調査に関する課題（保存・活用の前提）

#### ア「文化財の把握調査」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町では、文化財の総合的把握調査は実施していないが、文化財に関するワークショップ、現地見学、講演会・シンポジウムの中で、又は終了後に、主として未指定文化財について参加者による情報提供をお願いし、多数の有形・無形の文化財を把握している。

遺跡に関しては、島根県遺跡地図（島根県：マップ ON しまね)、島根県遺跡データベース（島根大学）があり、全体が把握できている。

また、「美郷の文化財」（2022 年３月）の刊行にあたっては、文化財の６類型ごとに未指定文化財も把握・整理し、冊子に掲載している。遺跡以外にも多数の未指定文化財が存在すると推定される。

**【課題】**

○ワークショップ等を通じて文化財の把握を行っているが、現時点で把握できているのは地域に所在する文化財の一部と考えられ、また、計画的・持続的な文化財の把握調査はできていない。

○地域に所在する文化財を把握するためには、そこに暮らす住民等から文化財に関する情報を提供されたり、相談を受けたりすることが重要である。

#### イ「文化財の専門的調査」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町における文化財の専門的な調査は、遺跡、動物に関して行っている。

遺跡については、沖丈遺跡、郷上遺跡、尼子陣所跡、上野釿遺跡、石見銀山街道、四日市遺跡で発掘調査（試掘調査を含む）等を行っている。これらのうち沖丈遺跡については、平成７年(1995)～平成８年(1996)に発掘調査を行い、平成 14 年(2002)に町の文化財として指定している。また、石見銀山街道については、平成８年(1996)に島根県教育委員会が「島根県歴史の道調査」を行い、文化財としての価値が認められ、その後、発掘調査や現地確認等を行い、史跡指定に向けた調査報告書を平成 29 年(2017)に作成し、平成 30 年(2018)に史跡に指定されている。

動物については、平成７年(1995)～平成８年(1996)にかけて、大和村教育委員会が塩谷川でオオサンショウウオの生息調査を行っている。

また、古文書を読む会があり、民家等に眠る古文書等を発掘・収集しながら、その解読が行われている。

一方、未指定文化財を含め所在する有形文化財（建造物、美術工芸品)、民俗文化財、記念物等について、専門的な調査を行っているものは一部にとどまっている。また、最近、養蚕を行っていた農家住宅や納屋が確認されている。

**【課題】**

○学識経験者や文化財の所有者等の協力を得ながら、中・長期的な観点から優先順位を

設定し、いかに文化財の専門的な調査を実施するかが課題となる。

○古文書を読む会をはじめとした関係団体の取組（活動）は、本町の歴史の探究や文化財の保存・活用を支えるものでもあり、活動の継承・発展が期待される。

### ウ「調査成果の整理と情報公開」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町では、これまでの文化財の把握及び専門的な調査の成果を踏まえ、令和４年(2022)年３月に『美郷の文化財』を刊行している。

また、文化財の専門的な調査は、平成 16 年(2004)の合併前にも、それぞれの教育委員会（旧邑智町、旧大和村）で行っている。

古文書を読む会によって、古文書や絵図などの収集・整理、解読が進められており、成果が蓄積されつつある。

また、本計画の作成過程において、把握している未指定文化財の体系的な整理、データベース化を進めつつある。

**【課題】**

○未指定文化財の保存・活用又は記録保存、及び指定等文化財の維持管理などの基礎的な取組として、文化財の体系的な整理及びデータベース化が必要である

○専門的な調査の成果等については、見学会や学習会などを通じて、住民等に還元する必要がある。

○今後の調査を含め文化財に関する情報を整理し、個人情報の保護等に配慮した適切な情報公開を、いかに進めるかが課題となる。

## （２）分野別の文化財の保存・活用に関する課題

### ア「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町では、小・中学校におけるふるさと学習、公民館における講座、町全体での文化財に関する講演会やワークショップなどを通じ、文化財や歴史に関する学習・体験の機会を確保している。これらは「文化財保護強調週間」（毎年 11 月 1 日～7 日）や「文化財防火デー」（毎年 1 月 26 日）での取組などと合わせて、文化財や文化財保護に関する啓発の役割も担っている。

特に石見銀山街道については、ガイド養成やウォーキングイベント、中学生を対象としたフィールドワーク、島根中央高等学校における総合学習、石見銀山街道ワークショップ、美郷町職員研修「石見銀山街道歴史講座」などを行ってきた。また、令和元年(2019)12 月には文化庁主唱「歩き・み・ふれる歴史の道」事業による『「令和の差立」国史跡石見銀山街道を往く』を、石見銀山街道日本遺産認定推進協議会が開催している。

また、「美郷町銀山街道を護る会」による街道めぐり、観光協会による文化財を含む観光資源を活かした体験機会の確保、日本遺産に認定された神楽の共演大会なども行われてきた。

こうした取組は、令和２年(2020)～令和４年（2022）の前半にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、令和４年の後半からは、文化財の見学会や講演会・シンポジウム等を行い始めている。

加えて、本町では、食育の観点から学校給食において郷土の食材・料理の提供を行っている。

**【課題】**

○貴重な植物等が減少していることが指摘されており、住民だけでなく、本町への来訪者を含め、広く文化財保護に関する啓発が求められている。

○学校教育においては、文化財を活かしたふるさと教育の推進とともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供等を通じ、食文化の普及や郷土への理解、更には郷土愛の醸成に努める必要がある。また、地域の食材の学校給食への提供は、地域活性化にもつながる可能性がある。

○文化財部門と学校教育と社会教育、健康づくり、さらには観光振興や地域活性化の部門が連携した文化財の活用は、一部にとどまっており、多様な方法による分かりやすい情報提供や文化財を学び・体験する機会を、いかに充実させるかが課題となる。

### イ「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町には、６つの神楽団があり、町指定文化財である神楽３件（鍾馗、山伏、天の岩戸）をはじめ、多彩な神楽が演じられ、花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうなどの民芸能も継承されている。

石見銀山街道については、「美郷町銀山街道を護る会」が設立され、住民が中心となって保存・活用に取り組んでいるとともに、町内で所蔵されている古文書については、「美郷町古文書を読む会」により、その把握と解読が進められている。

**【課題】**

○前述の住民参加による文化財把握調査を行うためには、過疎化、高齢等の状況の中で、いかに人材を確保するかが課題となる。

○神楽や花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうをはじめとした民俗芸能等を継承する団体の維持・活性化、担い手の確保・育成などが求められる。

○未指定を含め文化財の所有者及び住民・地域団体等が主体となった、文化財周辺の清掃美化、修景、イベントの開催など、文化財の保存・活用の活動が期待される。

### ウ「文化財の指定等」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町には、指定文化財が 16 件（国指定１件、県指定４件、町指定 11 件）、及び登録有形文化財が１件あり、所有者等と連携し、保存管理に取り組むとともに、情報提供を含め活用に努めている。

また、国保有（東京国立博物館）の有形文化財（工芸品：重要文化財）が２件、県保管（県立古代出雲歴史博物館）の有形文化財（古文書：県指定文化財）が１件ある。

これらの他にも、未指定文化財である建造物（建物、石造物）、美術工芸品（絵画、彫刻、書跡など）、無形の民俗文化財、記念物を、現時点でも相当数把握し、『美郷の文化財』で紹介している。

**【課題】**

○文化財的価値が高いと考えられる未指定文化財の指定・登録に向けて、いかに取り組むかが課題となる。
○登録有形文化財、登録無形民俗文化財等の可能性のある物件はあるが、本町においては文化財の登録制度の利用は１件にとどまっている。

### エ「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町の指定文化財のうち、史跡石見銀山街道については、本町が管理団体であり、保存活用計画を令和３年(2021)３月に策定し、保存管理や活用に取り組んでいる。ただし、山中のルートが中心であり、点検や草刈り等及び活用においては関係団体（美郷町銀山街道を護る会、森林組合等）の協力・参加が不可欠となっている。なお、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められているもののうち、説明板を除き、標識、注意札、境界標等は未設置である。

また、個人等による所有・保管が難しい文化財（主として未指定文化財)、又は発掘で出土した遺物については、専用の保管施設はなく、一部ではあるが公民館等で保管（展示）している。

**【課題】**

○山中のルートが中心である史跡石見銀山街道については、毀損した場合の復旧及び標識や境界標等の設置・更新を、いかに進めるかが課題となる。
○未指定を含めた文化財の中には、所有者等での保存管理が難しくなっているものもあり、近隣の住民や地域団体等の役割が高まっている。
○所有者等での保存管理が難しい文化財（動産関係）については、それらの保管場所・施設等を、いかに確保・整備し、受け入れ、適切に収蔵・保管するかが課題となる。
○文化財の保管場所・施設等の確保・整備においては、単なる収蔵・保管ではなく、より文化財の保存・活用に資するよう、場所の有効活用を検討することが求められる。
○本町が収蔵・保管している文化財の台帳は作成できていない。

### オ「文化財の活用のための整備」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

文化財の活用においては、イベントや情報提供等の主としてソフト面での取組と合わせて、案内板や説明板、誘導標識、トイレ・駐車場の確保・整備といったハード面も重要となる。

これらのうち、ハード面に関しては、史跡石見銀山街道の森原古道の直近に「森原古道史跡公園」(駐車場、トイレ、あずまや、説明板等）を整備するとともに、やなしお道においてはバイオトイレ、説明板、名称表示板、誘導標識などを整備している。史跡石見銀山街道については、史跡指定地外を含め町内のルートがほぼ確定しており、町域を南北に縦断する形となり、大半が歩行可能で本町の観光資源にもなっている。

また、複数の指定文化財及び観光資源でもある未指定文化財においては、案内板・説明板等を設置し、一部では小広場も整備している。

ただし、こうしたサイン類のデザイン等はそれぞれで対応しており、統一性は乏しい。また、施設・設備の老朽化、草木で覆われ活用が難しい広場等（石見銀山街道の箱茂の松

付近）もある。

さらに、近年の動きとして幾つかの自治体では、ＡＲ（拡張現実）・ＶＲ（仮想現実）等の先端技術を用いた文化財の活用が進みつつある。

**【課題】**

○石見銀山街道に関する説明板や地域・地区を紹介する案内板等は、ある程度整備が進んでいるが、不足している又は老朽化している案内表示板があるとともに、統一的なデザインとはなっておらず、外国語併記も限定的である。

○石見銀山街道のルートには、専用のトイレや休憩の場などがあるが、全体的にみるとトイレをはじめとした便益施設等の立地は限られており、それらの情報提供も限定的である。

○住民・地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化等、更には魅力づくりの取組が期待される。

○先端技術を用いた文化財の活用は限定的であり、今後の課題となっている。

### カ「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町の案内・情報提供については、町及び観光協会のホームページ、観光パンフレット等を通じて行っているが、文化財の観点でのＩＣＴ（情報通信技術）の活用は、「教育委員会だより」（ホームページで公開）に文化財関係の記事を掲載するなどにとどまっている。

ただし、観光協会のホームページでは、「見る・知る」及び「観光マップ」のサイトで、文化財を含めた観光資源をビジュアルに案内・発信している。特に観光マップは、粕渕まちなか散策マップ、別府里あるきマップ、湯抱鴨山歌碑めぐりマップの３種類があり、いずれも多数の文化財が紹介されている。

一方、本町の文化財の紹介については、平成４年(2022)３月に刊行した『美郷の文化財』があり、文化財講座などで利用するとともに、掲載している文化財をめぐる機会も確保している。

また、石見銀山街道については、街道近くに位置する別府・・粕渕・沢谷の３公民館、浜原隣保館、ふるさとおおち伝承館においてガイダンス機能の確保・充実に取り組んでいる。

こうした文化財の案内・情報提供等に関しては、興味を持ってもらえる分かりやすい表現とともに、外国語表記が求められるが、観光協会ホームページの美郷町紹介の英語版「Introduction to Misato Town」以外は対応できていない。

**【課題】**

○ガイダンス機能を有する施設については、現状では石見銀山街道近くの公民館等（石見銀山街道に関する機能）に限られている。

○『美郷の文化財』の更新に際しては、ガイドブック的な利用も考慮して編集・デザインすることが求められる。

○文化財を含め観光案内・解説ができる観光ガイド等は組織されていない。

○ＩＣＴの活用など多様な媒体を活用しつつ、文化財に関する情報提供・発信の充実をいかに図っていくかが課題となる。

## （３）文化財の防災・防犯に関する課題

### ア「文化財の防災」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町は江の川が貫流する地域で、これまで度々、氾濫し被害を受けてきた。平地部が少なく、江の川沿いの河岸段丘や谷間に集落が形成されていることから、洪水に加え土砂災害の危険性も高く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が集落やその周辺に多数指定されている。

また、地震も平成 13 年(2001)以降だけで震度４以上が７回発生し、特に平成 30 年４月９日に発生した島根県整備地震では震度５弱を計測し、建物 12 棟の一部破損、及び農業用施設や農地の被害が報告されている。

さらに、建物等の火災が、毎年、発生しており、平成 24 年(2012)には８件、令和元年(2019)には７件と、この 10 年間では多くなっている（江津邑智消防組合データ）。

一方、文化庁は、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携のもと、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（以下「防災対策ガイドライン」という。）を作成している。さらに、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そして災害時の文化財の救援活動に対する支援という３つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構　文化財防災センター」（以下「文化財防災センター」という。）が設置されている。

島根県（教育庁文化財課）においては、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」（以下「文化財防災・防犯マニュアル」という。）が令和４年(2022) ６月に作成されている。このマニュアルは、主として文化財の所有者等及び県・市町村の文化財担当部局に向けて、文化財を災害等から守るために望まれる平常時の取組と、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめ、迅速に保護・保全措置を講じるための手引きである。

**【課題】**

○本町には、重要文化財やそれを保管する博物館等は所在しないが、防災ガイドライン（文化庁）を参考に、建造物や資料館等の防災対策に取り組むことが防災性の向上につながる。

○防災ガイドライン（文化庁）や文化財防災・防犯マニュアル（県）を参考に、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定し、文化財を含めた防災（防犯）対策をいかに進めるかが課題となる。その際、状況に応じて文化財防災センターと連携を検討する必要がある。

○未指定文化財を含め、文化財のデータベース化を進めつつ、災害の危険性が差し迫ってきたときの文化財の防災対策、緊急避難的な措置などについて検討する必要がある。

○度々、洪水等の災害に遭ってきた歴史から、防災について学ぶことが大切である。

### イ「文化財の防犯」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町でも毎年、文化財の被害は確認されていないものの、窃盗犯、知能犯等の犯罪が発生している（島根県警察データ）。

県内では、出雲市の鰐淵寺で重要文化財４点を含む、仏画や経典が盗難の被害を受ける

など、これまでに多数の文化財被害が確認されている。また、文化財への落書きなど、人為的な毀損が度々、報道等で伝えられている。

こうした中、島根県（教育庁文化財課）では、文化財防災・防犯マニュアルを作成しており、この中には前述の防災対策と併せて防犯対策も含まれている。

**【課題】**

○過疎化、高齢化等を背景に、文化財を守る態勢（個人、コミュニティ）は弱体化しつつある。

○文化財の置かれている環境（管理が届きにくい場所、管理者が不在など）を踏まえ、文化財のパトロール等の文化財の防犯対策にいかに取り組むかが課題となる。

○文化財の防犯等に関しては、文化財防災・防犯マニュアル（県）はあるが、本町の実情を反映した防災・防犯に関する指針等は作成できていない。

## （４）文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流に関する課題

### ア「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

文化財はそのもの自体に価値や魅力（個の魅力）があり、さらに、文化財相互をつなぐことにより、関係する人々や情報等の交流を促し、相乗効果や新たな魅力（群の魅力）を発揮することが期待できる。例えば美郷町の場合、江の川の四季折々の風景、その恵みである食文化（アユ、ウナギ、川ガニ等）、川を育む山々などをつなぐことが想定できる。

このように文化財をつなぎ、保存・活用する考え方として文化庁から示された関連文化財群※1がある。本町ではこれまでに『史跡石見銀山街道保存活用計画』において、関連文化財群の考え方を取り入れ、「町内における歴史文化のネットワークづくり」「広域的な連携による文化財の活用」を史跡の活用の中で示しているが、周遊コースづくりなどは進んでいない。

また、日本遺産もつながりを持った文化財の活用の方策であり、本町を含む島根県西部の４市５町が「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」として日本遺産に認定され、相互に連携･交流しながら、様々な事業を展開している。

**【課題】**

○日本遺産や石見銀山街道におけるこれまでの取組を活かしつつ、関係する市町や関係団体などとの交流・連携のもとに、広域的な観点からも文化財の保存・活用に取り組むことが求められる。

○本町の歴史文化の特性を踏まえつつ、文化財の総合的・一体的な保存・活用、地域の魅力づくり（活性化）を目指し、関連文化財群の設定や具体化にいかに取り組むかが課題となる。

### イ「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

文化財の総合的・一体的な把握と保存・活用の方策として、文化庁から前述の関連文化財群と合わせて、文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用する戦略的な計画区域である文化財保存活用区域※2が示されている。

美郷町においても、別府地区、粕渕地区、沢谷地区、都賀行・都賀西・都賀本郷地区など、指定・未指定、有形・無形の文化財が集積している地区が存在している。

これらの中には、文化財を含めた周遊を促進する観光マップを作成している地区（粕渕まちなか散策マップ、別府里あるきマップ、湯抱鴨山歌碑めぐりマップ：観光協会作成）、複数の神楽団が活動している都賀行・都賀西・都賀本郷地区がある。また、沢谷地区（花ノ谷）では自生しているシャクナゲの保存活動とともに、シャクナゲのまちの再現に地域ぐるみで取り組み、自生地近くには「シャクナゲパーク花ノ谷」が整備された。これらの取組は、周辺環境を含めた文化財の保存・活用、そして文化財を活かした地域の活性化（まちづくり、観光交流）に寄与している。

**【課題】**

○各地区に連合自治会等があり、また、銀山街道を護る会等が組織され、文化財の保存・活用に関わる活動が行われているが、町全体でみると限定的である。

○本町における文化財の保存・活用やまちづくりの取組状況などを踏まえながら、住民・地域団体等の参加のもとに、いかに周辺環境を含めた文化財の保存・活用を進め、それを地域の活性化（まちづくり・観光振興）につなげるかが課題となる。

## （５）文化財の保存・活用を支える体制に関する課題

### ア「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町第２次長期総合計画では「水と緑　いきいき輝く　夢あふれる協働のまち」を基本理念としている。文化財の保存・活用が、所有者や行政だけでは難しくなる中で、文化財の分野においても協働のまちづくりが重要となる。

これまで本町の文化財の保存・活用には、神楽団や「美郷町銀山街道を護る会」、古文書を読む会などの団体の活動が大きな役割を担い、活用については観光協会が様々な体験プランや情報を提供している。

今後、過疎化、高齢化がさらに進むと予測されている中で、文化財の保存・活用はより厳しさを増すと想定される。

**【課題】**

○町域全体を対象とし、膨大な数が想定される文化財の把握調査においては、住民等の協力・参加が不可欠であるが、そのための仕組み・体制はできていない。

○過疎化、高齢化等が進む中で、文化財の保存・活用を進めて行くためには、行政や文化財の所有者等に加え、住民・地域団体等の多様な主体が協力・参加する、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制をいかに構築するかが課題となる。

### イ「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

美郷町を含む島根県西部の４市５町は、神楽のストーリーが日本遺産に認定されており、連携して事業を展開している。また、石見銀山街道が縦断していることから、沿線の４市３町で連携して日本遺産を目指すなどの取組を行った経緯がある。現在、「銀山街道沿線市町等連絡協議会」は 10 市町等となり、広域的に連携した取組を行っている。

さらに、文化財の調査や価値づけ、保存・活用に関しては、国・県との連携とともに、

学識経験者・専門家の支援のもとに進めており、調査報告書の作成や文化財指定、具体の事業につながってきた。

こうした関係自治体、関係機関、及び学識経験者等との連携は、文化財の保存・活用、更には地域の活性化にも寄与している。

**【課題】**

○文化財の調査・分析等においては、大学等研究機関の協力・支援が重要な役割を担うとともに、措置の具体化等においては、引き続き国・県等の関係機関の支援が必要となる。

○これまで文化財の保存・活用に関する調査や計画づくり等においては、文化財部門の学識経験者等を中心に協力・支援を得ていたが、今後は先端技術やまちづくり、観光振興等の専門家の参加も求められる。

○日本遺産（神楽）や石見銀山街道を通じ、文化財を通じた広域的な連携を行ってきており、こうした経験・実績を今後の文化財の保存・活用にも活かすことが求められる。

### ウ「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題

**【現状（これまでの状況）】**

文化財行政は教育委員会の文化財・文化振興係が担っているが、担当は限られた人員である。

文化財行政を進めるに際しては、適宜、学校教育・社会教育係、公民館、また、観光に関係する場合には産業振興課と連携している。

これらの他にも、文化財を活かした戦略構築には企画推進課、地域の魅力づくりと定住促進には美郷暮らし推進課、文化財を活かしたウォーキング等の健康づくりに関しては健康福祉課、文化財と自然に関しては美郷バレー課などが関係してくる。

**【課題】**

○厳しい財政状況の中で、職員の文化財に関する知識の醸成、専門的な知識・スキルを有する職員の育成を、いかに進めるかが課題となる。

○文化財行政、特に活用においては多面的な分野に関係することに鑑み、庁内の関係部署との連携をより充実させる必要がある。

## 第３節　文化財の保存・活用の方針

### １　文化財の把握・調査の充実

※「文化財の把握・調査に関する課題（保存・活用の前提）」に対応する方針

#### （１）住民参加による文化財把握調査の持続的な展開

○住民や関係団体、学識経験者などの協力と参加を得ながら、長期的な視点を持って、計画的かつ継続的に文化財の把握調査に取り組む。
○住民等から文化財に関する情報提供や相談を受ける窓口の充実を図る。

#### （２）専門的な文化財調査の計画的な実施

○学識経験者等の協力や参加のもとに、改変（建造物）・滅失等の緊急性や文化財としての指定等を考慮しつつ、未指定文化財を含め優先順位を設定しながら、文化財の専門的な調査を実施する。
○古文書を読む会をはじめ関係団体と連携し、本町の歴史や古文書等の調査を進め、関係する文化財の保存・活用にもつなげる。

#### （３）調査成果の整理と公開

○文化財の把握や専門的な調査を通じて得た成果を分類・整理し，一元的な管理を図るとともに，検索可能な形でのデータベース化・地図情報化に取り組む。
○文化財の調査の成果については、住民をはじめ町内外の人々に伝えていけるよう、説明会・見学会・勉強会の開催に努める。
○既往の調査や刊行物を含め文化財に関する情報は、個人情報の保護や文化財の保護に留意しつつ、多様な機会・方法により公開・活用に努める。

### ２　分野別の文化財の保存・活用の充実

※「分野別の文化財の保存・活用に関する課題」に対応する方針

#### （１）文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実

○来訪者を含め、文化財について分かりやすい情報提供や文化財保護に関する啓発に努める。
○文化財部門と学校教育との連携を図りながら、指定・未指定、有形・無形の文化財を活かしたふるさと教育に取り組むとともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供を通じ、児童・生徒の食文化への関心や理解を高める。
○文化財部門と他の部署（学校教育、健康づくり、観光振興等）の連携を適宜、図りつつ、文化財を学び・体験する機会を確保・充実させる。

#### （２）文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成

○住民参加による文化財把握調査を進めるため、文化財への関心や知識の醸成に努めつつ、若い世代を含めた調査員の確保・養成に取り組む。

○神楽等の保存団体の担い手の確保・育成、上演活動などを支援する。
○住民・地域団体等と行政が連携し、前述の「文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実」に取り組みつつ、文化財を保存管理及び活用する担い手（人･団体）の確保・育成や活動の支援に努める。

### （３）文化財の指定等への対応

○未指定文化財の専門的な調査を進めつつ、文化財的価値の高い物件については指定・登録に向けて取り組むとともに、指定等の制度を利用して保存管理を進める。
○文化財登録制度をより積極的に活用するため、候補物件のリスト化及び調査を行い、登録につなげていく。

### （４）文化財の保存管理及び保存のための整備

○石見銀山街道をはじめとした指定等文化財の保存管理、及び毀損した場合の復旧等に的確に対応する。
○未指定を含めた文化財を適切に保存（保存管理）するため、所有者等との情報の共有化と連携を図りつつ、所有者等による文化財の保存管理を基本とするとともに、文化財の状況によっては、保存管理への地域団体等の協力・参加を促進する。
○有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財などで所有者等での保存管理が難しいものについては、本町への寄託等に対応できるよう、収蔵・保管場所の確保・整備に取り組む。
○文化財の収蔵・保管場所の確保と兼ねるなどして、古文書等の文化財を調べたり、保存処置を行ったりする場所「地域資料整理室」（仮称）の確保・整備に取り組む。
○本町が収蔵・保管している文化財については、前述の「検索可能な形でのデータベース化」と調整しつつ、台帳作成に取り組む

### （５）文化財の活用のための整備

○多言語化への対応やＩＣＴの活用を含め、文化財に関わる説明板、案内板、誘導標識等の案内表示板の計画的な整備に取り組む。
○石見銀山街道のウォークや文化財めぐりなどが安心･快適に行われるよう､休憩の場、トイレをはじめとした便益施設等の情報提供や施設の充実に努める。
○住民･地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化､修景などの取組（魅力づくり）を促進する。
○多言語化やユニバーサルデザインへの対応などを考慮しつつ、先端技術を活かした文化財に関する情報提供・発信機能等の整備・充実に取り組む。

### （６）文化財に関する情報発信・ガイダンス機能の充実

○各地区の公民館等において、地域の歴史や文化財を中心に情報提供等ができるよう、公民館等におけるガイダンス機能の充実を図るとともに、他の公民館等の紹介などネットワークを充実させる。
○今後の文化財の調査を踏まえ､『美郷の文化財』の更新・充実に取り組む。その際、ガイドブック的な利用も考慮した編集・デザインを検討する。

○関係団体等と連携し、文化財の案内・解説も含めた観光音声ガイド等の設置について検討する。
○多言語化やユニバーサルデザインへの対応、ＩＣＴを含めた多様な媒体の活用に努めつつ、文化財に関する情報提供・発信に取り組む。

## ３　文化財の防災・防犯の強化

※「文化財の防災･防犯に関する課題」に対応する方針

### （１）文化財の防災対策の強化

○防火対策ガイドライン（文化庁）を参考に、関係する文化財（建造物）や資料館等の利用者・管理者の安全確保、及び建築物や収蔵する文化財等の防災対策に取り組む。
○防災等の関係部局と連携し、また、状況に応じて文化財防災センターの協力・支援を得ながら、防災ガイドライン（文化庁）や文化財防災・防犯マニュアル（県）を参考に、様々な災害を想定した予防的措置から、いざというときに的確・迅速に行動できる態勢まで、文化財の防犯を含めた防災・防犯対策の指針等の作成や普及・啓発を図る。
○文化財防火デーにおける防災訓練を行うとともに､文化財の防災に関する情報の提供･周知に取り組み、住民等の文化財の防災に関する意識の啓発に努める。
○文化財の所有者や住民・地域団体等及び学識経験者等と連携して、災害等から文化財を守る仕組みの構築、文化財レスキューへの取組（仕組みづくり）を進める。
○文化財レスキュー等の取組（仕組みづくり）を活かし、毀損した美術工芸品等の修復・保存を持続的に進めるとともに、文化財の所有者や関係団体をはじめ住民が、文化財の修復・保存を体験・学習する機会を確保する。
○寺社の立地など文化財に刻まれた先人たちの防災への知恵、本町の災害の歴史を学ぶ機会を確保する。
○学識経験者等と連携し、防災・防犯も考慮して、未指定文化財を含め文化財のデータベース化を進める。

### （２）文化財の防犯対策の強化

○防災対策と連動させながら、文化財の所有者、住民等に対して、文化財の防犯に関する対策等の情報提供（防犯知識の習得）や啓発に取り組む。
○文化財の所有者、住民・地域団体等と連携し、文化財の点検・パトロールを行う。
○文化財防災・防犯マニュアル（県）を踏まえ、文化財の防災対策と一体的に防犯に関する指針等を作成し、普及・啓発を図る。

## ４　文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化

※「文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流及び地域の活性化に関する課題」に対応する方針

### （１）つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり

○日本遺産（神楽）や石見銀山街道について、広域的な連携のもとに関係市町・団体等

と連携し、新たな魅力づくり等の観点も持ちながら、事業等を進める。

○住民・地域団体等の主体的な参加や文化財担当の体制等を考慮しつつ、分かりやすくて的確なテーマ・ストーリーを検討・設定し、関連する文化財を取り上げ相互につなぐことで、文化財の価値や魅力を高め、活用を促進する。

### （２）文化財の保存・活用とまちづくり

○住民等に対して、文化財を取り入れた活動の事例や効果等、及び地域に所在する文化財を周知し、実際の取組（活動）の促進につなげるとともに、住民・地域団体等の相互の交流や情報交換等を支援する。

○文化財を活かした地域での活動状況、住民・地域団体等の主体的な参加の実情や可能性、更には文化財担当の体制等を考慮しつつ、文化財の集積する区域を選定し、面的に文化財を守り、活かす取組（文化財保存活用区域）の具体化を目指す。

## ５　文化財の保存・活用の推進体制づくり

※「文化財の保存･活用を支える体制に関する課題」に対応する方針

### （１）住民の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり

○文化財の把握調査が、住民等の協力・参加や学識経験者等の協力を得て進められるよう、持続可能な仕組み・体制づくりに取り組む。

○持続的に文化財の保存・活用を進めるため、行政、文化財の所有者等、関係団体、住民・地域団体、更には町外の支援者を含め、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制の構築に取り組む。

### （２）関係機関・学識経験者等との連携体制の充実

○文化財の調査や保存・活用策の検討などに関し、大学等の研究機関の支援が得られるよう、協力体制の充実・強化に取り組む。

○文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や手法が求められることから、文化財に関する学識経験者・専門家に加え、先端技術やまちづくり、観光振興などに関わる専門家等の協力・支援が得られるよう、ネットワークづくりに努める。

○日本遺産（神楽）や石見銀山街道での広域的連携の取組や成果などを踏まえつつ、他のテーマを含め関係自治体との連携を進める。

○文化財行政を的確に進めるため、引き続き国・県等の関係機関との連携を図る。

### （３）文化財行政及び庁内連携の体制の充実

○研修会への参加などを通じ、文化財行政担当のスキル等の向上に取り組むとともに、分かりやすく文化財に関する情報を提供・共有化しつつ、職員全体の文化財に対する知識・認識の醸成に努める。

○文化財行政と関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進める。

# 第５章　文化財の保存・活用の措置

第４章で示した文化財の保存・活用に関する５つの方針に基づき、実施すべき措置（事業）を設定する。

措置（事業）の設定にあたっては、主体、時期などについて方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源を明らかにする。

**【措置（事業）の主体等】**

本計画の措置（事業）は、文化財の所有者等や地域（住民・団体）の理解と協力が重要であり、さらに、措置の中には、所有者等や地域の取組や参加が必要なものもある。

したがって、本町と文化財の所有者等や地域との連携、つまり地域社会総がかりが、措置の具体化や成果の発揮には求められる。

こうしたことを認識する中で、本町が責任を持って、措置を実施する必要がある。

措置の主体については、いずれの場合も美郷町（教育委員会を含む）であるが、その内容によって次のように分類できる。

①本町の直営により措置を実施

②本町が研究機関・学識経験者、専門業者等へ委託して措置を実施

③文化財の所有者等による文化財の保存・活用に関わる活動・行為を支援（助成金、技術・情報や物品の提供など）

④地域（住民、自治会をはじめとした地域団体、関係団体）による文化財の保存・活用に関わる活動・行為を支援（助成金、技術・情報や物品の提供など）又は維持管理等を委託

上記の③・④については、実際に措置を実施するのは、その実質的な担い手となる所有者等や地域の住民・団体となる。

**＜美郷町としての措置（事業）とその主体＞**

本計画に位置づけている措置（事業）は、教育委員会教育課の文化財担当又は学校教育・社会教育担当が実施主体（教育課が主管課）となるものに加え、他の部署（観光、産業振興等の担当）が主管課となるものも取り入れている。

また、文化財担当と他の部署が連携して取り組むことにより、より効果を発揮したり、効率的かつ円滑に進むと想定されたりする措置（事業）があるとともに、情報の共有化を含め庁内連携が求められることになる。

**【実施の時期・期間】**

本計画の計画期間は、令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)の 10 年間である。

この計画期間を前期（短期：３年間)、中期（３年間)、後期（４年間）に分け、各措置（事業）の実施時期を設定する。

○前期（３か年)：令和６年度(2024)～令和８年度(2026)

○中期（３か年)：令和９年度(2027)～令和 11 年度(2029)

○後期（４か年)：令和 12 年度(2030)～令和 15 年度(2033)

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充したり、優先度の高い実現可能な新たな事業に着手したりすることになる。

中期においては、前期の事業を継続・拡充するものに加え、前期では実施が難しい又は

時期的に中期に行うべき新たな事業の実施をめざすことになる。

後期においては、中期に準じた対応を行うとともに、次期計画での具体化を意図した検討・調整も行うことになる。

今後、各事業の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び住民・地域団体や学識経験者などの意見を把握しながら、より詳細な事業の内容や実施時期（実施年度）を検討し、本町の実施計画に位置づける。

**【財源】**

**＜国・県・町＞**

財源については、適宜、国・県と協議しつつ、教育委員会での財源案の作成及び庁内における調整のもとに確保に努める。

財源には、国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関：国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、県（県費補助金）及び町財源が柱となる。

**＜その他＞**

公益財団法人邑智郡広域振興財団の助成金も、地域団体等による取組には効果的と考えられる。

加えて、ふるさと納税、クラウドファンティング、その他の寄付よる財源確保も考えられる。

この他、住民・地域団体の活動に関しては、民間の助成団体による助成金等もあり、必要に応じて、情報提供を行う。なお、民間の助成金等を得るためには、企画書等が求められるのが一般的である。

**＜留意点：最少の経費で最大の効果＞**

厳しい財政状況のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の調整などが生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念、及びＰＤＣＡサイクルに即して、必要に応じて事業の見直しを行いつつ、実施を目指すこととする。

## 第１節「文化財の把握・調査の充実」に関する措置

本節では、第４章第３節「１　文化財の把握・調査の充実」（方針）のもとに、措置（事業）を設定する。

なお、本節で示している措置は，法第 183 条の３第２項第３号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」に関する措置にあたる。

表 5-1　「文化財の把握・調査の充実」に関する措置一覧

| 措置の基軸 | 措置（事業） | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| （１）住民参加による文化財把握調査の持続的な展開 | 1-1-1　住民調査員による文化財把握調査の実施（2-2-1、5-1-1 と連動）<br>地域に所在する未指定文化財を把握するため、地域住民を中心とした調査員の確保・養成（2-2-1）及び仕組みづくり（5-1-1）と併せて、実際の把握調査を持続的に進める。<br>また、未指定文化財については、所有者等からの情報提供を促進する（下記の 1-1-2 と連動）。<br>把握した文化財の中から、専門的な文化財の調査が必要と考えられるものを検討する。 | 新規 | ◎ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| | 1-1-2　文化財に関する情報受付・相談窓口の充実<br>住民による文化財情報（発見、毀損・滅失、管理等）を受け付けたり、保存・活用の相談に対応したりする窓口の拡充を図る。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| （２）専門的な文化財調査の計画的な実施 | 1-2-1　古文書等の調査の持続的実施<br>古文書を読む会と連携し、町内の古文書の発見・保管等とともに、計画的に解読を一進める。 | 継続 | ○ | ◎ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | 1-2-2　文化財の類型別調査の計画的な実施<br>古文書以外についても、学識経験者等の協力・参加を得ながら、農家住宅（養蚕等）の調査や記録保存などに取り組む。<br>その他、文化財把握調査の結果を踏まえつつ、優先順位のもとに専門的な文化財調査に取り組む。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| （３）調査成果の整理と公開 | 1-3-1　文化財調査のデータベース化（把握調査、専門的調査等の成果）<br>把握調査や専門的調査等の成果については、適宜、精査を行いつつ、データベース化を図る。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 1-3-2　調査成果に関する説明会・見学会等の開催<br>専門的調査などを行った場合には、原則、その成果等の説明会・見学会又は勉強会等を開催する。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 1-3-3　調査成果の公開<br>把握調査や専門的調査の成果については、文化財及び個人情報の保護に留意しつつ、様々な方法・媒体を利用し、適切な公開に努める。 | 継続 | | | ◎ | 町 | | | |

※事業の主体等の町の欄で「◎」のみは教育委員会教育課、それ以外の部署は主管課を記載

## 第２節「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置

本節では、第４章第３節「２　分野別の文化財の保存・活用の充実」（方針）のもとに、措置（事業）を設定する。

なお、本節で示している措置は，法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」（防災・防犯及びまちづくり等を除く）に関する措置にあたる。

表 5-2　「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置一覧　(1/3)

| 措置の基軸 | 措置（事業） | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| （１）文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実 | 2-1-1　文化財保護に関する啓発<br>文化財保護に関する情報提供・啓発を、住民に加え来訪者等も対象として、様々な機会を通じて行う。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 2-1-2　文化財を活かしたふるさと教育の推進（学校教育）<br>ふるさと教育（学校教育）において、文化財を体験・学習する機会の確保・充実に努める。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | 2-1-3　学校給食における郷土の食材・料理（食文化）の提供<br>学校給食において、川・山に培われた郷土の食材・料理（食文化）の提供に努める。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 2-1-4　美郷大学の開催<br>中・長期的な学びの計画（プログラム）のもとに、学識経験者等の協力を得ながら、美郷大学の継承・充実を図る。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 2-1-5　文化財めぐりや体験機会等の確保・充実<br>文化財部門と他の部署、関係団体等と適宜、連携しながら、文化財めぐりや体験機会等の確保・充実に努める。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 2-1-6　みさとみちくさ日和<br>数名の案内人による地域資源を活用した小規模イベントを実施する。実施時期は春（４月～６月）、秋（９月～１１月）。主催は美郷町観光協会であり、銀山街道を護る会等と協力して実施する。 | 継続 | ○ | ◎<br>観光協会 | ○ | 町 | | | |
| （２）文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成 | 2-2-1　住民調査員の確保・養成（1-1-1、5-1-1 と連動）<br>文化財の把握調査を担う住民調査員の確保・養成に取り組む。また、住民調査員に文化財の点検等の主たる担い手にもなってもらう方向で調整する。 | 新規 | ○ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| | 2-2-2　神楽等の保存団体の支援<br>民俗芸能の継承、活動の活発化を目指し、神楽等の保存団体を支援する。 | 継続 | ○ | ◎ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | 2-2-3　文化財の保存・活用に取り組む団体の支援<br>神楽等の保持団体だけでなく、文化財の保存管理（周辺環境の清掃美化を含む）及び活用に取り組む団体の支援に努める。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |

表 5-2　「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置一覧　(2/3)

| 措置の基軸 | 措置(事業) | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| (3)文化財の指定等への対応 | **2-3-1　文化財の指定及び保存・活用への対応**<br>文化財の専門的調査の結果などを踏まえ、文化財の指定に取り組む。<br>また、指定を契機に、文化財の所有者や地域における保存・活用の取組を促進する。 | 継続 | ◎ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **2-3-2　文化財登録制度の活用**<br>中原家住宅の登録有形文化財の登録の経験を踏まえ、文化財登録制度の更なる活用に努める。<br>前記の指定同様、登録を契機とした文化財の保存・活用の取組を促進する。 | 継続 | ◎ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| (4)文化財の保存管理及び保存のための整備 | **2-4-1　指定文化財の復旧等への対応**<br>指定文化財(登録有形文化財を含む)が毀損した場合、的確・迅速に対応できるよう、復旧等の方法・手続きを整理し、体制(態勢)を確保しておく。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | 態勢確保 | | |
| | **2-4-2　所有者・地域団体等による文化財の保存管理の促進**<br>指定文化財(登録を含む)の所有者や保持団体等の文化財の保存管理を支援する。<br>未指定文化財の保存管理について、啓発・情報提供等を行いつつ、所有者・地域団体等による取組を促進する。 | 拡充 | ◎ | ◎ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **2-4-3　文化財の収蔵・保管場所の確保・整備**<br>公共施設の再編においては、既存施設(集会所を含む)の活用を含め、文化財の収蔵・保管場所の確保・拡充に取り組む。 | 拡充 | ○<br>供託等 | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **2-4-4　地域資料整理室(仮称)の確保・整備**<br>収蔵・保管場所の一部については、古文書を読む会等と連携し、収蔵・保管資料の整理や調査研究等の場となる地域資料整理室(仮称)としての活用を検討する。<br>子どもたちを含め、住民等が気軽に立ち寄ったり、情報を持ち寄ったり、学んだり、発見したりできる環境の確保に努める。<br>可能な場合は、資料等の公開・展示も検討する。<br>※公開・展示については「2-6-1　公民館等における文化財のガイダンス機能の充実」を参照 | 新規 | ○ | ◎ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **2-4-5　収蔵・保管文化財の台帳作成(データベース化)**<br>収蔵・保管している文化財の保存管理や活用を効果的かつ円滑に行うため、台帳の作成(データベース化)に取り組む。 | 新規 | | ○ | ◎ | 町 | | | |

表 5-2　「分野別の文化財の保存・活用の充実」に関する措置一覧　(3/3)

| 措置の基軸 | 措置(事業) | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| (5)文化財の活用のための整備 | **2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更新**<br>これまで設置してきた案内板・説明板等(案内表示板)の点検を行い、老朽化しているもの、表示内容の変更が必要なものなどの更新を計画的に行う。新たな説明板等の設置が必要となった場合には、的確に対応する。<br>案内表示板の設置・更新においては、デザインや表示方法等の共通化・魅力化、多言語化に努める。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | ■ | ■ |
| | **2-5-2 便益施設等の情報提供と充実**<br>**石見銀山街道(未指定区間を含む)においては**、案内表示板に加え、トイレや休憩の場など便益施設等の維持管理、更新等に適切に対応する。<br>また、全町的な観点から、トイレ等の位置に関して情報提供(発信)を行う。 | 継続 | ○ | ○<br>観光協会 | ◎<br>産業振興課 | 国・県・町 | | ■ | ■ |
| | **2-5-3 文化財を活かした魅力づくり(整備を含む)**<br>住民・地域団体等と連携し、文化財周辺の環境美化・魅力づくりに取り組む。(例:巨樹等の周囲) | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町・他 | ■ | ■ | |
| | **2-5-4 先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実**<br>情報通信技術などの先端技術を活かした文化財の活用(保存にも関係)に取り組む。(例:ＡＲ・ＶＲ、ドローンによる点検など)<br>※文化財のデータベース(1-3-1、2-4-5)の活用も考慮 | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | ■ | ■ |
| (6)文化財に関する情報発信・ガイダンス機能の充実 | **2-6-1 公民館等における文化財のガイダンス機能の充実**<br>石見銀山街道や江の川などに関係するガイダンス機能(案内・解説、展示等)については、関係する公民館・隣保館等において確保・充実に努める。併せて、文化財の収蔵・保管場所の確保について検討する。<br>また、庁舎やみさと館のロビーなどにおいて、文化財等に関する情報提供や展示の場・機会を確保する。<br>その他の公民館等におけるガイダンス機能の確保・充実は、上記の取組を検証しつつ成果や課題を整理し、原則、次期計画において具体化を目指すこととする。 | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 町 | ■ | ■ | 検証↓次期計画への反映 |
| | **2-6-2『美郷の文化財』の更新・充実**<br>文化財の把握調査や専門的調査の成果の反映を図り、『美郷の文化財』の更新・充実に取り組む。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | ■ |
| | **2-6-3 観光音声ガイド等の設置**<br>関係団体(観光協会、銀山街道を護る会等)と連携し、文化財を含めた観光音声ガイド等の設置を検討する。 | 新規 | ○ | ◎<br>観光協会 | ◎<br>産業振興課 | 町<br>他 | | | ■ |
| | **再掲:先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実(2-5-3)** | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | ■ | ■ |

## 第３節「文化財の防災・防犯の強化」に関する措置

本節では、第４章第３節「３　文化財の防災・防犯の強化」（方針）のもとに、措置（事業）を設定する。

なお、本節で示している措置は，法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」（防災・防犯関係）にあたる。

表 5-3　「文化財の防災・防犯の強化」に関する措置一覧　(1/2)

| 措置の基軸 | 措置（事業） | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| （１）文化財の防災対策の強化 | **3-1-1　防災対策ガイドライン（文化庁）を踏まえた文化財（建造物）や資料館等の防災対策の推進**<br>防災担当課（総務課）や消防と連携し、防災対策ガイドライン（文化庁）を参考に、有形文化財（建造物）や資料館等の防災対策に取り組む。 | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | **3-1-2　文化財の防災・防犯に関する指針等の作成と普及・啓発**<br>防災対策マニュアル（国）、」文化財防災・防犯マニュアル（県）を参考に、文化財に関する災害や盗難等の被害事例、対策の方法などまとめた指針等を作成し、文化財の所有者をはじめ住民等を対象に情報提供・啓発に取り組む。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **3-1-3　文化財防火デーにおける防災訓練の実施**<br>有形文化財を対象に文化財防火デーにおける防災訓練の実施に努める。 | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | **3-1-4　文化財の危機管理の仕組みづくり（連絡先・連絡網、文化財レスキュー等）**<br>災害等が発生したときに文化財を守る連絡網の整備や避難等の対応を検討する。<br>学識経験者等と連携し、被害に遭った文化財（例：水害や虫害に遭った古文書など）の再生等や被害調査の体制（態勢）を確保し、いざというときに的確に対応する。また、状況に応じて文化財防災センターと連携し、必要な支援を受ける。<br>こうした取組をより効果的に進めるため、地域に所在する未指定を含めた文化財を把握し、危機管理の観点も取り入れた文化財台帳の作成を図るとともに、データベース化（デジタル化）に努める。…再掲<br>※「1-1-1～1-2-2」の調査及び「1-3-1　文化財調査のデータベース化（把握調査、専門的調査等の成果）」と連携した取組 | 新規 | ◎ | ○ | ◎ | 町 | | | |

表 5-3　「文化財の防災・防犯の強化」に関する措置一覧　(2/2)

| 措置の基軸 | 措置(事業) | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| (1)文化財の防災対策の強化 | 3-1-5　文化財(古文書等)の修復・保存と体験・学習機会の確保<br>学識経験者等と連携し、被害に遭った美術工芸品や有形の民俗文化財等(例:水害や虫害に遭った古文書等)の修復・保存を計画的に進める。<br>また、文化財の所有者や関係団体をはじめ住民が、文化財の修復の体験や技術・知識の習得ができる機会を確保する。 | 新規 | ○ | ○ | ◎<br>学識経験者等との連携 | 町 | | | |
| | 3-1-6　文化財や歴史を通じて災害や防災を学ぶ機会の確保<br>歴史に学び災害に強いまちを築いていくため、水害などの歴史やそれらの痕跡(文化財)を通じて防災を学ぶ機会を確保・充実させる。 | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 再掲:文化財調査のデータベース化(1-3-1) | 拡充 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| (2)文化財の防犯対策の強化 | 3-2-1　文化財等の防犯に関する学習機会の確保<br>防災と連動させながら、文化財の防犯に関する学習機会を確保・充実させる。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | 3-2-2　文化財の点検・パトロール<br>不審者情報等の把握に努めつつ、緊急時及び定期的な文化財の点検・パトロールを、所有者等及び住民・地域団体等と連携して行う。 | 拡充 | ◎ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| | 再掲:文化財の防災・防犯対策の強化と普及・啓発(3-1-2) | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 国・県・町 | | | |

## 第４節「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」に関する措置

本節では、第４章第３節「４　文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」（方針）のもとに、措置（事業）を設定する。

なお、本節で示している措置は，法第 183 条の３第２項第２号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」（まちづくり関係等）にあたる。

表 5-4　「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化」に関する措置一覧

| 措置の基軸 | 措置（事業） | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| （１）つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり | 4-1-1　日本遺産（神楽）等の広域的な取組の推進<br>日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」に関係する４市５町（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）の連携による事業を推進する。 | 拡充 | ○ | ◎ | ◎ | 国・県・町 | | | |
| | 4-1-2　先導的関連文化財群（石見銀山街道と江の川関連）の具体化<br>先導的関連文化財群として「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」（第６章を参照）を位置づけ、その具体化を目指す。 | 新規 | ○ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| | 4-1-3　文化財を活かした広域的な連携・交流<br>日本遺産や石見銀山街道及び江の川を通じ、関連自治体や地域との連携・交流に取り組む。 | 継続 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| （２）文化財の保存・活用とまちづくり | 4-2-1　文化財を活かした地区ごとの取組・まちづくりの促進（支援）<br>各地区の連合自治会を基本に文化財を活かしたまちづくりに関する情報（事例、方策等）の提供等を通じ、活動を促進する。 | 継続 | ○ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| | 4-2-2　先導的文化財保存活用区域（小原地区）の具体化<br>先導的文化財保存活用区域として「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」（第６章を参照）を位置づけ、その具体化を目指す。 | 新規 | ○ | ◎ | ◎ | 町 | | | |

## 第５節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置

本節では、第４章第３節「５　文化財の保存・活用の推進体制づくり」（方針）のもとに、措置（事業）を設定する。

なお、本節で示している措置は，法第 183 条の３第２項第５号関係「文化財の保存・活用の推進体制等」にあたる。

表 5-5　「文化財の保存・活用の推進体制づくり」に関する措置一覧

| 措置の基軸 | 措置（事業） | | 措置の主体等 | | | 財源 | 実施の時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所有者 | 地域 | 町 | | 前 | 中 | 後 |
| （１）住民の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり | **5-1-1　住民調査員による文化財把握調査の仕組み・体制づくり（1-1-1、2-2-1 と連動）**<br>住民調査員による文化財把握調査の実施（1-1-1）及び住民調査員の確保・養成（2-2-1）に取り組むため、その仕組み・体制づくり（制度設計）を行う。 | 新規 | ○ | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | **5-1-2　地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり～官民連携～**<br>文化財の保存・活用を地域ぐるみ（地域社会総がかり）で行うため、住民・地域団体等、町内の関係機関、美郷町（行政）を軸に連携・情報の共有化に取り組むとともに、協働で取り組むための体制の構築に努める。 | 新規 | ◎ | ◎ | ◎ | 町 | | | |
| （２）関係機関・学識経験者等との連携体制の充実 | **5-2-1　大学等研究機関との連携**<br>文化財の調査や保存・活用を進めるため、これまでの蓄積、及び新たな分野等も考慮しつつ、大学等研究機関との連携を図る。 | 継続 | | | ◎ | 町 | | | |
| | **5-2-2　学識経験者・専門家等との連携**<br>大学等関係機関と併せて、学識経験者・専門家等との連携を図り、文化財の調査や保存・活用を進める。 | 継続 | | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | **5-2-3　関係自治体との連携**<br>日本遺産や石見銀山街道、江の川を通じ、関係する自治体との連携を図る。 | 継続 | | ○ | ◎ | 町 | | | |
| | **5-2-4　国・県等関係機関との連携**<br>文化財行政を的確に推進するため、引き続き国・県等関係機関との連携を図る。 | 継続 | | | ◎ | － | | | |
| （３）文化財行政及び庁内連携の体制の充実 | **5-3-1　文化財行政の体制の充実**<br>本計画の作成及び具体化の事務局となる教育委員会の職員の資質の向上など体制（態勢）の充実を図る。<br>職員（全体）の地域の歴史や文化財に関する知識の向上などに努める。 | 継続 | | | ◎ | 町 | | | |
| | **5-3-2　庁内関係課等との連携体制の充実**<br>教育委員会（文化財・文化振興係）が事務局となり、庁内における文化財に関する情報の共有化や連携体制を充実させる。 | 継続 | | | ◎ | － | | | |

# 第６章　関連文化財群と文化財保存活用区域

## 第１節　美郷町における関連文化財群

### １　美郷町における関連文化財群の考え方

#### （１）関連文化財群の基本的な考え方

関連文化財群とは、「指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。」（「地域社会総がかりでつくる文化財保存活用地域計画」文化庁パンフレット）である。また、「まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。」（同）とある。

こうしたことを踏まえ、美郷町において関連文化財群を設定する基本的な考え方は、次のとおりである。

**■文化財の“個”と“群”の価値・魅力の顕在化**

・文化財の個々（“個”）の価値や魅力に加え、それらをテーマ・ストーリーでつなぎ、相乗効果を発揮させることによって“群”としての価値や魅力を顕在化させる。

**■“個”と“群”の価値・魅力の顕在化による住民・地域団体等の活動の展開**

・関連文化財群を通じて、文化財に対する住民の関心や知識の向上とともに、主体的な文化財の保存管理や利活用（下記）など様々な取組（活動）を促進（支援）する。

・まちづくりや地域活性化の資源として、住民・地域団体等による文化財の多面的な活用（観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩きなど）を進める。

**■“個”と“群”の価値・魅力の顕在化による文化財やそれが所在する地域への見学者・来訪者の誘引**

・上記のまちづくりや地域活性化の取組、及び関連文化財群を含めた文化財の情報を発信することで、見学者・来訪者の増加を目指し、それを地域の活性化につなげる。

このため、美郷町として、分かりやすい明確な関連文化財群のテーマ・ストーリーを設定するとともに、その構成要素や価値・魅力、その他の地域資源などに関わる情報の提供・発信、及び関係する様々な体験機会の確保などを通じ、具体化に向けて取り組むこととする。

## （２）関連文化財群の設定方針

関連文化財群を具体化するに際しては、住民・地域団体等の協力と参加が不可欠であり、共有できる分かりやすい明確なテーマ・ストーリーを設定するとともに、その価値や魅力、効果などに関わる情報の共有化、及び関係する様々な体験機会の確保などが必要となる。

以上の点及び前述の期待する効果を踏まえ、美郷町の関連文化財群の設定方針を次のように示す。

**１）構成要素は存在している文化財（実在性）**

○構成要素は存在が把握されている文化財とする。

○今後、復活の可能性が高い民俗芸能、存在が確認されている又は確実である埋蔵文化財なども取り上げることが可能である。

○ストーリー展開や実在する文化財の説明などにおいて、現在存在していないモノ・コトを取り上げることは、積極的に行う。

**２）見学ができる文化財（公開性）**

○構成要素は見学可能な文化財とし、敷地内には入られなくとも、外部から見ることができるもの、見学可能な時期・期間が限定されているものを含む。

○個人蔵などの美術工芸品、考古資料などは、原則、除外する。ただし、博物館・資料館、個人宅などで公開されているものは含む。

**３）関連文化財群のテーマ･ストーリー（物語性）**

○関連文化財群としてのテーマ･ストーリーが設定できるもの。

○構成要素は、テーマ等に沿うものとし、少なくとも５件以上とする。

**４）時代の分かる文化財（時代性）を含むこと**

○形づくられた時代が（ある程度）分かる文化財を含むこととする。

○時代が明確ではないが大切にしたいものも、構成要素に含めることが可能。

○関連文化財群の軸となる時代区分又は時代横断的な位置づけが可能なこと。

※来訪者等に関連文化財群の時代的な追体験を可能とするため。

**５）複数の地区にまたがる構成要素（地区横断性）**

○地区を越えて分布する構成要素を対象とする。

○原則、１つの地区内だけの場合は、文化財保存活用区域で検討。

**６）実現化可能性**

○本計画期間において、住民・地域団体等の参加を含め、限られた人員と予算において実現可能性が高いこと。

## （３）関連文化財群の検討と設定

美郷町において考えられる関連文化財群については、歴史文化の特性から表 6-1 のような 14 のテーマ等が想定（例示）できる。

これらを本計画期間において実現することは、特に文化財行政の体制として困難である。また、未指定文化財の把握は調査の途上にあり、これらは利活用の可能性を含めて確認・精査する必要がある。

このため、よく知られている活用可能な多数の文化財がネットワーク的に所在し、既往計画（史跡石見銀山街道保存活用計画）に関連文化財群が位置づけてあり、歴史文化の特性の３つの柱「川、山、交流」を含む、次のテーマを先導的な関連文化財群として設定する。

ここでの「先導的」とは、関連文化財群の第１号であることに加え、他の想定される関連文化財群の具体化を牽引する役割を含めて使用している（下記「その他想定できる関連文化財群」を参照）。

＜本計画において設定する関連文化財群＞

**銀山街道と江の川の交流･交易の遺産**

（先導的関連文化財群）

※タイトル表現として「石見銀山街道」を「銀山街道」とする。

**【その他想定できる関連文化財群】**

上記以外の想定できる関連文化財群は、先導的な関連文化財群の具体化（進捗）やその効果等の状況を勘案し、可能ならば幾つかについては本計画期間の後期、又は次期計画において内容等を検討し、具体化を目指す。

また、次期計画を含め長期的スパンの中で、表 6-1 で例示しているテーマ等を適宜、見直したり、新たなテーマ等を見いだしたりしつつ、関連文化財群の具体化と充実に取り組む。

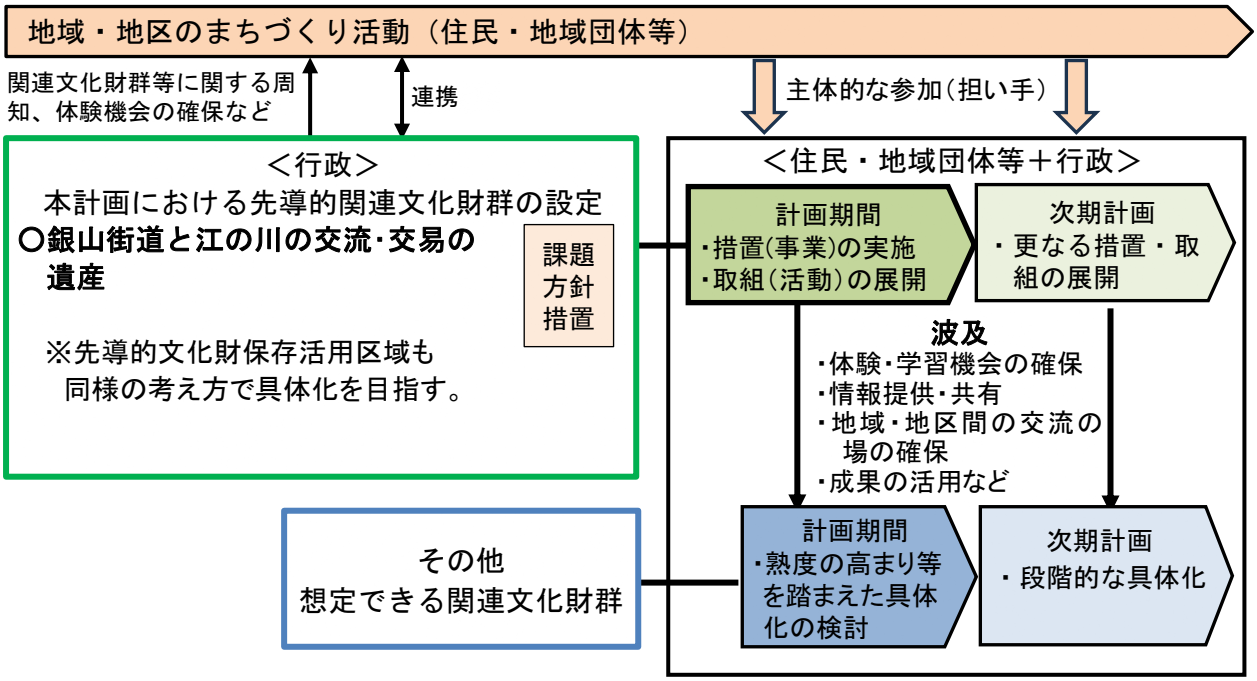



図 6-1　先導的関連文化財群の具体化とその波及

表 6-1　歴史文化の特性から導き出す関連文化財群の例示（テーマ、構成要素等）　(1/2)

| 歴史文化の特性 | | 想定できる関連文化財のテーマ等の概要（例示） | 主な構成要素（例示）<br>※[ ]は指定文化財 |
|---|---|---|---|
| 1<br>「交流」が培った美郷の歴史文化 | （１）<br>原始から続く先人の営みと交流の足跡 | **原始・古代の美郷のすがた**<br>遺跡（現地）やその景観、遺物を通じて、原始から連綿と続く人々（先人）の営み、交流の足跡に思いを馳せることができる。 | ・沖丈遺跡[町]<br>・その他縄文･弥生の遺跡<br>・都橋古墳など |
| | （２）<br>石見銀山街道と交流･交易の遺産 | **銀山街道と江の川の交流･交易の遺産**<br>陸路（石見銀山街道）と江の川の舟運、それらの結節の交流・交易の歴史文化を、現地や資料等から、景観等と併せて、楽しみながら学ぶことができる。<br>また、江の川を通じた広域的な連携による体験・学習も期待できる。 | ・石見銀山街道[国]<br>・井戸平左衛門の碑<br>・小原宿（町並み）など |
| | （３）<br>江の川の舟運と水の文化 | | ・浜原の町並み<br>・二上家住宅<br>・堤防など |
| | （４）<br>古民家や寺社、鰻絵が物語る建築文化 | **古民家や寺社、鰻絵が物語る建築文化**<br>街道沿いやかつての宿場町、舟運の中継地などには、伝統的建造物や鰻絵が残され、それらを通じて半世紀～１世紀以上前のこの地の繁栄や営み、職人の技術・技能をうかがい知ることができる。 | ・二上家、中原家住宅<br>・鰻絵<br>・浄土寺四脚門<br>・小原の町並みなど |
| | （５）<br>三江線がつないだ交流の遺産 | **※「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」に旧三江線を位置づける。**<br>**三江線がつないだ交流の遺産**<br>廃線となった三江線の遺産を通じ、近現代のこの地や鉄道の歴史、三次市と江津市、中山間をつないだ人々の暮らしをうかがい知ることができる。 | ・旧三江線の線路・高架・鉄橋<br>・旧駅舎近くの桜並木<br>・旧駅舎など |
| 2<br>「川」と共生してきた美郷の歴史文化 | （１）<br>山間のいで湯の郷の文化と癒やし | **山間のいで湯の郷の文化と癒やし**<br>小さいながらも特徴的な各所の温泉をめぐり、温泉そのものや周辺の環境による癒やし、そして地域の文化的な風情を体感することができる。 | ・湯抱温泉<br>・千原温泉<br>・潮温泉<br>・魚切温泉（休止）など |
| | （２）<br>水害に立ち向かってきた先人の足跡と知恵 | **※「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」に水害の歴史を位置づける。**<br>**自然の脅威に立ち向かってきた先人の足跡と知恵**<br>恵みをもたらしてきた江の川は洪水の川でもあり、災害史等の記録とともに、江の川沿いの寺社や堤防等の治水施設、水位標などを通じ、自然の脅威に立ち向かってきた先人の足跡と知恵を学ぶことができる。 | ・堤防<br>・浜原ダム<br>・水害の記録（図書館等）<br>・水位標識など |
| 3<br>「山」を活かし暮らしを支えてきた美郷の歴史文化 | （３）<br>蚕が紡ぐ生業の文化 | **先人の知恵が育んだ生業（養蚕、薬草）の遺産と現代に引き継がれた文化**<br>江の川や山間の環境がもたらす風土が培った生業（養蚕、薬草）を通じ、この地の暮らしを学ぶとともに、そうした文化を継承した薬草やお茶をはじめとした特産品を手に取ることができる。 | ・旧養蚕小屋<br>・桑畑跡<br>・養蚕の道具など |
| | （４）<br>多種多様な山野草と薬草の文化 | | ・採薬稼札<br>・薬草（栽培）<br>・山野草（薬草）など |

表 6-1　歴史文化の特性から導き出す関連文化財群の例示（テーマ、構成要素等）　(2/2)

| 歴史文化の特性 | | 想定できる関連文化財のテーマ等の概要（例示） | 主な構成要素（例示）<br>※[ ]は指定文化財 |
|---|---|---|---|
| 4<br>「川」と「山」に息づく美郷の歴史文化 | （1）<br>石東地域の鉱山開発の先鞭「銅ヶ丸鉱山」の遺産 | **※「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」に江の川の産業（鉄と鉱山）の歴史を位置づける。**<br>銅ヶ丸鉱山跡や各地に残された鉧跡などを通じ、鉱山やたたら製鉄の隆盛と衰退、広域的なつながりとこの地の位置づけをうかがい知ることができる。 | ・銅ヶ丸鉱山跡<br>・製錬所跡<br>・銅ヶ丸城跡など |
| | （2）<br>たたらと鉄の文化 | | ・鉧跡（各所）<br>・炭窯跡<br>・舟運の記録など |
| | （3）<br>山城跡と中世の記憶 | **街道と舟運の要衝に築かれた山城群の遺産**<br>江の川の舟運や街道の押さえ、尼子氏と毛利氏による戦国時代の攻防などの歴史を、山城や地名、伝承によりうかがい知ることができる。 | ・小松地城跡<br>・龍眼寺城跡<br>・尼子陣所跡など |
| | （4）<br>江の川の文化的景観 | **※「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」に江の川の文化的景観を位置づける。**<br>**自然と暮らし･生業が織りなす江の川の文化的景観**<br>江の川を軸に農地、集落、発電、農業、川漁、電力、鉄道の遺産、そして深い谷と緑、朝霧が共鳴する特有の文化的景観を、四季折々の表情とともに体感できる。 | ・江の川<br>・農地（棚田等）<br>・街･集落<br>・橋･鉄橋など |
| | （5）<br>川と山の食文化 | **※「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」に江の川の食文化を位置づける。**<br>**川と山が育んだ多彩な食文化**<br>江の川と山間の農地や山々の恵み、そして人々の生活の知恵により、川と山の多彩な食文化を体感し、食を楽しみ、学ぶことができる。 | ・行事食<br>・簗漁<br>・アユ、アユ料理<br>・山くじらなど |
| | （6）<br>地域に息づく民俗芸能 | **山間の四季を彩る伝統行事**<br>石見地方に広がる神楽、農耕文化を形づくる花田植や秋祭りなど、風物詩ともいえる伝統芸能を体感できる。 | ・神楽[町]<br>・花田植<br>・シャギリなど |
| | （7）<br>継承されてきた信仰と固有の空間・風景 | **継承されてきた信仰と固有の空間・風景**<br>寺社をめぐることで、継承されてきた信仰に思いを馳せるとともに、江の川や山間と一体化した、それぞれに特性を有する固有の空間と風景を体感できる。 | ・寺院と境内<br>・神社と境内・社叢<br>・伝統行事など |
| | （8）<br>樹木が彩る山間や川辺の風景と暮らし | **川と山・里に息づく動植物と風景･名勝地**<br>山と川に多種多様な生きものが生息・生育する中で、滝・渓谷や希少な草木・花・巨樹等の自然の造形を見たり、声を聞いたり、一部は触れたりすることができ、さらにアユやウナギ、イノシシなどは食文化として楽しむことができる。 | ・妙用寺桜[県]<br>・オロチカツラ[県]<br>・花の谷の桜[県<br>・桜並木など |
| | （9）<br>川と山が育む希少な生きものと名勝地 | | ・オオサンショウウオ[国]<br>・アユ、モクズガニ<br>・イノシシ<br>・滝・渓谷など |

## ２　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」の展開

**【ストーリー】**

美郷町には、石見銀山街道が東西方向に通り、それと一部で接する形で中国一の大河・江の川が南の中国山地（広島県）側から北流し、町域の北部中央付近で大きく西に流れを変え、日本海に向かっている。

石見銀山街道は全ルートが把握され、一部は史跡となり、沿道には宿場町の名残や石見銀山街道とともに生きてきた人々の営みを伝える寺社や古民家、往来を見続け、環境を形づくってきた巨樹・巨木や特徴的な並木などある。これらのうち、本町の役場のある粕渕（小原）、その南の浜原は、江の川と接する位置にあり、江の川の舟運と街道の交流・交易により発展したまちである。

江の川については、周辺の集落、農地、山並み、橋梁、ダムなどと相まって、多様な文化的景観が形づくられ、舟運と関係する番所跡、その地域で培われた民俗芸能（神楽）なども伝えられている。また、全国的にも希有な存在となってきた簗場や簗漁、そしてアユをはじめとした川魚料理から、江の川の恵みを体感できる。一方で、災害（洪水）とともに歩んできた歴史があり、河川近くに位置する数多くの寺社は避難地でもあり、堤防などを含め、自然と向き合ってきた先人の苦労と知恵をうかがい知ることとなる。

さらに、江の川沿いには、明治時代に西の足尾銅山（栃木県）といわれるほど繁栄した銅ヶ丸鉱山の跡、流域には多数の製鉄遺跡が所在し、江の川の舟運との関係を類推することができる。加えて、江の川沿いを中心に、一部区間は山間に迂回して建設された旧三江線の線路跡、旧鉄橋、旧駅舎、駅跡が残され、鉄道の歴史と在りし日の生活を彷彿させる。

このように本町は、街道と江の川、舟運に関わる歴史文化を、周囲の自然環境・景観と一体となって体感することができるまちである。

**【課題】**

美郷町には、街道や江の川に関係する文化財が多数存在するが、それらの中には、見過ごされたり、あまり活用されなかったりしているものもあり、個々の文化財等をつないだ活用は一部に限られている。

さらに、石見銀山街道や江の川の舟運と関係する山城跡、たたら跡などは、現時点ではそれらの場所に到達するのが難しくなっている。そのため、本関連文化財群を構成する要素には位置づけていない。

**【方針】**

石見銀山街道と江の川に関わる個々の文化財の保存・活用と併せて、これらをつないだ活用に、関係団体（観光協会）や住民・地域団体等と一体となって取り組む。

**【措置】**

本関連文化財群を対象とした「つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり」に関しては、次の２つの措置（4-1-2、4-1-3）があり、関連文化財群「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」としての具体化を図る。

また、これら２つの措置とその他の関係する４つの措置（2-1-4、2-5-1、2-5-2、2-5-3）を連動させながら、具体化に取り組む。

○4-1-2　先導的関連文化財群（石見銀山街道と江の川関連）の具体化
○4-1-3　文化財を活かした広域的な連携・交流
○2-1-4　文化財めぐりや体験機会等の確保・充実
○2-5-1　案内板・説明板等の計画的な整備・更新
○2-5-2　文化財を活かした魅力づくり
○2-5-3　先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実

**表 6-2　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」の措置**

| 区分 | 措置 | | 取組時期（令和 6～15 年度：2024～2033） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前期（R6～R8） | 中期（R9～R11） | 後期（R12～R15） |
| 本関連文化財群に関する措置…「つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり」に関する措置 | 新規 | 4-1-2 先導的関連文化財群（石見銀山街道と江の川関連）の具体化<br>※事業の主体等及び財源は、第5章の該当する措置を参照（下記も同様） | ・複数のルート設定<br>・未指定文化財の再発見・洗い出しと活用の検討 | 同左<br>・関連文化財群に関する情報発信<br>・関連文化財群めぐりの開催<br>・関係する案内板・説明板等の整備・更新 | 同左<br>・他の関連文化財群の具体化に向けた検討 |
| | 継続 | 4-1-3 文化財を活かした広域的な連携・交流 | ・大田市から尾道市に至る石見銀山街道関係市町との交流・連携 | 同左 | 同左 |
| 関係する措置に関しては、先導的関連文化財群を考慮した内容を検討・具体化 ↑ | | | | | |
| 関係する措置 | 拡充 | 2-1-5 文化財めぐりや体験機会等の確保・充実 | | | |
| | 継続 | 2-5-1 案内板・説明板等の計画的な整備・更新 | | | |
| | 継続 | 2-5-2 便益施設等の情報提供と充実 | 情報提供（発信） | 情報提供（発信）<br>設備等の更新・充実の検討 | 同左 |
| | 継続 | 2-5-3 文化財を活かした魅力づくり | | | |
| | 新規 | 2-5-4 先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実 | | | |

※取組の主体等については第５章の表の関係する措置（事業）を参照

**表 6-3　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の構成要素**　（1/2）

| 区分 | | | 構成要素 |
|---|---|---|---|
| 文化財 | 指定等文化財 | 国 | ・石見銀山街道：やなしお道、森原古道…史跡<br>・中原家住宅（登録有形文化財） |
| | | 県 | ・妙用寺のサクラ…天然記念物（以下同様）　・学舎のイロハモミジ<br>・酒谷のオロチカツラ　・花の谷の桜（エドヒガンザクラ） |
| | | 町 | ＜有形文化財＞<br>・尾原家の欄間と明かり障子　・鰐口<br>・絹本著色霊峰富士乃図、絹本著色晩秋乃群鹿図<br>＜無形民俗文化財＞<br>・大和神楽「鍾馗の舞」　・都賀西神楽「山伏」　・都神楽「天の岩戸」<br>＜史跡＞<br>・沖丈遺跡<br>＜天然記念物＞<br>・別府八幡宮の大スギ　・シダレザクラ（前川桜） |

表 6-3　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」の構成要素　　(2/2)

| 区　分 | | | 構成要素 |
|---|---|---|---|
| 文化財 | 未指定文化財 | 有形文化財 | ＜建造物＞<br>**建築物**<br>・林家住宅　・林（前林）家住宅　・浄土寺四脚門<br>・旅館亀遊亭（幕末の本陣）　・二上家住宅　・山神社<br>・ふるさとおおち伝承館　・酒谷光八幡宮　・酒谷稲荷神社<br>・旧三江線の駅舎：旧粕淵駅、旧浜原駅　・松尾山八幡宮<br>・養蚕農家住宅（山間）　・養蚕農家住宅（江の川沿い）<br>・養蚕農家納屋（江の川沿い）<br>**石造物**<br>・天津神社鳥居　・桂根八幡宮の鳥居<br>・「南無阿弥陀仏」石塔　・妙法連華経千部塔<br>**ダム・発電所**<br>・浜原ダム　・赤塚発電所　・潮発電所<br>**橋梁（旧三江線）**<br>・旧第一江川鉄橋　・旧第二江川鉄橋<br>＜美術工芸品＞<br>**工芸品：鏝絵**<br>・牡丹に唐獅子　・鳳凰　・鍾馗　・大根とネズミ・龍（中原家住宅）<br>**工芸品：狛犬、石像、灯籠**<br>・乙原八幡宮の狛犬　・円光寺十六羅漢　・粕渕稲荷神社石灯籠一対<br>**歴史資料**<br>・円光寺石碑三基　・井戸明府碑（２か所） |
| | | 民俗文化財 | ＜有形の民俗資料館＞<br>・馬頭観音（２か所）　・簗場<br>＜無形の民俗文化財＞<br>・簗漁　・アユ料理、その他の川魚料理 |
| | | 記念物 | ＜遺跡＞<br>・石見銀山街道（未指定：半駄ヶ峡、鈩谷古道、市古道など）<br>・小原本陣跡<br>・原田屋本陣跡（石見銀山街道九日市宿：九日市本陣）<br>・都賀行口番所跡　・都賀番所跡　・旧三江線の線路跡・駅跡<br>＜名勝地＞<br>・江の川に架かる橋（旧三江線の鉄橋は上記の有形文化財）と周辺の景観…「江の川とその周辺の文化的景観」(下記）の一部を構成<br>＜植物＞<br>・簗瀬王子神社の大銀杏　・浄土寺の桜　・邑智小学校の桜<br>・妙用寺の紅葉　・沢谷熊見地区のひまわり　・西蓮寺の枝垂れ桜<br>・花の谷のシャクナゲ　・酒谷もみじ街道　・桜並木（潮温泉付近）<br>・桜並木（グリーンロード大和付近）　・都賀西の銀杏 |
| | | 文化的景観 | ・江の川とその周辺の文化的景観 |
| | | その他 | ・舟運や川に関する地名：港、粕渕、浜原、都賀、乙原、簗瀬、潮 |
| 文化財の保存・活用に関係する公共施設 | | | ・別府公民館　・吾郷公民公民館　・粕渕公民館<br>・みさと館（美郷町立図書館「みさと本の森」、町民ホール、研修室等）<br>・美郷町カヌー博物館　・浜原隣保館　・沢谷公民館<br>・ふるさとおおち伝承館　・都賀行公民館潮分館　・都賀行公民館<br>・都賀公民館　・グリーンロード大和　・美郷町防災公園 |

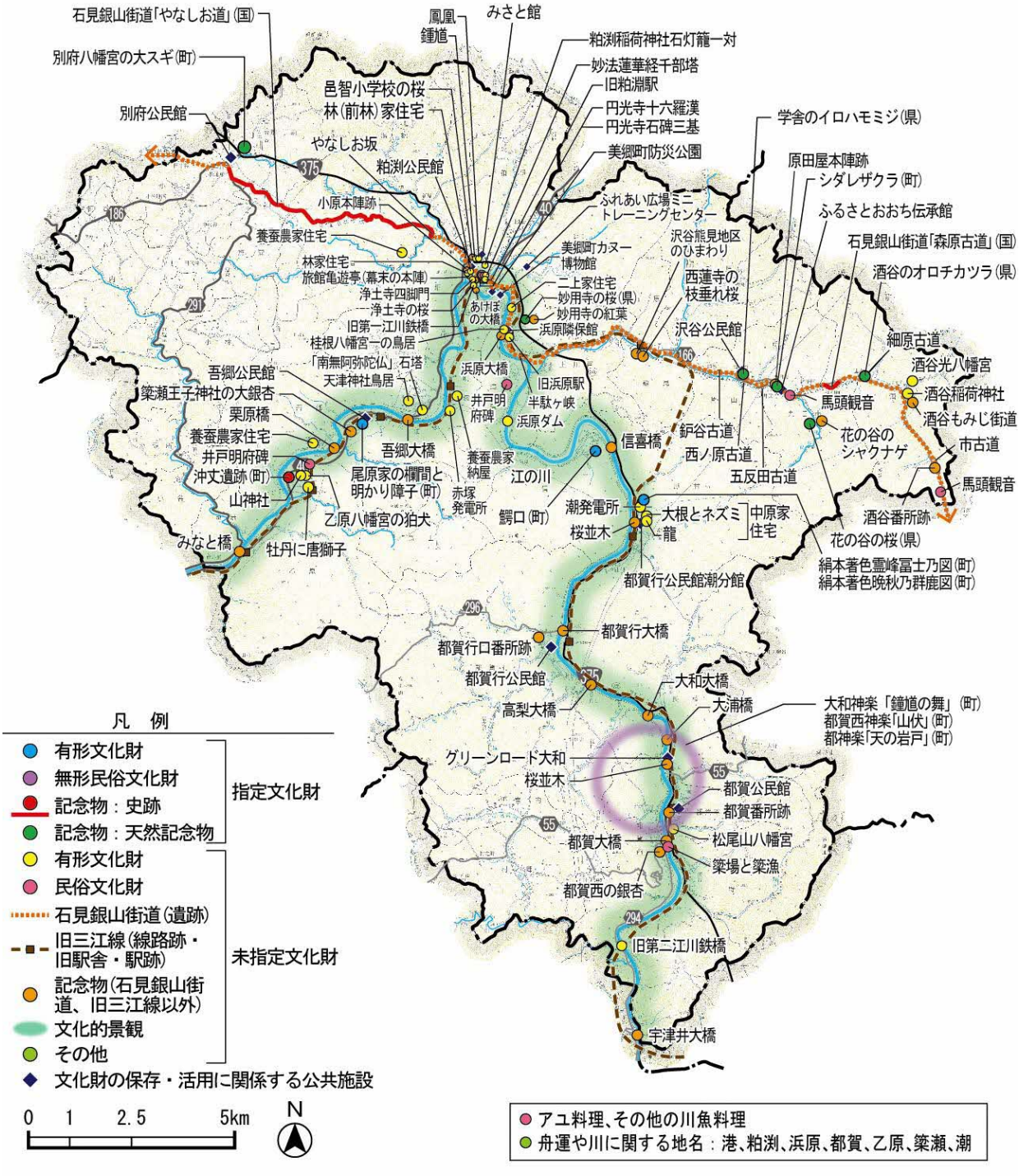



図 6-2　関連文化財群「銀山街道と江の川の交流･交易の遺産」の構成要素

## 第２節　美郷町における文化財保存活用区域

### １　美郷町における文化財保存活用区域の考え方

#### （１）文化財保存活用区域に期待する効果

文化財保存活用区域とは､｢文化財が特定の範囲に集積している場合に､当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの」(『文化財保存活用地域計画パンフレット』) である。

同区域は、市街地や集落地、田園など周辺環境と一体となって構成されるものであることから、文化財を保護するために規制する区域ではなく、文化的な空間の創出、更には住民・地域団体等の主体的な参加や活動が重要となる。

したがって美郷町においては、文化財保存活用区域を設定した地域において、住民・地域団体等を中心に、文化財を活かしたまちづくり（地域の活性化）の促進を目指すものとする。

本町において文化財保存活用区域に期待される効果は、次のようになる。

**■未指定文化財を含めた面的な文化財の保存･活用**

・文化財の集積している区域であることから、テーマ等を設定し、未指定文化財を含めて地区（面）として文化財の保存･活用が可能となる。

**■地域のまちづくり・活性化**

・公民館等での取組を基本として、地域住民の協力と参加により文化財の活用と地域の魅力づくりが進むことが期待される。

**■地域・地区間の連携**

・歴史文化を活かしたまちづくりが進む中で、地域・地区間の共通の課題やテーマ等が見いだされ、相互の協力・連携やまちづくりの展開につながることが期待される。

#### （２）文化財保存活用区域の設定方針

美郷町では、文化財の存在や分布状況などを踏まえ、文化財をその周辺環境も含め一体的に保存・活用するため、次のような６つの方針（設定方針）のもとに、今後、本計画に基づき段階的に文化財保存活用区域※1の設定と具体化を目指す。

**１）文化財が相対的に集積している区域**

○指定・未指定の文化財が相対的に数多くあり（集積し)、周辺環境と合わせて面的な文化財の保存・活用ができる、又はその可能性の高い区域とする。

○文化財の集積を確認するためには、今後とも文化財の把握調査を推進していく必要がある。

**２）文化財を活かしたまちづくり（地域の活性化）への地域住民の賛同や体制づくりの実現性**

○文化財保存活用区域の具体化においては、住民･地域団体等の主体的な取組が不可欠であり、地域における文化財を活かしたまちづくり（文化財保存活用区域）への理解と賛同のもとに、担い手の確保や体制づくりが求められる。

**３）文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる区域**

○文化財の保存・活用のテーマ等を見いだすことができる区域とする。

○テーマに関係する文化財だけでなく、それ以外の区域内の文化財を含め、可能な限り面的に文化財の保存・活用を目指すものである。

**４）街・集落を含んでいる区域**

○住民・地域団体等による日常的･定期的な文化財の維持管理や活用の容易性を考慮し、街・集落を含んでいる区域とする。

○街・集落から離れている山中や水辺だけの区域は、文化財やその周辺環境の維持管理等がむずかしいため設定しない。

**５）関連文化財群を構成する文化財を含む区域**

○関連文化財群を構成する文化財を含むことにより、関連文化財群と文化財保存活用区域の連携が図られ、関連文化財群としての魅力を文化財保存活用区域に取り入れること、及びその逆の効果も期待できる。

○文化財を活かしたまちづくり（地域の活性化）の可能性が高まる。

**６）実現化可能性**

○本計画期間において、住民・地域団体等の参加を含め限られた人員と予算において実現可能性が高いこと。

## （３）文化財保存活用区域の検討と具体化

美郷町の地域・地区は、邑智地域で６地区（君谷、別府、吾郷、粕渕、浜原、沢谷）、大和地域で７地区（都賀西、上野、都賀本郷、長藤、潮･曲利、都賀行、比之宮）ある。

これらは､コミュニティ及びまちづくりの基礎的な単位であり､この単位を基本として、住民･地域団体等の主体的な参加のもとに、歴史文化を活かした取組（まちづくり）か期待される。

このため、前述の設定方針を踏まえ、現時点で想定できる文化財保存活用区域を取り上げると表 6-2 及び図 6-2 のようになる（地区の一体化又は分割を含む：次の「その他想定できる文化財保存活用区域」を参照)。

これらの地区のうち、設定方針と併せて、次の点から粕渕（小原）地区を、本計画期間において具体化を目指す先導的な文化財保存活用区域として設定する。

○現時点で把握している文化財においても、一定の集積がある。

○住民・地域団体等の参加による歴史文化を活かした活動が行われている。

○関連文化財群「銀山街道と江の川の舟運がつながる交流･交易の遺産」と重なる地区である。

→関連文化財群と文化財保存活用区域の取組を一体的・連動的かつ効率的に進めることができる。

**＜本計画において設定する文化財保存活用区域…粕渕（小原）地区＞**

**小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域**

**（先導的文化財保存活用区域）**

ここでの「先導的」とは、文化財保存活用区域の第１号であることに加え、他の想定さ

れる文化財保存活用区域の具体化を牽引する役割を含めて使用している（下記「その他想定できる文化財保存活用区域」を参照)。

**【その他想定できる文化財保存活用区域】**

本町の地区は入り組んでおり、また、地区が広く街・集落が複数ある地区もあることから、地区をまたいだ区域、複数の文化財保存活用区域の一体化、１つの地区で複数（分割）の文化財保存活用区域が設定される可能性もある。

このため、想定できる文化財保存活用区域は、一部地区において、次の点から地区の一体化又は分割を行っている。

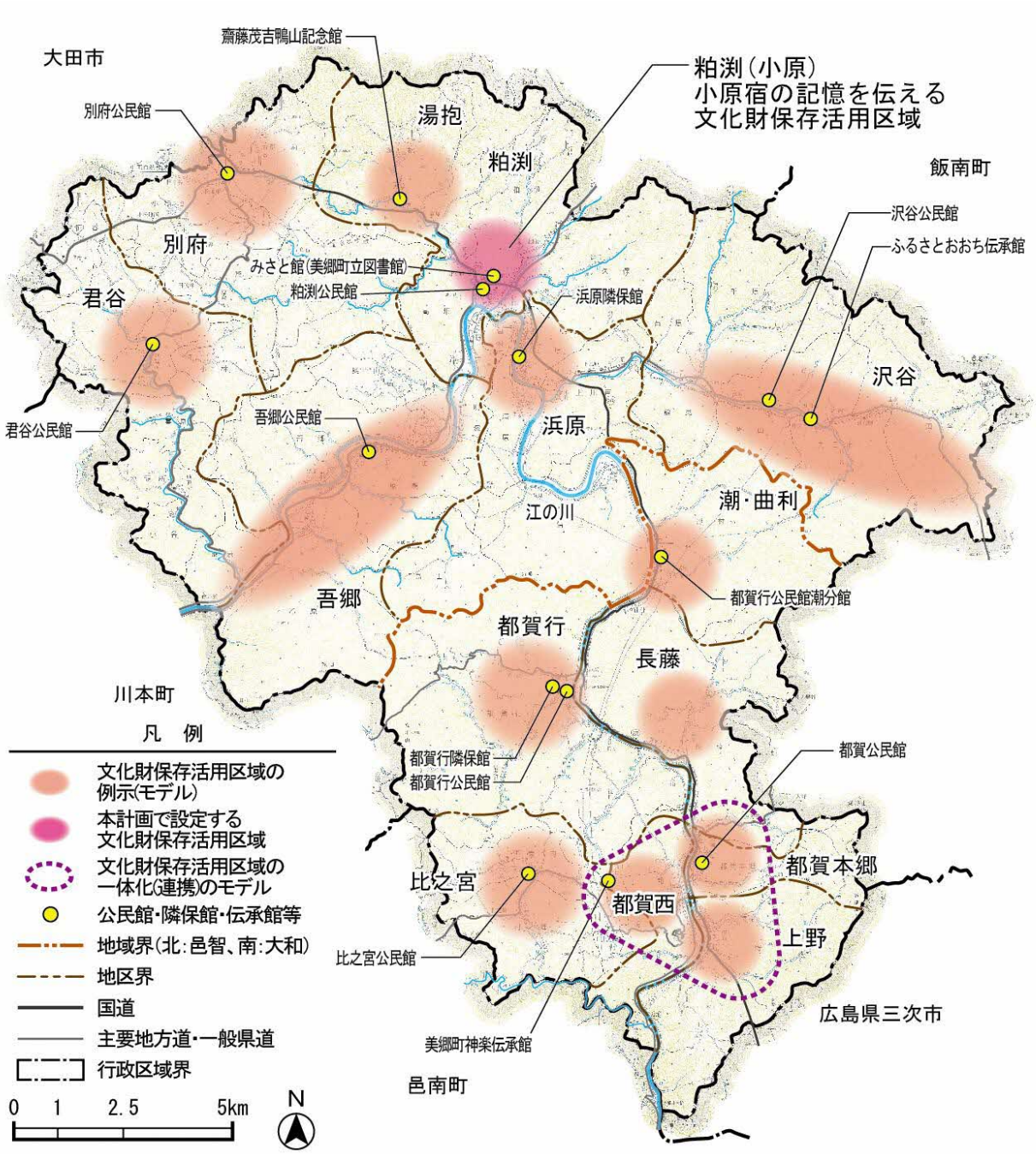
・一体化については、江の川沿いで隣接する都賀西、上野、都賀本郷の各地区の連携が現時点では想定できる。
・分割については前述のように、やや距離のある粕渕地区の小原と湯抱を分けている。
・集落が広範囲に点在する吾郷や沢谷地区でも、複数の区域設定の可能性がある。
・一部、隣接する地区の一部を含めることもある（「長藤地区の一部を潮地区」など)。

粕渕(小原)を含め、文化財保存活用区域の設定や具体化における地域住民等の活動拠点としては、９つの公民館（都賀行公民館潮分館を含む)、２つの隣保館及びみさと館（町立図書館等)、齋藤茂吉鴨山記念館、ふるさとおおち伝承館、美郷町神楽伝承館を位置づける。

今後、先導的な文化財保存活用区域の具体化（進捗）やその効果等の状況を勘案し、可能ならば幾つかについては本計画期間の後期、又は次期計画において内容等を検討し、具体化を目指す。併せて、文化財保存活用区域としてではなく、住民･地域団体等の主体的な歴史文化を活かした取組を促進（支援）するとともに、地域・地区間の情報の共有化や交流の場・機会の確保・充実に努める。

**表 6-4　文化財保存活用区域の例示（候補の区域とテーマ等）**

| 地域・地区 | | 文化財保存活用区域のテーマ（例示）<br>（太字は文化財保存活用区域として設定） | 主な構成要素（例示）<br>※[　]は指定文化財 |
|---|---|---|---|
| 邑智地域 | 君谷 | 君谷川と谷間の緑に包まれた文化財保存活用区域 | ・地頭所八幡宮<br>・京覧原城跡など |
| | 別府 | 石見銀山街道が結ぶ文化財保存活用区域 | ・石見銀山街道[国]<br>・小貝谷瓦窯跡など |
| | 吾郷 | 江の川と縄文からの足跡を体感する文化財保存活用区域<br>（下流部）天領の記憶が刻まれた鉱山跡 | ・沖丈遺跡[町]<br>・銅ヶ丸鉱山跡など |
| | **粕渕** | **小原：小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域**<br>湯抱：柿本人麻呂の足跡といで湯の文化財保存活用区域 | ・町並み、本陣跡など<br>・鴨山、湯抱温泉など |
| | 浜原 | 江の川舟運の中継地の面影を伝える文化財保存活用区域 | ・妙用寺の桜[県]<br>・二上家住宅など |
| | 沢谷 | 石見銀山街道と自然が織りなす文化財保存活用区域 | ・石見銀山街道[国]<br>・前川サクラ[町]など |
| 大和地域 | 都賀西 | 江の川とともに生きてきた文化財保存活用区域 | ・神楽[町]<br>・尼子陣所跡<br>・都賀番所跡<br>・簗漁など |
| | 上野 | | |
| | 都賀本郷 | | |
| | 長藤 | 江の川と支流の谷間に息づく文化財保存活用区域 | ・照立寺<br>・響谷道標など |
| | 潮･曲利 | 温泉と画家･中原芳煙の生家が彩る文化財保存活用区域 | ・潮温泉<br>・中原家住宅など |
| | 都賀行 | 山城跡の緑が江の川の川面に映る文化財保存活用区域 | ・水玉山城跡<br>・高梨城跡など |
| | 比之宮 | 山間の田園文化が息づく文化財保存活用区域 | ・田立建埋根命神社樫ノ木[町]<br>・棚田など |




○それぞれの区域及び地区における歴史文化を活かした取組を促進（支援）
○区域及び地域・地区間の情報の共有化や交流の場・機会の確保・充実

図 6-3　想定される文化財保存活用区域（例示：候補の区域及び区域の設定）

## ２　文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の展開

**【区域の概要】**

粕渕地区において宿場町が形成されていた一帯を小原（小原町）といい、江戸時代は宿場町であり、江の川の舟運もあったことから、たたら製鉄により生産された鉄をはじめ、様々な物資が集積し、町場が形成されていた。現在は、美郷町の役場などの公共施設も多数立地する。

江戸時代には石見銀山からの銀輸送の一行が本町に入ると、しばらくして山間のやなしお道（史跡）を通り、その西端のやなしお坂を下りて江の川の支流・尻無川沿いの小原河原に到達し、そこで別の牛馬に銀を付け替え、昼食・休憩を取った。それから、とどろき坂を上り小原宿に入ることになる。現在でも小原では、屈折点（折れ曲がり）を伴い形成された石見銀山街道の道筋をみることができ、一帯には小原本陣跡、幕末の本陣であった建物が残る旅館亀遊亭、浄土寺などが立地し、往時の面影を伝える。

**【課題】**

小原には、宿場町の名残を伝える文化財などが多数存在し、

一方、小原には江の川の舟運で栄えた歴史があり、その後には交通の要衝であったことから三江線が引かれ、その駅（粕淵駅）や鉄道・鉄橋の跡も残されているが、舟運の歴史を伝える取組、三江線の遺産の保存・活用は、それほど進んでいない。

小原では行政が主催する歴史や文化財に関する体験・学習機会だけでなく、「美郷町銀山街道を護る会」によるまち歩きなども行われているが、構成員の高齢化等でイベント等の開催が難しくなっている。また、体験・学習機会、イベントへの参加者も限定的といえる。

**【方針】**

小原における文化財や歴史を伝える説明板等の整備・更新を計画的に行うとともに、文化財に関わる地域団体等を支援しつつ、行政と地域団体等が連携した体験・学習機会やイベントの開催、情報発信等に取り組み、文化財の保存・活用を軸とした面的な魅力づくり・まちづくりを進める。

**【措置】**

文化財保存活用区域を対象とした「文化財の保存・活用とまちづくり」に関する措置は次の２つの措置（4-2-1、4-2-2）があり、「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」としての具体化を図る。

また、これら２つの措置とその他の関係する４つの措置（2-1-4、2-5-1、2-5-2、2-5-3）を連動させながら、具体化に取り組む。

〇4-2-1　文化財を活かした地区ごとの取組・まちづくりの促進（支援）
〇4-2-2　先導的文化財保存活用区域（小原）の具体化
〇2-1-4　文化財めぐりや体験機会等の確保・充実
〇2-5-1　案内板・説明板等の計画的な整備・更新
〇2-5-2　文化財を活かした魅力づくり
〇2-5-3　先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実

表 6-5　文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の措置

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">措置</th><th colspan="3">取組時期（令和 6～15 年度：2024～2033）</th></tr>
<tr><th>前期（R6～R8）</th><th>中期（R9～R11）</th><th>後期（R12～R15）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">本文化財保存活用区域に関する措置…「文化財の保存・活用とまちづくり」に関する措置</td><td>継続</td><td>4-2-1　文化財を活かした地区ごとの取組・まちづくりの促進（支援）<br><br>※事業の主体等及び財源は、第5章の該当する措置を参照（下記も同様）</td><td>・文化財の保存・活用、文化財を活かしたまちづくり活動の支援（下記 4-2-2 と連動）<br>・地域・地区間の情報の共有化、交流の場・機会の確保・充実</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新規</td><td rowspan="2">4-2-2　先導的文化財保存活用区域（小原）の具体化</td><td rowspan="2">・未指定文化財を含めた文化財の洗い出し<br>・関連文化財群との連動した取組の検討</td><td>同左</td><td></td></tr>
<tr><td>・テーマ等を設定した小原のまち歩き等の開催（リレーイベント等）<br>・小原の歴史や文化財に関する学習機会の確保<br>・関係する案内板・説明板等の整備・更新<br>・小原におけるAR・VR等の活用の検討</td><td>同左<br><br>・他の文化財保存活用区域の具体化に向けた検討</td></tr>
<tr><td colspan="5">関係する措置に関しては、文化財保存活用区域を考慮した内容を検討・具体化<br>↑</td></tr>
<tr><td rowspan="5">関係する措置</td><td>拡充</td><td>2-1-5　文化財めぐりや体験機会等の確保・充実</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>継続</td><td>2-5-1　案内板・説明板等の計画的な整備・更新</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>継続</td><td>2-5-2　便益施設等の情報提供と充実</td><td>情報提供（発信）</td><td>情報提供（発信）<br>設備等の更新・充実の検討</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>継続</td><td>2-5-3　文化財を活かした魅力づくり</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>新規</td><td>2-5-4　先端技術を活かした情報提供・発信機能等の整備・充実</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※取組の主体等については第５章の表の関係する措置（事業）を参照

表 6-6　文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の構成要素

| 区　分 | | | 構成要素 |
|---|---|---|---|
| 文化財 | 指定文化財 | | ― |
| | 未指定文化財 | 有形文化財 | ＜建造物＞<br>**建築物**<br>・林家住宅<br>・林（前林）家住宅<br>・浄土寺（四脚門等）<br>・旅館亀遊亭（幕末の本陣）<br>・旧三江線の駅舎：旧粕渕駅<br>**石造物**<br>・妙法連華経千部塔<br>**橋梁（旧三江線）**<br>・旧第一江川鉄橋<br>＜美術工芸品＞<br>**工芸品：鰻絵**<br>・鳳凰<br>・鍾馗<br>**工芸品：灯籠、石像**<br>・粕渕稲荷神社石灯籠一対<br>・円光寺十六羅漢<br>**歴史資料**<br>・円光寺石碑三基 |
| | | 民俗文化財 | ＜無形の民俗文化財＞<br>・アユ料理、その他の川魚料理 |
| | | 記念物 | ＜遺跡＞<br>・石見銀山街道（未指定：とどろき坂、町中のルート）<br>・小原本陣跡<br>・旧三江線の線路跡<br>＜植物＞<br>・浄土寺の桜<br>・邑智小学校の桜 |
| | | 文化的景観 | ・江の川とその周辺の文化的景観 |
| | | その他 | ・舟運や川に関する地名：粕渕 |
| 文化財の保存・活用に関係する公共施設 | | | ・粕渕公民館<br>・みさと館（美郷町立図書館「みさと本の森」、町民ホール、研修室等） |




図 6-4　文化財保存活用区域「小原宿の記憶を伝える文化財保存活用区域」の構成要素

# 第７章　文化財の保存・活用の推進体制

## 第１節　美郷町及び関係機関・団体

### １　美郷町（行政）の体制

美郷町として、本計画に基づく文化財の保存・活用を進めるとともに、文化財を活かしたまちづくり・地域の活性化を促進（支援）するため、第５章第５節「文化財の保存・活用の推進体制づくり」で示した措置の展開を図りながら、庁内連携体制の充実・強化とともに、関係機関、地域団体等との連携を進める。

本計画に関係する庁内部署は、令和６年(2024)３月現在、次のようになる。なお、ここで示している部署以外で、文化財の保存・活用において協議・連携が必要となった場合には、適切に対応する。

**【教育委員会事務局】**

**■文化財・文化振興係（文化財行政の主担当及び本計画推進の事務局）**

教育委員会の職員数：37 人（令和５年度、公民館を含む、教育長は除く）

うち文化財・文化振興係の職員数：３人（文化財専門職はいない）

**＜主な業務＞**

・文化財

・バリ文化振興（交流 30 周年事業）

・齋藤茂吉鴨山記念館、ふるさとおおち伝承館の管理運営等

・国際交流

**■その他の係等**

〇学校教育係

〇社会教育係

〇図書館係

〇カヌー振興係

〇公民館（管理運営等）

**【町長部局】**

**■総務課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・防災係：防災、消防、危機管理、防災無線、空き家対策、交通安全、防犯

・交流センター：地域活動支援

**■企画推進課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・プロジェクト推進係：連携プロジェクト推進

・企画係：長期総合計画、地方創生総合戦略、景観、広報・広聴

・町づくり係：公共交通・地方交通対策、三江線跡地管理

**■情報・未来技術戦略課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・情報・未来技術戦略係：ＩＣＴ・未来技術活用プロジェクト、庁内ＩＴ・システム、

町ブランディング、ホームページ・SNS

**■美郷暮らし推進課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・地域振興係：自治会、集落対策、地域おこし協力隊、大人の山留学、小さな拠点づくり、ＮＰＯ、地域振興（各種助成）、地域コミュニティ計画

・定住推進係：移住・定住（ＵＩターン）、活動人口・関係人口、サテライトオフィス、空き家活用・空き家バンク、ふるさと納税、都市交流

**■健康福祉課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・健康推進係：食育

**■産業振興課**

**＜文化財の保存・活用との関連が想定される主な業務＞**

・農業振興係：農業関連事業（水田農業、集落営農、担い手育成、農地災害等）、薬草栽培・普及、産業祭、特産品

・商工振興係：観光対策、観光資源魅力化推進、旧ＪＲ三江線トンネル活用、産直市・産直ネットワーク、神楽振興

・美郷町観光協会（支援、連携）

## ２　町内の関係機関及び団体

### （１）町内の関係機関

美郷町が設置している文化財の保存・活用に関係する機関は、次のとおりである。

**■美郷町文化財保護審議会**

・審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。…美郷町文化財保護条例第 17 条

### （２）町内の文化財に関係する地域団体・関係団体（民間）

文化財の保存・活用に関係する地域団体・関係団体（民間）は、次のとおりである。

**■美郷町観光協会**

・美郷町の観光振興を図るため、関係する情報の発信などに取り組んでいる。

**■古文書を読む会**

・美郷町に存在する古文書を把握し、古文書の解読、調査成果の公開などに取り組んでいる。

**■美郷町銀山街道を護る会**

・石見銀山街道を守る活動やイベント（ウォーク）開催などに取り組んでいる。

**■神楽連絡協議会**

・神楽の保存団体が連携し、神楽の上演や継承者の育成などに取り組んでいる。

**■自治会、連合自治会**

・町内には 100 を超える自治会（令和５年度現在：103 自治会）があり、それらが所在する地区（13 地区）ごとに連合自治会が組織されている。

## ３　町外（内外）の関係機関

美郷町の文化財の保存・活用に関係する町外の機関をあげると、次のようになる。

**【国及び関係機関】**

○文化庁

○文化財防災センター（独立行政法人国立文化財機構）

○その他事業に関係する国の機関

**【島根県】**

○島根県教育庁文化財課

○その他島根県の関係部署

**【県・市町村・その他】**

○銀山街道沿線市町等連絡協議会（行政中心の団体）：石見銀山街道（大田市～尾道市）の関係市町及び国の関係機関（河川国道事務所等）、関係する県・団体

○銀の道広域連携実行委員会（民間主体の団体）

○日本遺産（神楽）の関係市町

**【大学等研究機関】**

○これまでに文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用に関わっている大学等研究機関（学識経験者）

○今後、文化財の調査や計画の策定・作成、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関（学識経験者）

## ４　文化財保存活用支援団体について

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置づけたものである。

支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。

美郷町においては、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、指定に向けて取り組むこととする。

## 第２節　地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

美郷町では、美郷町第１次及び第２次長期総合計画において「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」を基本理念に掲げている。文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組んでいくため、次頁のような体制の構築を目指す。

地域ぐるみで文化財の保存･活用を推進する母体として、「美郷町文化財保存活用地域計画作成委員会」を発展的に再構築し、新たに「美郷町歴史文化のまちづくり推進協議会」（仮称）の設置を検討する。これは文化財の所有者、関係する住民・地域団体、学識経験者、行政、関係機関等の情報交換と共有化、交流・連携、さらには協働の取組を推進する協議の場となる。また、個別・具体の取組に対して迅速・的確に対応することが求められる場合には、必要に応じて部会・プロジェクトチーム等の設置に柔軟に対応する。

こうした体制のもとに、文化財の所有者等や行政に加え、住民・地域団体等、さらには町外の人々・団体を含め、多様な主体の協力・参加により、文化財の価値の共有化を進めつつ、未指定を含む文化財の保存・活用を進める。

さらに、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制の構築につながるリーディングプロジェクト的な取組として、次の新規の措置（事業）を位置づけ、住民・地域団体等と行政の協働の取組を推進し、全町的な観点から地域・地区に波及させる。

**1-1-1　住民調査員による文化財把握調査の実施（2-2-1、5-1-1 と連動）**

・住民調査員による調査の仕組み・体制を確立し、人材の育成・確保を行いつつ、住民が主体となった調査を進め、その成果を整理・活用するといともに、こうした調査の輪を広げる。

**2-4-4　地域資料整理室（仮称）の確保・整備**

・未指定を含めた文化財の供託等に対応できる収蔵･保管場所の確保･整備においては、少なくとも１か所は、古文書を読む会等と連携し、収蔵・保管資料の整理や調査研究等の場となる地域資料整理室（仮称）としての活用を図る。

・地域資料整理室（仮称）は、子どもたちを含め、住民等が気軽に立ち寄ったり、情報を持ち寄ったり、学んだり、発見したりできる環境の確保に努める。

**4-1-2　先導的関連文化財群（石見銀山街道と江の川関連）の具体化**

・行政だけでなく、住民・地域団体等が主体となった関連文化財群「銀山街道と江の川の交流・交易の遺産」に関する様々な取組を行い、関連文化財群を通じた地域の魅力づくり、活性化（まちづくり）につなげる。

・こうした取組を他の関連文化財群の設定と活動に波及させ、各地域・地区及び町域全体での魅力づくり、活性化（まちづくり）につなげる。

**4-2-2　先導的文化財保存活用区域（小原地区）の具体化**

・粕渕（小原地区）において、まちめぐりや季節ごとの行事、地区の歴史文化の掘り起こしと保存・活用、まちの清掃美化や修景、案内板・説明板を含めたガイダンス機能の充実などに取り組み、歴史文化を活かした地区の魅力づくり、活性化（まちづくり）につなげる。

・小原地区での取組を先導的文化財保存活用区域として、他地区に波及させる。

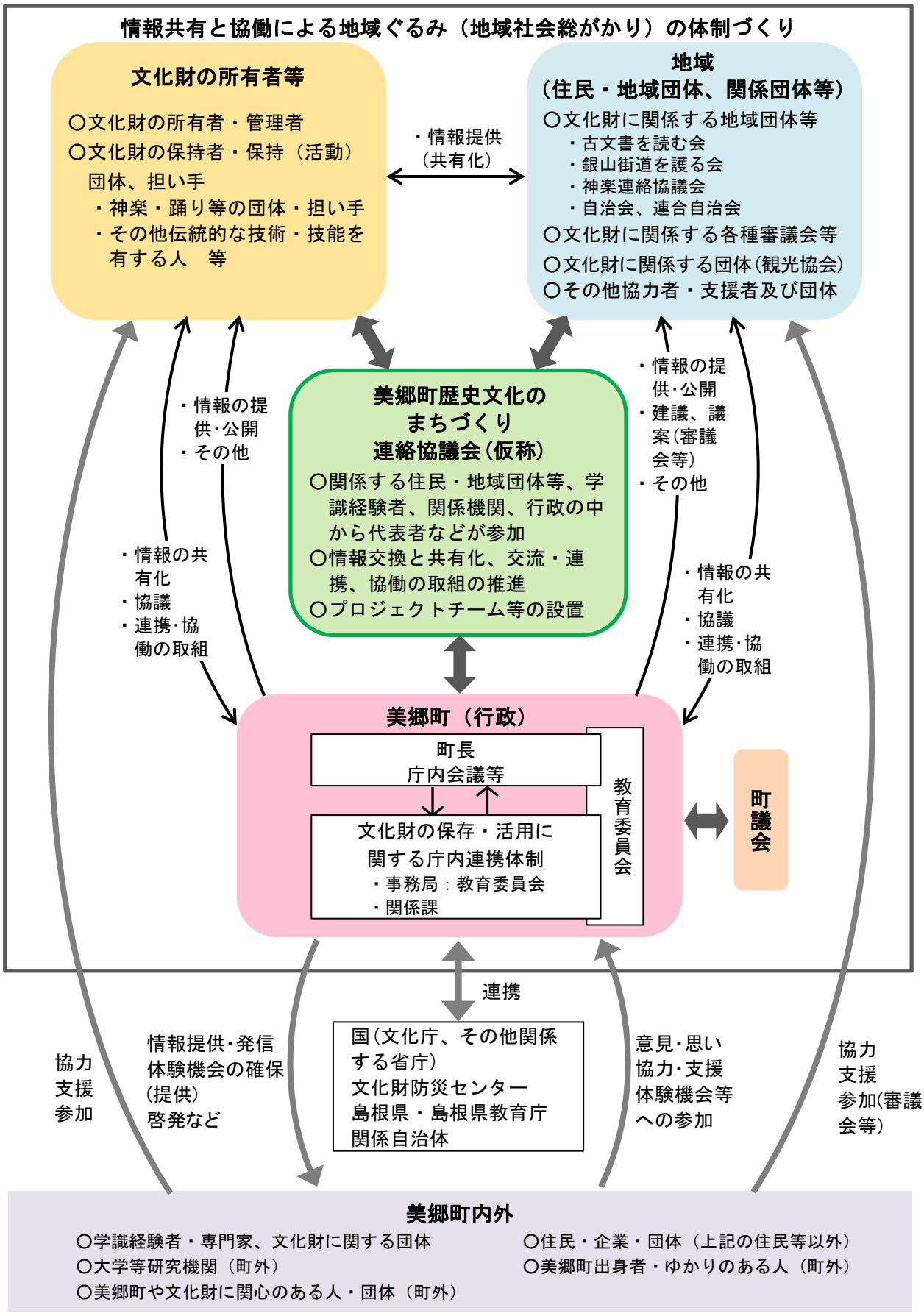



図 7-1　文化財の保存・活用に向けた地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

## 第３節　計画の進行管理と体制

本計画に関わる措置（事業）を具体化し、効果を発揮させるためには、的確な計画の進行管理が求められる。

その方法としては、毎年度又は前期・中期・後期の節目の段階で、措置（事業）の経過観察を行いつつ、その結果をＰＤＣＡサイクルに反映することとする。その手順としては、次の３つの段階が考えられる。

これらのうち段階１は、原則、毎年度、施策（事業）の実施の有無及び実現状況を確認することになる。

段階２は措置（事業）を実施した年度において、該当する措置に関して妥当性・効果の確認及び評価を行うことになる。

段階３は、措置（事業）が目標（将来像）に寄与するためには、時間（期間）を要すことが想定されることから、原則、前期・中期・後期の最終年度に寄与の状況等を把握する。

**段階１：措置（事業）の実現状況の確認（点検）**

・施策（事業）の実施の有無、実現状況の把握。

・実施していない施策・事業の確認、理由の整理。

・実施の有無だけでなく、状況・内容も把握し、段階２につなぐ（効果の判断材料）。

**段階２：実施した措置（事業）の妥当性・効果の確認及び評価**

・実施した措置（事業）は円滑・適正に進められているかの確認・評価。

・効果の確認・評価。

・円滑に進んでいる又はその逆の場合の要因の検討。

・効果が発揮できている要因又はその逆の場合の要因の検討。

**段階３：目標（将来像）への寄与と改善点・課題の把握**

・目標（将来像）への寄与の状況を分析する。

・評価できる点を見いだす。

・改善点を見いだす。

・積み残した課題、新たな課題を検討・把握する。

また、各段階の結果については、ＰＤＣＡサイクルの考え方を活用しつつ、適宜、措置（事業）の効果的な実施や改善、更には計画の見直し、改定につなぐ。

措置（事業）の評価などについては、庁内だけでなく、美郷町文化財保護審議会や前記の「美郷町歴史文化のまちづくり推進協議会」（仮称）、その他の外部の意見把握（外部評価）を検討する。